

目 次

第1章 中小企業連携組織対策

1. 組合制度	1
2. 中小企業連携組織の推進に対する助成	3
3. 新たな連携の推進に対する助成	3
4. 中小企業団体中央会	6

第2章 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

1. 資金供給の円滑化・多様化	8
2. 中小企業のための税制	12

第3章 経営革新・創業の促進

1. 法律による総合的支援	19
2. 財石川県デザインセンターによるデザイン振興事業	26
3. 石川県工業試験場の技術支援	28
4. 経営革新の促進	30
5. 財石川県産業創出支援機構	32

第4章 経営基盤の強化

1. 経営資源の確保	36
2. 産業集積の活性化	42
3. 創造的産業等立地促進制度（石川県）	43
4. 中心市街地の活性化	50
5. 中小商業の振興	54
6. 中小企業の物流効率化	55
7. 労働対策	60
石川労働局雇用均等室	65
独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター	70
8. 取引の適正化	78
9. 下請中小企業の振興	83
10. 財石川県産業創出支援機構 販路開拓事業	85
11. 国等からの受注機会の増大	87

第5章 環境変化への対応

1. 経営安定対策	89
-----------------	----

第6章 小規模企業対策

1. 商工会・商工会議所を通じた施策	92
2. 小規模企業者のための金融	93
3. 設備資金貸付制度・設備貸与制度	94
(財)石川県産業創出支援機構)	
4. 延払いによる機械設備貸与制度のあらまし	98
(石川県鉄工機電協会)	
5. 小規模企業共済制度	99

第7章 県内各市の中小企業施策

1. 金沢市	100
2. 加賀市	105
3. 小松市	107
4. 松任市	110
5. 羽咋市	111
6. 七尾市	113
7. 輪島市	114
8. 珠洲市	116

第 1 章 中小企業連携組織対策

中小企業は一般に規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によって不利な立場に立たされている場合が多く、そのため、同業者などが相寄り集まって組織化することは、生産性の高揚を図り、価値実現力を高め、あるいは対外交渉力の強化を図るための有効な方策の一つであるといえます。この中小企業の組織化を図るための手段としては、中小企業組合、共同出資会社による会社、任意グループ等の手段があり、参加する中小企業者の目的に合った組織を選択し、活用する必要があります。

1. 組合制度

中小企業の組合制度には、「中小企業等協同組合法」に基づく事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、「中小企業団体の組織に関する法律」に基づく商工組合、商工組合連合会、協業組合、「商店街振興組合法」に基づく商店街振興組合、商店街振興組合連合会があります。

また、生活衛生営業関係、酒類業関係、内航海運業関係等についてもそれぞれの組織法に基づく組合制度があります。

中小企業等協同組合法に基づく組合制度

事業協同組合

事業協同組合は、共同事業によって組合員の経営の近代化・合理化、取引条件の改善等を図るための組合です。4人以上の事業者が集まれば設立できますので、中小企業が共同事業を行う際に最も活用される基本的な組合です。組合への加入・脱退は自由で、組合員の議決権及び選挙権は平等です。

組合の共同事業は、組合員の事業に関するものであれば、ほとんどの事業が実施できます（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法による認定組合（融合化組合）については、組合員の現行の事業分野に属さない新しい事業分野の研究開発事業（知識融合開発事業）も実施できます）。具体的な事業には、ア）生産、加工、販売、購入、保管、輸送、検査、受注、研究その他の共同事業（共同経済事業）、イ）事業資金の貸付、ウ）福利厚生事業、エ）教育情報事業、オ）団体協約の締結、カ）債務保証、キ）組合員の新たな分野進出の円滑化を図るための事業などがあります。

事業協同小組合

事業協同小組合は、主に事業者自身の勤労によって事業を行っているような小規模事業者のための組織で、組合員資格は従業員5人（商業・サービス業では2人）以下の事業者に限られています。実施できる事業の内容などは事業協同組合と同じです。

火災共済協同組合

火災共済協同組合は、火災、爆発、風水害等による組合員の損害を補填し、組合員の事業の安定を図るための共済事業を行う組合です。1都道府県に1組合、また業種別組合については1業種につき全国で1組合しか設立できません。

信用協同組合	信用協同組合は、組合組織による中小企業専門金融機関です。中小企業者や勤労者等の相互扶助を目的に、組合員に対する預金の受入れや資金の貸付などの金融事業を行います。
協同組合連合会	協同組合連合会は、協同組合（企業組合は除く）の上部団体で、各種の組合において2組合以上が会員となって組織するものです。事業は組合の種類によってそれぞれ異なりますが、個別の組合が単独で行うよりも大きな効果が期待できる共同事業（例えば、共同宣伝や共同広告など。火災共済協同組合連合会では再共済事業）を行い、会員である協同組合及び組合員の経済的地位の向上を図っています。
企業組合	企業組合は、独特の協同組合の形態であり、その組合員は自己の資本と労働力とのすべてを組合に投入し、企業組合自体が1個の企業体として事業を行うものです。 したがって組合員は、組合の経営に参画するとともに、原則として組合の事業に従事して報酬を受ける勤労者の存在となるものです。このように、この組合の活動は、外見からは会社に類似していますが、内部的には協同組合の原則によって運営されます。 このような企業組合は、小規模事業者が企業合同により、その経営単位を拡大して、経済的地位を向上するための組織として、利用されるとともに、創業・新事業挑戦のための多様なパートナーシップ組織として利用されているものです。

中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合制度

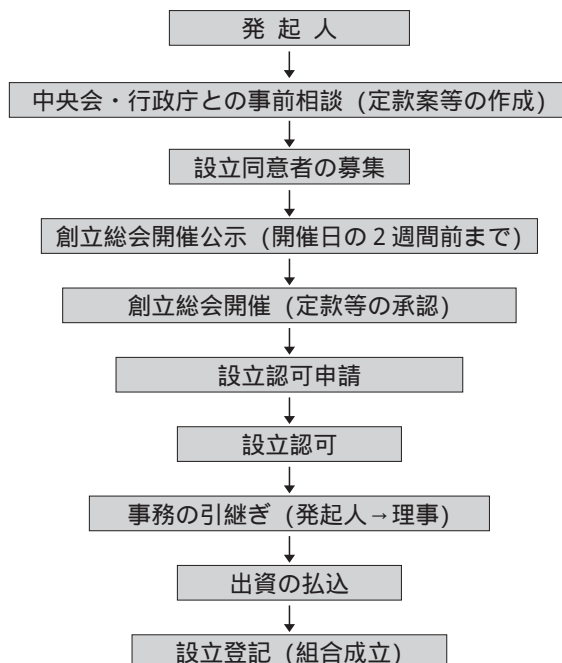
協業組合	協業組合は、企業規模の適正化による生産性の向上等を目的に、組合員の事業を協業（統合）し、組合自体が一つの独立した企業体として事業を行う組合です。協業する事業は、組合員の生産、販売などの事業の全部（全部協業）であっても、事業の一部（一部協業）であってもかまいません。 組合員には協業対象となった事業について競業禁止義務があり、組合の事業と実質的に競争関係にある事業を行うことができません。また、協業組合には一定割合の中小企業者以外の者の加入が認められるほか、事業協同組合等に比べて出資制限が緩和されており、出資比例の議決権付与も認められています。
商工組合	商工組合は、業界全体の中小企業者を代表して、その事業の改善・発達を図ることを目的としており、同業組合としての性格を持っています。組合の地区は、ア) 原則として1都道府県以上であること、イ) 地区内の同業者の半数以上が加入することなどとなっており、同業種では地区内に1組合しか設立が認められません。 商工組合が行う事業には、ア) 指導等事業、イ) 共同経済事業（出資組合に限る）などがあります。
商工組合連合会	商工組合連合会は、商工組合の上部団体であり、会員である商工組合又は商工組合連合会の行う事業の総合的な事業を行うことにより、中小企業者が営む事業の改善・発達を図っています。

商店街振興組合法に基づく組合制度

商店街振興組合 商店街振興組合連合会	商店街振興組合、同連合会は、「商店街振興組合法」に基づくもので、商店街が形成されている地域において、小売商業又はサービス業に属する事業その他の事業を営む者のための組織であって、共同経済事業や環境整備事業を行うことを目的とするものです。
-----------------------	---

組合の設立手続

組合を設立するには、行政庁の認可を必要とするなど、一定の手続きを経なければなりません。設立手続は組合の種類により若干異なりますが、代表的組合である事業協同組合の設立手続を簡単に示すと、以下のようになります。



2. 中小企業連携組織の推進に対する助成

中小企業連携組織等支援事業

組合等が専門家を活用して様々な問題を解決しようとする場合や研修会を実施する場合に支援します。

中小企業活路開拓調査・実現化事業

地域の業界全体を取り巻く問題解決に積極的に取り組む組合等が、問題解決のため調査及び実現化等を行う事業に対して支援します。

外国人研修生共同受入事業

外国人研修生の共同受入事業を行っている組合が、組合員に対し外国人研修生受入のための講習会を開催する事業に対して支援します。

意匠・デザイン保全事業

個々の企業の実情に応じた各種手続き等の個別具体的な相談や企業のデザイン保全制度を活用するための体制づくりの指導等を支援することにより、中小企業のデザインの保全に対する取り組みを全国規模で支援する公益法人が行うデザイン保全制度の活用促進に対し助成します。

3. 新たな連携の推進に対する助成

新連携対策委託事業

専門知識や高度な技術等を有しながら具体的事業化を考える組合等、企業、個人、NPO等が自己の欠けている機能を連携により補完し、事業化しようとする取り組みを支援します。

現行組合制度の概要一覧

組合の種類	組合の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	企業組合	協業組合
(1) 目的		組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化及び経済活動の機会の確保	組合員への直接の奉仕、組合員の経営合理化	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進
(2) 性 格		人的結合体	人的結合体	人的、物的結合体
(3) 事 業		組合員の事業に関する共同経済事業、資金の貸付け、福利厚生、債務保証、その他	定款に掲げる事業（商業、工業、鉱業、サービス業、その他）	協業の対象事業、関連事業、附帯事業
(4) 設 立		行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
(5) 設 立 要 件		4人以上の事業者	4人以上の個人	4人以上の事業者
(6) 組 合 員 資 格		地区内の小規模の事業者	個人及び法人など	中小企業者及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者（相続人以外にも推定相続人について特例を認める）
(7) 組 合 員 責 任		有限責任	有限責任	有限責任
(8) 発 起 人 数		4人以上	4人以上	4人以上
(9) 加 入		自由	自由	組合の加入の承諾
(10) 任 意 脱 退		自由	自由	持分譲渡による
(11) 組 合 員 割 合		ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない
(12) 従 事 割 合		ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない
(13) 出 資 限 度		100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（脱退の場合100分の35）	100分の50未満
(14) 議 決 権		1人1票	1人1票	平等（ただし出資比例の議決権も認める）
(15) 員 外 利 用		原則として組合員の利用分量の100分の20まで	ない	ない
(16) 配 当		利用分量配当又は出資配当（1割まで）	従事分量配当又は出資配当（2割まで）	定款で定める場合を除き出資配当
(17) 組 織 変 更		協業組合へ 株式会社へ 商工組合へ 有限会社へ	協業組合へ 株式会社へ 有限会社へ	株式会社へ 有限会社へ
(18) 根 拠 法 規		中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	中小企業団体の組織に関する法律
(19) 許可を受ける行政庁		地区が1都道府県の場合は都道府県知事 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 全国は所管大臣	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事	主たる事務所所在地を管轄する都道府県知事 2都道府県以上に事務所を有するときは経済産業局等地方支分部局の長

商 工 組 合	火災共済協同組合	信 用 協 同 組 合	商店街振興組合
資格事業の改善発達、経営の安定合理化	火災等による財産補償	資金の貸付け、預金の受入れ	組合員への直接奉仕 組合員の経営合理化 商店街地域の環境整備
人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体
指導教育事業、共同経済事業（出資組合のみ）、その他	組合員の火災等による損害補てんのための共済	組合員に対する資金の貸付け、預金、定期積金の受入れ等	組合員の事業に関する商店街の環境整備事業、共同経済事業
行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可	行政庁の認可
地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	1,000人以上が加入すること、出資額200万円以上（連合会は500万円以上）	300人以上が加入すること、出資金1,000万円以上（東京都のほか金融庁長官の指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上）	30人以上が近接してその事業を営むこと
地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めれば3分の1未満の中小企業者以外の者	地区内において商業、工業、運送業等（農業、林業、水産業を除く）を行う小規模の事業者	地区内において定款で定める小規模の事業者又は地区内に住所を有する者、勤労者	地区内で小売業又はサービス業を営む者、定款で定めるときはこれ以上の者
有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
4人以上	4人以上	4人以上	7人以上
自由	自由	自由	自由
自由	自由	自由	自由
ない	ない	ない	ない
ない	ない	ない	ない
100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の25（合併、脱退の場合100分の35）	100分の10	100分の25
1人1票	1人1票	1人1票	1人1票
原則として組合員の利用分量の100分の20まで	組合員（親族等を含む）の利用分量の100分の20まで	原則として100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで
利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）	利用分量配当又は出資配当（1割まで）
事業協同組合へ（出資組合のみ）			
中小企業団体の組織に関する法律	中小企業等協同組合法	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
地区が1都道府県の場合は都道府県知事 地区が2都道府県以上は経済産業局等地方支分部局の長 全国は所管大臣	都道府県知事 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）と経済産業大臣の共管	地区が1都道府県の場合は都道府県知事 地区が2都道府県以上は財務局長 全国は内閣総理大臣（金融庁長官）	地区が1の市又は特別区の場合は市又は特別区の長 地区が市又は特別区を超える場合は都道府県知事

4. 中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、中小企業等協同組合法に基づき、組合の指導・連絡機関として設立されている団体で、組合等を会員として組織されており、各都道府県にそれぞれ1つと、中央には全国中央会があります。

中央会は組合の設立をはじめ、組合運営全般にわたり巡回指導や個別専門指導・集中指導などの指導を行うなど、中小企業の組織化を推進しているほか、金融、税制、労働、情報化等中小企業が抱えている多くの問題について相談に応じています。中央会の指導・相談対象は、組合に限らず中小企業の任意グループ、共同出資会社、公益法人など様々な中小企業の連携組織にも及んでいます。また、組合管理者講習、組合情報化推進研修、組合指導者（後継者）養成特別研修、青年部女性部研修、優秀従業員海外研修などの人材養成事業も行っています。この他、組合や中小企業の経営に関する情報の提供を行うとともに、中小企業が直面する諸問題に関する調査・研究や中小企業施策について、国や地方公共団体に対し建議・陳情を行うなど、中小企業の地位向上のため幅広い活動を行っています。

全国中小企業団体中央会	東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル 電話：03-3523-4901 FAX：03-3523-4909 http://www.chuokai.or.jp/
石川県中小企業団体中央会	金沢市鞍月2-1 石川県地場産業振興センター本館3F 電話：076-267-7711 FAX：076-267-7720 http://www.icnet.or.jp E-mail:chuokai@icnet.or.jp

組 合 の 設 立	組合の設立相談に常時応じています。組合制度の説明、認可行政庁との連絡・調整、創立総会の運営など組合設立まで一貫したお手伝いをします。
組 合 の 運 営	組合運営上の問題（法律、会計、税務、事業運営、管理等）の相談に常時応じるとともに、直接組合を巡回して相談に応じます。また、組合が特別の問題を抱えその解決に専門的な知識を必要とする場合には、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等の専門家を派遣する「個別専門指導事業」を実施しています。
青 年 部 の 育 成	組合の次代を担う青年部の結成・運営等の相談に常時応じています。 また、組合青年部が実施する研修会等への支援、組合青年部の連合組織である石川県中小企業青年中央会の活動を支援します。
女 性 部 の 育 成	斬新な英知と感性をもつ女性部の結成・運営等の相談に常時応じています。また、組合女性部が実施する研修会等への支援、組合女性部の連合組織である石川県中小企業団体中央会女性部の活動を支援します。
人 材 養 成	中小企業の経営者、若手後継者、従業員、組合等の役職員を対象に組合管理者講習会、青年部講習会、各種研修会を実施します。
官 公 需	中小企業の官公需受注の拡大を図るため、県内の官公庁より発注及び落札等の情報を収集し、組合への提供を行っています。 また、「官公需適格組合証明」申請の指導を行っています。

任意組織，共同 出資会社等の設 立・運営	任意組織，共同出資会社，公益法人等，組合以外の多角的連携組織を中央会の指導対象範囲に加え，その設立・運営の相談に応じます。
助 成 事 業	組合等の運営の健全化並びに組合業界の振興発展を図るため，各種の事業に対してその経費を助成します。
労 働	労働時間短縮，労働環境の改善など組合や組合員企業の労働に関する相談に常時応じます。
表彰，後援，建 議・陳情	国や石川県への優良組合，組合功労者等の表彰申請に関し推薦を行うほか，必要に応じ政府，政党，地方自治体，その他関係方面に対し建議・陳情又は要望を行います。
情 報 化	組合の情報ネットワーク構築に対しての企画調査やシステム設計に助成するほか，組合や組合員の情報化やマルチメディアに関する相談に専門家を派遣する事業を実施します。
情 報 の 提 供	機関誌「中央会会報」及び「組合活性化情報」をはじめ，中小企業や中小企業組合に関する各種の情報を提供します。
調 査 ， 研 究	毎年「中小企業労働事情実態調査」を実施しているほか，県内主要業界に情報連絡員，景況調査員を配置し，景気動向を調査します。 また，組織化，組合運営，サービス，近代化，組合人材，業種別活性化等をテーマに「組合特定問題研究会」を実施します。
P L 保険・各種 共済制度の普及	P L（製造物責任）法の施行による損害賠償に備え，中央会独自の中小企業 P L 保険の加入を促進しています。また，生命保険会社とタイアップして個人年金や疾病保険等の団体加入を促進するほか，国の中小企業倒産防止共済制度，小規模企業共済制度の業務委託団体としてその普及拡大に努めます。

任意グループ、共同出資会社等への 相談・指導・支援も行っています。

本会では従来、中小企業組合制度にもとづき中小企業の組織化による振興を図ってきましたが、さらに組合制度にこだわらない、任意グループや共同出資会社等の様々な中小企業組織に対してその支援を拡大しています。

組合制度にもとづく中小企業の組織化はいわばハードな組織と言えますが、任意グループ等は緩やかな繋がりによるいわばソフトな組織化

といえます。また、共同事業を進めるに当たって中小企業者が取りうる組織形態は組織制度の他に、共同出資会社など様々であり、それらへの支援も本会の重要な使命と考えています。

具体的には、任意グループや共同出資会社などへの発足・運営相談、事業費助成、他組織の支援・連携情報の提供及び中小企業ネットワークの形勢などを支援します。

第2章 資金供給の円滑化及び自己資本の充実

中小企業は一般に、資金調達力が弱く、金融難が企業経営上かなりの隘路となっています。そのため、政府によって中小企業専門の金融機関が設けられるなど、金融上様々な助成措置が講じられており、中小企業の金融の円滑化が図られています。

1. 資金供給の円滑化・多様化

中小企業金融公庫

中小企業金融公庫は、中小企業の成長・発展を促進するため、一般の金融機関から供給を受けにくい設備資金や長期運転資金を中小企業者に供給することを目的として、昭和28年に設立された全額政府出資の金融機関です。貸付けを行うための資金源は、政府からの出資（資本金として4,482億1,500万円（平成16年2月末））、財政融資資金からの借入金等ですが、政府保証債の発行による調達も行っています。

公庫の貸付けには一般貸付と特別貸付があり、さらに貸付けの方法によって直接貸付と代理貸付とに分かれます。また、資金使途別には、設備資金と長期運転資金に分かれます。

《問い合わせ先》

本店 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル ☎03-3270-1260(代)
金沢支店 金沢市丸の内4-12 金沢中央ビル ☎076-231-4275

国民生活金融公庫

国民生活金融公庫は、昭和24年に設立された旧国民金融公庫と昭和42年に設立された旧環境衛生金融公庫との統合により、平成11年10月1日に発足しました。その目的は、独立して継続が可能な事業について当該事業の経営安定を図るための資金、生活衛生関係の営業について衛生水準を高めるための資金その他の資金であって、一般の金融機関からその融通を受けることを困難とするものを供給し、もって国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他国民生活の向上に寄与することとなっています。

貸付けを行うための資金は、政府からの出資（資本金として平成15年3月末現在3,479億7,100万円）、財政融資資金からの借入金・回収金等によって賄われています。

公庫の貸付けは、次の種類に分かれ、本店・支店（平成16年2月末現在152支店）又は代理店（平成16年2月末現在教育資金貸付除き453、全代理店661機関において業務が行われています。

《お問い合わせ先》

本店 東京都千代田区大手町1-9-3 公庫ビル ☎03-3270-1361(代)
金沢支店 金沢市川岸町47 ☎076-263-7191
小松支店 小松市園町2-1 ☎0761-21-9101

商工組合中央金庫

商工組合中央金庫（以下「商工中金」という）は、商工組合中央金庫法に基づき、中小企業等協同組合のほか主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化を図るため必要な業務を営むことを目的として昭和11年に設立されました。

商工中金の資本金は、政府の出資金と所属資格のある団体の出資金から成り立っています。出資金のほか預金の受入れ、債券の発行及び政府からの財政資金の受入

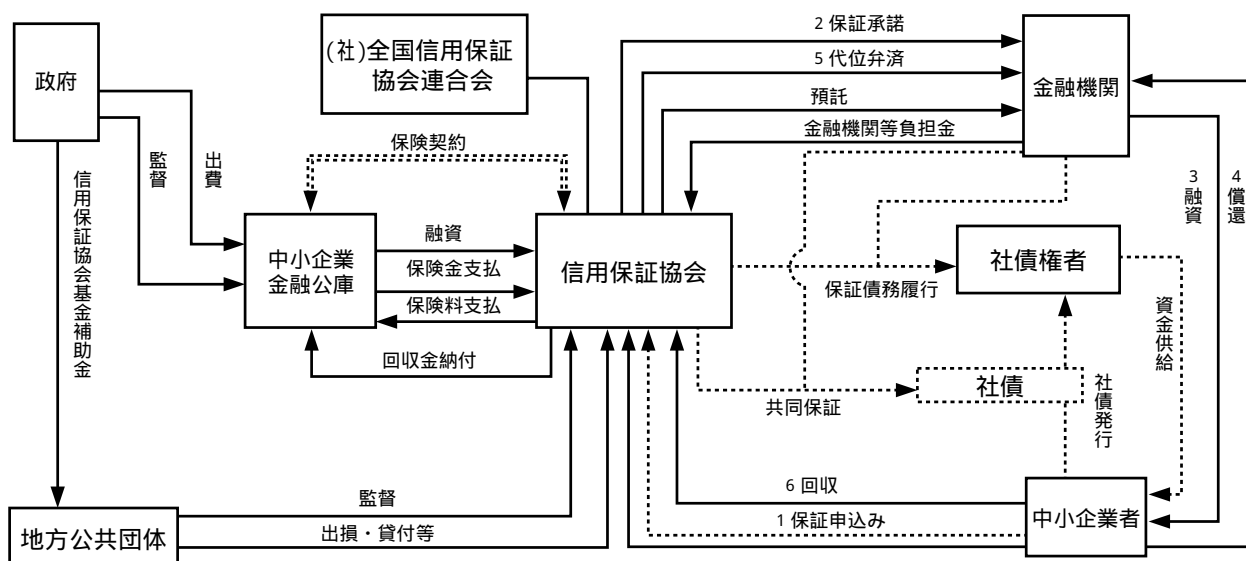
れなどによって貸出資金源を賄っています。平成16年3月末現在の資本金は5,143億円で、うち政府出資は4,054億円、組合出資は1,089億円です。

また、商工中金は本店のほか全国各地に支店（ニューヨーク支店を含む）92、出張所3、事務所（ロンドン・香港事務所を含む）6、計102店舗（平成15年3月末現在）を持っています。このほか、小口資金の利用希望者のため、信用組合等を代理店として貸出業務を委託しています。

《お問い合わせ先》

本 店 東京都中央区八重洲2-10-17 ☎03-3272-6111(代)
金沢支店 金沢市本多町3-1-25 ☎076-221-6141

信用補完



（注1）1～4は保証申込みから償還まで、5、6は事故による代位弁済から回収まで

（注2）………は社債保証のフロー

金融機関からの借入を容易にするため、信用補完制度が設けられています。本制度は、都道府県等に設立されている信用保証協会が中小企業の銀行等の金融機関からの事業資金の借入債務を保証し、中小企業金融公庫がこの保証に対し再保険するという仕組みになっており、これにより中小企業の金融機関からの借入の円滑化を図っています。

《お問い合わせ先》

中小企業金融公庫 東京都千代田区大手町1-8-2 新公庫ビル ☎03-3270-2371(代)
(社)全国信用保証協会連合会 東京都中央区京橋3-1-3 京橋三丁目ビル ☎03-3271-7201(代)
石川県信用保証協会 金沢市尾山町9-25 ☎076-222-1511(代)

中小企業総合事業団の信用保険部門は、平成16年7月1日をもって、中小企業金融公庫へ統合されました。

石川県信用保証協会

目 的

石川県信用保証協会は、中小企業者の信用力を補完し、金融の円滑化を図ることを目的として制定された信用保証協会法（昭28. 8. 10法律196号）を根拠法とし、多くの中小企業者の中に埋もれている人的信用力を発掘し、これを繁栄に導き、もって地域経済の発展に役立たせようとする目的で設立されました。

中小企業者が金融機関から借入を受ける場合にその借入債務を保証することを主たる業務としています。

役 割

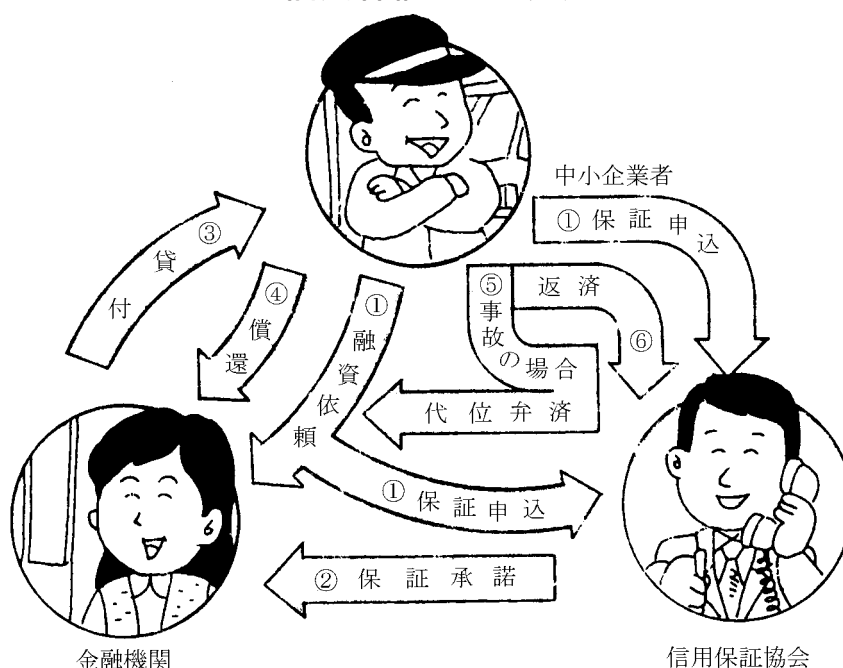
当協会は、中小企業者の金融上の不利性を解決するために、物的担保力には乏しいが、事業の経営に真面目に努力し、将来に向かって事業発展の可能性があり、自らの力で事業の発展に努力する県内中小企業者に対して金融上の強力な「公共的な保証人」となって県内中小企業者と金融機関とを結ぶ「かけ橋」の役割を果たすものであります。

仕組み

信用保証協会は前述のような機能と役割を充分に果たすため、一方においては中小企業者に対する経営診断、経営指導力を養い健全な中小企業者の育成に努め、他方においては、国や県からの財政支援と国の信用保険制度により、信用保証業務に伴う不測の保証事故に備えております。この中小企業者に対する信用保証を信用保証協会が行い、中小企業金融公庫はその保証を再保険するという現行の体制が確立され、信用保証協会の保証基盤を支える大きな力となっております。信用補完制度とは、このような信用保証制度と信用保険制度との有機的な結びつきを総称したもので、我が国の中小企業金融対策の中核的推進制度として重要な役割を担っており、国際的にみても特異な制度として注目されています。

さて、信用保証の仕組みは、金融機関、中小企業者、信用保証協会の三者が基本となります。その関係を理解していただくために図解しますと次の図のようになります。

信用保証のしくみ



(ア) 中小企業者は、協会に信用保証の申し込みを行います。この場合、金融機関を経由して申し込む方法と、協会に直接申し込む方法があります。
(当協会は前者に該当します。)

(イ) 協会は、申し込みのあった中小企業者について信用調査を行います。

(ウ) 協会は、この中小企業者の事業内容や経営計画等を検討し、保証の諾否を決め、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対して信用保証書を発行します。

(エ) 金融機関は、この信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者の方には、所定の信用保証料を金融機関を通じて、協会へ納めていただきます。

(オ) 中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。

(カ) 中小企業者が何らかの事情によって借入金の返済が不能となったとき、金融機関は協会に対して代位弁済の請求を行います。

(キ) 協会は、この請求に基づいて中小企業者に代って借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。

(ク) 協会は、この代位弁済によって中小企業者に対して求償権を取得し、金融機関に代って債権者となり、以後債務者に対して実状に即してこの求償債務について返済を求め、求償権の回収を行います。

なお、信用保証協会が代位弁済した場合は、中小企業金融公庫が保険契約に基づき一定割合をてん補することになっております。この信用保険は生命保険とは異なり、信用保証協会が保険金を受領した後、債務者から回収を行い、その都度、てん補率に応じて中小企業金融公庫へ返納しなければならない保険であります。

保証制度

中小企業の皆さまのニーズに応えるさまざまな保証制度をご用意しております。

(ア) 普通保証

一般的な事業資金から大口・長期資金、極度内の反復継続による資金調達にご利用ください。

「例」一般保証、無担保保証、長期経営資金保証、事業者カードローン根保証

(イ) 特別保証

国の施策による特別保証です。原則として普通保証とは別枠でご利用いただけます。又、保証料も軽減されております。

「例」経営安定関連保証、資金繰り円滑化借換保証、売掛債権担保融資制度

(ウ) 県制度保証

石川県及び県内市町村との連携による保証です（原則として、普通保証の内枠での取扱となります）。低利・固定の融資利率であり、保証料も軽減されております。

「例」追認小口保証、小口当座貸越根保証、経営安定支援保証

信用保証ご利用のメリット

(ア) ニーズに合わせて選択。

資金ニーズに応じたさまざまな信用保証制度をご用意しております。又、「県制度融資」の保証をご利用になると、信用保証料や金利負担の軽減が図れます。

(イ) 長期借入れや反復継続の信用保証も可能。

長期の借入れには「長期経営資金保証」を、又必要なときに調達、余裕のあるときに返済、効率的な資金運用には「当座貸越根保証」や「事業者カードローン根保証」もあります。

- (ウ) 売掛金を担保に、資金運用を効率化。
中小企業者が自ら有する売掛債権のみを担保とし、法人代表者以外の保証人も不要、売掛先からの入金を待たずに資金調達が可能となります。
- (エ) 保証申込に対し、スピード回答（最短翌営業日）。
金融機関との連携により、第三者保証人や担保を求めず、かつ簡易迅速に資金供給の円滑化が図れます。
- (オ) 資本市場からの資金調達が可能。
これまでの金融機関からの融資に加え、資本市場からの事業資金調達を円滑に進めることを目的とした「中小企業特定社債（私募債）保証」の取扱いもしております。
- (カ) セーフティネット保証も充実。
厳しい経済環境の中、やる気と能力のある中小企業者の円滑な資金供給が確保されるよう、経営安定関連保証や借換保証等のセーフティネット保証のメニューも充実しております。
- (キ) 経営相談にも対応。
保証申込、保証条件の変更等について、迅速かつ適切な対応が図れるよう経営相談（無料）にも応じております。

なお、保証制度の内容につきましては、本会発行の金融の手引（平成16年度版）を参考にして下さい。

2. 中小企業のための税制

中小企業は、近代化や合理化が一般的に遅れているうえ、税負担能力が小さいなどのことから、その内部留保の充実による企業体質の強化を促進する等のため、税制上、中小企業に対して各種の特別措置が講じられています。

個人事業者のための措置

所得控除等

青色申告事業専従者の完全給与制度等（所得税、住民税、事業税）

青色申告特別控除

所得税等における税負担の軽減

青色申告者の家族専従者に支払った給与の金額が、その労務の対価として相当であると認められるときは、全額必要経費に算入できます。

白色申告者の専従者については、所得税50万円（配偶者の場合86万円）、地方税、住民税、事業税についても同様の定額控除が認められます。

所得に係る取引を正規の簿記の原則に従って記録している事業者に対し、その所得から年55万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額を控除できます。

（平成17年以降、65万円又は事業所得・不動産所得の合計額のいずれか低い額になり、従来の簡易記帳を行っている者が青色申告書に損益計算書に加え貸借対照表を添付している場合の特別控除は廃止）

個人事業税の事業主控除

事業所得の計算上、年290万円を控除できます。

小規模企業共済等掛金控除（所得税，住民税）

小規模企業共済制度の掛金は、掛金全額（最高年84万円）の所得控除が認められます。

旧第2種共済契約に係る生命保険料控除は、所定の基準により所得控除が認められます。

なお、小規模企業共済制度共済契約に基づく支給共済金は退職所得扱いとなり、共済契約者が65歳以上の任意解約の解約手当金及びみなし解約の解約手当金も同様に退職所得扱いとなります。

また、平成元年より支給可能となった分割共済金は雑所得扱いとして公的年金等控除の対象となります。

法人事業者のための措置

法人税の軽減税率

資本金1億円以下の中小企業の法人税率は、年所得800万円以下の部分が22%に軽減されます（年所得800万超の部分は30%）

同族会社の留保金課税の留保控除額（法人税）

通常の法人税のほか、所得を留保した場合の留保所得から所定の控除額を差し引いた残額に対する税率により課税されます。

なお、設立後10年以内の中小企業者、新事業創出促進法に定める事業革新計画の認定を受けた事業者、経営革新を図る中小企業・ベンチャー企業（前年度の試験研究費及び開発費が対売上高比率の3%を超える中小企業者）自己資本比率が50%以下の中小法人（資本金1億円以下の法人）の留保所得については非課税

欠損金の繰越控除、繰戻還付

法人所得の計算上欠損金が生じた場合、翌年度から7年間は所得の額からその欠損金を損金算入し、順次繰り越して控除できます。

なお、この7年間の繰越控除は平成13年4月1日以降に開始した事業年度に生じた欠損金について適用されます。

また、設立5年以内の中小企業者及び中小企業経営革新支援法における経営革新計画の承認を受けた一定要件に該当する中小企業者等については、当期欠損と前年所得を通算し、前年に納付した法人税の還付を受けることができます。

交際費の損金算入

交際費は一般に損金算入できませんが、中小企業（資本金1億円以下の法人）に対しては、年400万円までのうち90%について損金算入ができます。

中小企業等の貸倒引当金の特例

公益法人等及び協同組合等が、平成17年3月31日までに開始する各事業年度において、貸倒引当金の繰入れを行う場合には法定繰入限度額の16%増しの繰入れができます。

事業税・住民税の軽減

法人事業税の標準税率は所得区分、法人住民税の均等割額は資本金額及び従業員数によって定められています。

平成16年度から外形標準課税については、資本金1億円以下の中小法人等は対象外です。

事業承継の円滑化のための措置

個人事業者の事業用宅地の評価の特例	個人事業や居住用の特定の小規模宅地を相続により継承した場合、特定事業用住宅については面積が400㎡までの場合、特定居住用宅地については、面積が240㎡までの場合は、課税対象となる評価額が80%減額されます。
非上場株式の評価方法	会社の規模により異なりますが、純資産価額方式、類似業種比準方式の併用又は選択が可能です。
課税価格の軽減措置	特定同族会社において相続で取得した非上場自社株等が、特定の要件を満たす場合、相続税の課税価格が10%軽減されます。
相続時精算課税制度	一定の年齢基準を満たす生前贈与を受けた者が、相続時にそれまでの贈与財産と相続財産を合算した相続税額から既に支払った贈与税相当額を控除し精算を行います。
相続税の延納の利子税	相続財産に占める不動産、株式等の割合に応じて利子税率が異なります。
贈与税の基礎控除額の引上げ	平成13年度の改正により60万円から110万円に引上げます。
相続株式（非上場株式）を発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例	非上場株式の相続人が相続税の申告期限後3年以内に当該株式をその発行会社に譲渡した場合、みなし配当課税（最高50%の累進）ではなく、譲渡益課税（一律20%）となります。

消費税及び地方消費税の中小企業者に対する特例措置

事業者免税点制度	前々年（事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、納税義務が免除されます。
簡易課税制度	前々年（事業年度）の課税売上高が5,000万円以下の場合には、選択により、売上に係る消費税額にみなし仕入れ率を乗じた金額が仕入れに係る消費税額となります。

土地等に関する措置

不動産登記に関する登録免許税の税率引き下げ	不動産価額を課税標準とする所定の登記に係る登録免許税の税率については平成15年4月1日から平成18年3月31日まで特例税率が適用となります。
不動産取得税の税率引き下げ措置	平成15年4月1日から平成18年3月31日まで、標準税率を4%から3%に引き下げる特例措置が適用されます。
新增設に係る事業所税の廃止	平成15年3月31日廃止

特別土地保有税
の課税停止

特定の事業等の用に供する土地に対する非課税措置

協同組合等のための措置

法人税における
特別措置

協同組合等（企業組合及び協業組合を除く）に対する法人税率は、22%に軽減されています。

事業利用分量配当の損金算入がみとめられます。

協同組合等（企業組合及び協業組合を含む）加入金は益金不算入がみとめられます。

所得を留保した場合（出資商工組合、事業協同組合、事業協同小組合及びこれらの連合会に限る）、累積留保額が出資総額の4分の1に達するまで、毎事業年度の留保所得の100分の32を損金算入することができます。

火災共済協同組合等の異常危険準備金の損金算入

印紙税における
特別措置

組合の発行する出資証書、貯金及び預金の各通帳と出資受取書の印紙税は非課税

地方税における
特別措置

事業税、事業所税の軽減

特定の共同施設に対する不動産取得税、固定資産税が非課税

設備投資促進のための特別措置

中小企業投資促
進税制

所定の中小企業者等が特定の要件を満たす機械設備等の新規資産を取得した場合、取得価額の30%を初年度に特別償却できる（資本金3,000万円以下の中小法人、個人、農業協同組合は、取得価額の7%税額控除選択可能）リースの場合は、対象となるリース契約について、初年度にリース費用総額の60%について7%税額控除できます。

期間：平成10年6月1日から平成18年3月31日まで

中小企業等基盤
強化税制

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第2項に規定する認定研究開発等事業を行う中小企業者、中小企業の創造的事業活動の促進に関する措置法第2条第3項第一号に規定する業種に属する事業を営むもののうち、設立から5年を経過をしていない中小企業者、直近1年間の事業年度の試験研究費の額の収入金額に対する割合が3%を超える中小企業者、中小企業経営革新支援法第9条第1項の確認を受けた中小企業者、特定農産加工業経営改善臨時措置法第3条第1項に規定する特定農産加工業者で同法第3条第1項に規定する経営改善措置に関する計画に係る同項の承認を受けた中小企業者、卸売業、小売業を営む者、特定のサービス業を営む者、飲食店業（風俗営業に該当するものを除く）を営む者が、対象設備を指定の事業用に取得した場合、初年度に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除のいずれかを選択できます。

リースの場合は、対象となるリース契約について、初年度にリース費用総額の60%について7%の税額控除ができます。

期間：昭和62年4月1日から平成17年3月31日まで

IT（情報通信
機器等）投資促
進税制

所定のIT関連設備等を事業用に取得した場合、10%の税額控除（法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）又は50%の特別償却ができます。

小額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度

リースの場合は、リース費用総額の60%について10%の税額控除（法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）ができます（個人事業者又は資本金3億円以下の法人のみ）。

期間：平成15年1月1日から平成18年3月31日まで

取得価額30万円未満の減価償却資産を取得した場合、取得価額全額を損金算入できます（青色申告個人事業者又は資本金1億円以下の中小法人等）。

期間：平成15年4月1日から平成18年3月31日まで

試験研究促進のための特別措置

中小企業技術基盤強化税制

中小企業者等が製品の製造又は技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究のために要する費用で、試験研究に係る原材料費、人件費及び経費、委託試験研究費、鉱工業技術研究組合が賦課した負担金（試験研究以外の業務と兼務している場合であっても、プロジェクトチームへの参画等一定の要件を満たす場合には、当該者の人件費も試験研究費に含まれます。）について、15%相当の税額控除ができます。（法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）

期間：法人 平成18年3月31日までに開始する事業年度分

個人 平成18年分まで

試験研究費総額に係る税額控除制度（総額型税額控除制度）

適用事業年度の試験研究費について、当該企業の試験研究費割合に応じて一定率（10%～12%）に相当する額を法人税額（所得税額）から控除できます（税額控除額は法人税額（所得税額）の20%限度）。

試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額（＝当年度に前3年を加えた計4年間の平均売上金額）で除したものと。

適用期間・期限の定めはありません。

増加試験研究税制

適用事業年度の試験研究費が、過去5年間の試験研究費のうち上位3位の平均額と比較している場合、その増加額の15%に相当する額を法人税額（所得税額）から控除できます（税額控除額は法人税額の12%相当額を限度）。

期間：法人 平成18年3月31日までに開始する事業年度分

個人 平成18年分まで

試験研究費総額に係る税額控除制度（総額型税額控除制度）と増加試験研究税制は選択制です。

特別共同試験研究税制（産学官連携に係る費用に対する税額控除制度）

民間企業が産学官連携により、共同研究又は委託研究を行った場合、15%税額控除ができます。

開発研究用設備の特別償却制度

開発研究用減価償却資産のうち、機械装置及び機具備品を新規に取得価額280万円以上で取得した場合、取得価額の50%を特別償却できます。

中小企業者の試験研究費に係る法人住民税の特例措置

法人住民税の法人税割額の課税基準となる法人税額について、中小企業技術基盤強化税制による税額控除を行った後の額を法人税額とします。

期間：法人 平成18年3月31日までに開始する事業年度分

個人 平成18年分まで

省資源・省エネルギーのための特別措置

エネルギー需給
構造改革投資促
進税制

エネルギー情勢の変化に対応するため、新・再生可能エネルギー資源の利用促進を図るため、対象となる中小企業者が対象設備を取得した場合、初年度に取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（法人税額等の20%を限度、控除限度超過額は1年間の繰越可能）。

期間：平成4年4月1日から平成18年3月31日まで

公害防止・リサイクルのための特別措置

一般公害防止用
設備の特別償却

公害等公共の災害防止に資するため、財務大臣が指定する新規の機械その他の設備を指定した期間内に取得し、事業の用に供した場合、事業の用に供した事業年度において、普通償却限度額のほか、初年度に取得価額の16%（構築物は12%）の特別償却ができます。

適用期間は設備により異なり、財務省告示により定められます。

リサイクル設備
の特別償却

リサイクルを行うための機械その他の設備のうち財務大臣が指定する対象となる中小企業者が対象設備を取得した場合、初年度において取得価額の特別償却ができます。

再商品化設備及び再資源化設備 23%

特定再生資源利用製品製造設備 23%（再生紙製造設備50%，食品循環資源再利用設備75%）

再生資源利用製品製造設備 14%

再生資源分別回収設備 14%

期間：平成8年4月1日から平成18年3月31日

公害防止施設の
耐用年数の短縮

污水处理用及びばい煙処理用の減価償却資産については、耐用年数が特別に短縮され、早期償却できます。

固定資産税の軽減

所定の公害防止・リサイクルのための施設又は設備を平成18年3月31日までに取得したものに對して固定資産税の課税標準を軽減します。

事業所税の特例

事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効利用のための施設について、対象となる施設等に対して事業所税の課税標準を軽減します。

その他個別の法律に基づく措置

中小企業経営革
新支援法関係の
措置

設備投資のための特例措置

同法に基づく承認経営革新計画に従って、事業を行おうとする特定の要件を満たす中小企業者が取得（リースによる場合も含む）。又は制作した機械及び装置について、初年度7%の税額控除又は30%の特別償却が認められます。

期間：平成17年3月31日まで

機械等の割増償却

同法に規定する中小企業者で、経営基盤強化計画について主務大臣の承認を受けた特定組合等の構成員である者が、当該計画を主として営む場合に、各事業年度に有する対象となる機械装置及び工場用建物等について、5年間、普通償却限度額の100分の27の割増償却が認められます。

中小企業の創造
的事業活動の促
進に関する臨時
措置法関係の措
置

欠損金の繰戻しによる還付

同法に規定する中小企業者で、一定の要件を満たす場合は、平成18年3月31日までに終了する各事業年度において欠損金が生じた場合、欠損金が生じた事業年度前1年間の法人税額を繰戻しにより還付請求ができます。

事業所税の非課税

同法に規定する特定組合等及びその構成員たる中小企業者が実施する経営基盤強化事業に対する事業所税は非課税です。

設備投資のための特例措置

試験研究費対売上高比率が3%を超える中小企業者、特定の事業を行う創業5年未満の中小企業者、同法に基づく認定研究開発等計画に従って研究開発等事業を実施する中小企業者等が取得する機械及び装置（取得価額が280万円以上のもの）について7%の税額控除又は30%の特別償却（リースの場合は、リース費用総額370万円以上のもの60%について7%の税額控除）が認められます。

この措置は、中小企業等基盤強化税制と統合しました。

負担金の損金算入の特例

同法に規定する指定支援機関が行う債務保証事業等に係る基金に対して負担金を支出した場合、当該負担金の損金算入が認められます。

事業所税の課税標準の特例

研究開発等事業の用に供する施設については、事業に係る事業所税のうち、資産割の課税標準は4分の3に軽減されます。

中小企業高度化
事業関係の特別
措置

団地造成事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除

事業用資産の買換えの場合の圧縮記帳等

共同施設用建物の不動産取得税の軽減

組合員に譲渡する場合の不動産取得税の免除

固定資産税の課税標準の特例

事業所税の非課税

中小小売商業振
興法関係の措置

中小小売商業用の商業施設等の特別償却

中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除
事業所税の非課税措置等

中小市街地におけ
る市街地の整備改
善及び商業等の活
性化の一体的推進
に関する法律関係
の措置

商業関連施設等の特別償却制度

施設整備に必要な不動産を売却した場合の譲渡所得の特例

中小企業流通業
務効率化促進法
関係の措置

流通業務効率化施設の特別償却

第3章 経営革新・創業の促進

中小企業経営革新支援法や中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業創造活動促進法）などに基づいて、経営革新、創業、研究開発及びその事業化の支援のための施策が講じられています。

1. 法律による総合的支援

法律による総合的支援

新事業創出促進法（最低資本金規制の特例）

本法に規定する創業者（事業営んでいない個人で、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社を通じて事業を開始する具体的計画を有する者）で、当該創業者に該当することについて経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社及び有限会社については、商法及び有限会社法に規定される最低資本金（株式会社：1,000万円、有限会社：300万円）に係る規定の適用について、その設立から5年間猶予されます。

新事業創出促進法（株式公開型ベンチャー企業への支援）

新事業分野開拓の認定

著しい成長発展を目指し、新商品の生産や新サービスの提供などにより新たな事業分野の開拓を図る活動（新事業分野開拓）に取り組む者に対して、事業所管大臣は認定を行います。

本認定は、認定を受けることによって可能となる「資金調達支援措置」のうち、いずれかの支援措置の活用を希望される者が対象となります。

新事業分野開拓についての認定を受けるためには、次の3点を満たすことを要します。

- ・成長志向性：概ね5年以内に株式上場又は店頭公開等を行うことを目標として、そのための具体的かつ確実な計画を有していること
- ・事業の新規性：新商品の生産・新サービスの提供又は新技術を利用した事業方式の改善を行うものであること
- ・事業の確実性：事業の実施方式や必要な資金の額・調達方法が、事業を確実に実施するために適切であると認められること

（特定投資事業組合から出資を受けている場合には不要になることもある）

認定事業者に対する資金調達支援措置

・金融支援

認定中小企業者に対する金融支援措置として、信用保証協会、産業基盤整備基金、新規事業投資株式会社、中小企業金融公庫による支援制度があります。

・特定投資事業組合に関する支援措置

投資先企業を積極的に指導育成する体制を備えたベンチャーファンド（特定投資事業組合）から投資を受けている事業者は認定手続きが簡略化できます。

新事業創出促進法（中小企業技術革新制度〔S B I R〕）

国等の研究開発予算の中小企業者等への支出の機会の増大

国や独立行政法人等が行う研究開発予算の中から、適切な研究開発委託費や補助金等「特定補助金等」として指定されたものが本制度の対象となり、国は毎年度、特定補助金等の支出目標等方針を閣議決定し、多様な技術開発支援を幅広く

新事業創出促進法（地域産業資源を活用した事業環境の整備）

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（中小企業創造活動促進法）

支援します。

特定補助金等による研究開発成果の事業化支援

特定補助金等により研究開発した成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料等の減免、中小企業信用保険法の特例、中小企業投資育成株式会社法の特例、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例（産業活力再生特別措置法に基づく支援措置）、革新技术利用事業支援資金の措置を受けることができます。

個人・企業による新事業の創出をバックアップするために、都道府県等を中心にした各地域においての研究開発型企業の集積や人材・技術等の経営資源（地域産業資源）の蓄積など新事業創出に向けた事業環境の整備を促進するために、地域の特性を最大限に活かしたマスタープランとして基本構想を策定し、新事業創出支援体制（地域プラットホーム）の整備、高度技術産業集積地域等の活用に対し、予算面、税制面、補助金等による支援を行います。

創業支援

事業開始後5年未満の製造業、印刷業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行う中小企業者に対する設備投資減税や中小企業投資育成株式会社の特例等の支援措置を行います。

積極的に研究開発及び事業化を行う中小企業者に対する設備投資減税や中小企業投資育成株式会社の特例等の支援措置を行います。

資金面の支援

直接金融

創造的中小企業創出支援事業

創造的な事業活動を行う中小企業（創造的中小企業）を支援するため、各県の財団等（ベンチャー財団）が以下の事業を実施します。

- ・ 間接投資：ベンチャー財団と契約を結んだベンチャーキャピタル（特定ベンチャーキャピタル）が創造的中小企業に対して投資（株式又は社債の引受け）を行うための原資を預託
- ・ 債務保証：ベンチャー財団が創造的中小企業に対する特定ベンチャーキャピタルの投資額の70%を債務保証（投資が社債である場合のみ）

なお、ベンチャー財団は研究開発等促進保険契約を締結することにより、より円滑な債務保証が実施できます。

- ・ 直接投資：ベンチャー財団が創造的中小企業に対して直接投資を実施
新事業開拓促進出資事業
- ・ ベンチャーファンド出資制度

民間のベンチャーキャピタルが業務執行組合員となって国内の成長初期段階にある中小企業等に投資事業を行うベンチャーファンド（投資事業有限責任組合）を組成し、（独）中小企業基盤整備機構がそれに対して有限責任組合員として出資を行う制度

出 資 額：1組合につき出資総額の2分の1以内（地方公共団体が出資を行う場合には、当該地方公共団体の出資額と合わせて2分の1以内）

出資期間：12年以内（3年を超えない範囲で延長可能）

- ・ がんばれ！中小企業ファンド出資制度

新事業・新商品にチャレンジしている既存中小企業等に対し、資金供給並びに販路拡大等の踏み込んだ経営支援を強力に支援するため、目利き能力やネットワークを有する民間の事業会社が業務執行組合員となって組成されるファンドに対して（独）中小企業基盤整備機構がそれに対して有限責任組合員として

融 資

出資を行う制度

出 資 額：1 組合につき出資総額の 2 分の 1 以内（地方公共団体が出資を行う場合には，当該地方公共団体の出資額と合わせて 2 分の 1 以内）

出資期間：12 年以内（3 年を超えない範囲で延長可能）

中小企業投資育成株式会社

中小企業が株式会社を設立するに際して発行する株式の引受けについて，中小企業投資育成株式会社が行うことにより，中小企業の資金調達を支援します。

新事業育成資金

新しい技術の活用，特色ある財・サービスを提供するベンチャー企業を支援する制度で，担保が不足する場合には，中小企業金融公庫が担保特例，無担保の社債及び新株予約権を取得して資金を供給する制度です。

貸付限度額：6 億円（うち社債 1 億 2,000 万円）

貸 付 期 間：15 年（運転資金は 7 年）以内（据置期間 5 年以内（運転資金は 2 年以内））

貸 付 金 利：貸付後 5 年目までは特利，6 年目以降は基準利率が + 0.2%

実 施 機 関：中小企業金融公庫

新事業育成貸付

技術水準が高いなど，発展の素質が認められる新事業を行う中小企業に対する貸付限度等の特例です。

貸付限度額：6 億円（うち運転資金 2 億 5,000 万円）

貸 付 期 間：15 年（運転資金は 7 年）以内（据置期間 5 年以内（運転資金は 2 年以内））

貸 付 金 利：新事業時特別利率等

実 施 機 関：商工組合中央金庫

新事業振興貸付（イノベーション 21）

新規性の認められる事業を実施する中小企業に対し，必要資金を融資する制度です。

貸付限度額：特に定めなし

貸 付 期 間：15 年（運転資金は 10 年）以内（据置期間 2 年以内）

貸 付 金 利：長期資金 長期プライムレート + α
短期資金 短期プライムレート + α

実 施 機 関：商工組合中央金庫

革新技术利用事業支援資金

新たな技術を利用した事業展開を図る中小企業を支援する制度です。

貸付限度額：7 億 2,000 万円（うち運転資金は 2 億 5,000 万円）

貸 付 期 間：15 年（運転資金は 7 年）以内

貸 付 金 利：2 億 7,000 万円を限度として特利，運転資金は基準利率

実 施 機 関：中小企業金融公庫

新規開業・女性・高齢者起業家貸付

・新規開業支援資金

貸付限度額：7,200 万円（うち運転資金は 4,800 万円）

貸 付 期 間：15 年（運転資金は 7 年）以内

貸 付 金 利：基準利率（特定の場合は特利）

実 施 機 関：国民生活金融公庫

・女性起業家・高齢者起業家支援資金

新たに開業する者で，継続勤務年数等一定の要件を満たす者及び開業後 5 年以内の者に対する融資制度です。

貸付限度額：中小公庫 7 億 7,200 万円（うち運転資金は 2 億 5,000 万円）
 国民公庫 7,200 万円（うち運転資金は 4,800 万円）
 貸付期間：15 年（運転資金は 7 年）以内
 貸付金利：特利（特定の場合は特利） 運転資金及び土地取得資金は基準利率
 担保徴収を免除する特例：中小公庫
 経営責任者の個人保証を免除する特例：中小公庫
 実施機関：中小企業金融公庫，国民生活金融公庫
 地域中小企業新事業開拓貸付（フロンティア企業育成貸付）
 地域の実情に応じた新事業の開拓を行う中小企業の育成を図るため，中小企業
 体質強化資金助成制度を活用した低利の融資制度です。
 貸付限度額：2,000 万円（うち運転資金は 1,000 万円）以上で都道府県が定め
 る額以内
 貸付期間：5 年から 10 年（運転資金は 3 年から 5 年）で都道府県が定める
 範囲内
 新産業創出・活性化融資
 新商品を生産し，若しくは，新たなサービスを提供する事業に対する融資制度
 です。
 貸付金利：政策金利
 実施機関：日本政策投資銀行
 小規模企業設備資金制度
 ・設備資金貸付制度
 貸付期間（各都道府県に設置されている財団法人）が小規模企業に対し，創
 業及び経営基盤の強化のために必要とする設備の導入を支援するため，必要資
 金の 2 分の 1 を無利子で貸し付ける制度です。
 貸付限度額：原則 4,000 万円（創業後 1 年以上の創業者：6,000 万円，産業活
 力再生特別措置法による認定ベンチャー企業：6,000 万円，貸付
 割合 3 分の 2 以内）
 貸付期間：原則 7 年以内
 貸付金利：無利子
 実施機関：貸与機関（公益法人）
 ・設備貸与制度
 貸付期間が小規模企業に対し，創業及び経営基盤の強化のために必要とする
 設備を低利で割賦販売又はリースする制度です。
 貸与限度額：原則 6,000 万円（創業後 1 年未満の創業者：3,000 万円）
 貸付期間：原則 7 年以内
 利子等：割賦年 3.0% 以内，リース年 5.3% 程度
 実施機関：貸与機関（公益法人）
 小企業等経営改善資金（マル経）融資
 新創業融資制度
 新たに開業しようとする又は新たに開業した事業者の事業計画を審査して認め
 られ，且つ，対象要件を満たす者に対し，無担保・無保証人で融資する制度です。
 貸付限度額：750 万円
 貸付条件：・無担保・無保証人（法人代表者の保証も不要）
 ・1 期目の確定申告を終えていない場合，開業資金総額の 2 分の
 1 以上の自己資金が確認できること
 貸付期間：運転資金は 5 年，設備資金 7 年以内（据置期間 6 ヶ月以内）
 貸付金利：基準利率 + 1.2% 等
 実施機関：国民生活金融公庫

信 用 補 完

- ・新事業開拓保険（中小企業信用保険）
新事業の開拓を行う中小企業に対し、中小企業信用保険制度において優遇措置を講じます。
- ・創業者に対する無担保保険の特別枠
創業者となる中小企業者に対する支援措置として、「新事業創出促進法」及び「産業活力再生特別措置法」において、中小企業信用保険法に規定する無担保保険について特別枠を設けています。

助 成 金

独立行政法人中小企業基盤整備機構
財団法人中小企業ベンチャー振興基金
財団法人U F J ベンチャー育成資金

経営面の支援

研修・セミナー等

- 創業塾、創業セミナーの開催
- ・都道府県等中小企業支援センターによる創業セミナー
創業セミナーの実施及び創業に必要な基礎的知識の習得の支援
 - ・全国商工会連合会・日本商工会議所による創業塾です。
商工会、商工会議所が創業に必要な実践能力の習得を支援するため、短期集中研修（創業塾）を開催します。
また、16年度からは創業予定者に加え、新事業展開等を目指す事業者や若手後継者等を対象に第2創業コースを新たに設けます。
- （独）中小企業基盤整備機構による新規創業支援研修の開催
全国の中小企業大学校において、新規創業を意図する者で具体的な創業計画を有する者を対象に1週間研修を実施、創業に係る経営問題に関し必要な支援を行います。

経営支援体制

中小企業・ベンチャー総合支援センター
都道府県等中小企業支援センター
地域中小企業支援センター
経営改善普及事業
ベンチャーサポートウェア事業

市 場 開 拓

- ベンチャープラザ事業
- ・ベンチャー企業と投資家が出会う機会の提供・資金調達や経営パートナーを求める者のビジネスプランの発表、意見交換
ベンチャーフェア事業
 - ・ベンチャー企業の販路開拓努力の支援を行う展示会等の開催
中小企業総合展開催事業
 - ・中小企業の創造的事業活動によって開発された新商品・新技術等の出展及びブレゼンテーション等により紹介し、ビジネスマッチングの場を提供します。

人 材 確 保

中小企業労働力確保推進事業
財団法人中小企業ベンチャー振興基金による人材育成助成金制度

技 術 開 発

スタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）のうち事業化支援事業

中小企業者等に対し、新技術、新サービス等の事業の事業化に要する経費の一部を助成するとともに、ビジネスプランの具体化のためのコンサルティング等の一体的に実施します。

補助対象事業：中小企業が自ら行う新製品、新技術に関する研究開発（補助対象外）

- ・研究内容が既に他において完成されたものと同一のものとみなされる場合
- ・申請者が研究開発の全部又は大部分を他に委託する場合
- ・当該研究開発目的以外の機械、器具等の購入（設備投資）のための申請とみなされる場合

創造技術研究開発事業

自ら行う新製品等に関する技術研究又は試作に要する経費の一部を助成し、中小企業製品の高付加価値化、新分野進出等の円滑化を図ります。

補助対象事業：

- ・機械、器具又は装置の高性能化のための新技術
- ・物質又は材料の開発利用技術のための新技術
- ・製品の開発のための新技術
- ・生産、加工又は処理のための新技術
- ・システム又は工法の開発のための新技術
- ・都市開発のための新技術
- ・ソフトウェア、情報処理の開発のための新技術
- ・廃棄物処理・リサイクル技術のための新技術
- ・環境改善・保全のための新技術

地域活性化創造技術研究開発事業

地域産業の振興に寄与する中小企業者等が自ら行う新製品、新技術の開発等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の技術開発等を促進し、技術の創造を図ります。

補助対象事業：

- ・創造的中小企業振興枠（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定計画に基づいて事業を実施するための技術）
- ・ものづくり試作枠（新製品化のための技術）（新たな販路開拓のための技術）

戦略的基盤技術力強化事業

製造業全体における優位性や経済活性化への波及効果が特に高いと考えられる分野において、優れた技術を有する中小企業と当該技術のユーザ企業、大学等が共同で行う研究開発を、戦略的かつ集中的に実施するため、国の提示した対象技術分野について公募を行い、優れた提案について（独）中小企業基盤整備機構が研究開発を委託します。

なお、研究開発の成果については追跡評価等を実施するため、受託した共同研究体（コンソーシアム）の事業管理法人は、その業務等への協力する必要があります。

提 案 資 格：共同研究体の事業管理法人（コンソーシアム）

技術対象分野：金型及びロボット部品分野

（研究開発実施期間終了後３年以内に事業化が図れるレベルであること）

産学官連携の促進	中小企業技術開発産学官連携促進事業 中小企業の活性化と新規産業の創出を促進するため、公設試験研究機関を中心とした産学官連携のもとに、地域における中小企業の技術開発能力の向上を図り、技術開発成果の普及促進等を推進します。
技術に関する助言等	公設試験研究機関による技術支援 特許に関する支援
税 制	中小企業技術基盤強化税制 中小企業者等の試験研究費の15%相当額を法人税又は所得税から控除する措置 試験研究費総額に係る税額控除制度（総額型税額控除制度） 試験研究費総額が試験研究費割合に応じて一定率（10%～12%）相当額を法人税から控除します。（税額控除額は法人税額（所得税額）の20%相当額限度） 増加試験研究税制 試験研究費総額が、過去5年間の試験研究費のうち上位3年の平均額と比較して増加している場合、その増加額の15%に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。（税額控除額は法人税額（所得税額）の12%相当額限度） 期間：法人 平成18年3月31日までに開始する各事業年度 個人 平成18年までの各年 なお、 と の制度は選択制とします。
融 資	革新技术利用事業支援資金 中小企業者等が自ら行う新製品・新技術の研究開発事業や新技術に関する研究開発のための特定補助金等の事業について低利で融資する制度です。 資金使途：設備資金及び長期運転資金 貸付限度：直接貸付 7億2,000万円（うち長期運転資金は2億5,000万円） 代理貸付 一般貸付のほか1億2,000万円 貸付利率：基準利率（用地費を除く設備資金については、2億7,000万円を限度として特利） 貸付期間：15年以内、長期運転資金は5年以内 融資期間：中小企業金融公庫
技術人材の育成	都道府県（市）における技術研修

その他の諸施策

創業・ベンチャー 国民フォーラム	起業経験者や学識経験者に加え、国民各層の分野を結集して組織し、起業家精神の発揮、高揚に向けての国民的議論の喚起のためのシンポジウムの開催、模範となる起業家、起業支援者に対する顕彰等の普及啓発活動を展開しています。
異業種交流・融合化	異業種の中小企業者の交流（「交流」段階）に始まり、新たな製品・技術やサービスを生み出すための研究開発（「開発」段階）を経て、事業化に至り（「事業化」段階）、市場流通を図る（「市場展開」段階）といった息の長い活動である「異業種交流・融合化」の過程に着目し、その段階ごとに支援措置を講じています。 「交流」段階 ・（独）中小企業基盤整備機構及び（財）中小企業異業種交流財団 （ア）交流支援事業

- (イ) 情報収集・提供及び技術支援等
「開発」段階
- (ア) 法律による支援等
 - ・ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法
 - ・ 中小企業経営革新支援法
- (イ) 開発等のための補助金等
 - ・ 創造技術研究開発事業
 - ・ 中小企業経営革新支援対策費補助金
 - ・ スタートアップ支援事業（中小企業・ベンチャー挑戦支援事業）
 - ・ 中小企業活路開拓調査・実現化事業
- 「市場展開」段階
- (ア) 中小企業総合展開催事業
- (イ) 新連携対策委託事業
財団法人中小企業異業種交流財団
- (ア) 異業種交流フォーラムの開催等
- (イ) 異業種交流成果等の表彰
- (ウ) 情報誌の発行・インターネットを通じた情報提供
- (エ) 異業種交流関連資料等の収集と配布
- (オ) 異業種交流活動に関する調査の実施

2. (財)石川県デザインセンターによるデザイン振興事業

お問い合わせは 076 - (267) - 0365

市場の国際化、消費者ニーズの多様化、情報化の進展など、産業を取り巻く内外環境は大きく変化しております。

こうした状況に積極的に対応し、創造性溢れる企業への転換を図るためには、消費者ニーズを形にするという、デザインの果たす役割は非常に大きなものとなっています。

当センターでは、こうしたデザインというツールを、地域の活性化や、企業並びに団体の新商品開発やコミュニケーション活動に積極的に生かしていただくために、各種のデザイン振興活動を総合的に推進しています。

(1) 情報の収集・提供に関する事業

デザインに関する資料の収集・整備を行い、産地やデザイナーのデザイン開発の促進を図っています。

また、石川県デザインセンター・ホームページに、デザインセンターの概要、県内のデザイン事務所、クラフトマンの情報を整備しています。【<http://www.design-ishikawa.jp>】

(2) 広報・啓蒙普及に関する事業

デザイン振興のための各種展示会等の開催協力や、企画指導を行っています。

(3) 研修・教育に関する事業

デザイナーの資質向上と新しいネットワーク化に向け、デザインセミナーを開催しています。

また、今年度より、デザイナー並びに開発担当者を対象に、生活者ニーズを先取りした商品の企画提案能力や新たな需要の掘り起こし、市場開発力の向上を図るため、石川デザインカレッジ事業を実施し、総合的なマネジメント能力を備えた人材の育成を目指します。

(4) 改善・開発促進に関する事業

デザイン相談

チラシ・パンフレット、パッケージ、商品開発、工作機械、C I等幅広い分野のデザイン相談やデザイナーの紹介を行っています。

委員等による指導

各種展示会・コンクールの審査員や、講演会講師として、専門家を派遣します。

(5) デザイン推奨事業

地域特性を生かし現代に対応した、デザインの優れた商品を選定PRし、新しい需要開拓に努めています。

デザインの優れた商品の選定（石川デザインセンター選定商品）

選定商品の需要開拓

- ・ギフトショー東京・春2005「アクティブデザイン&クラフトフェア」に出展します。
- ・選定商品カタログを作成し、全国の主要工芸専門店等に配布し、需要開拓に努めています。
- ・石川県デザインセンター・デザインギャラリーで常設展示をしています。

(6) 国際交流事業

フランス陶芸家工芸工房組合（アトリエ・ダール・ド・フランス）との共同展示会

欧州と石川の作家並びに作品の交流をとおして、石川県の工芸品の欧州市場開拓を目指して、県内において、共同展示会及び情報交換会を開催します。

共同展示会：平成16年9月30日(木)～10月5日(火) 香林坊大和7階催事場

(7) 産業デザイン高度化推進事業

石川県デザイン会議開催事業

デザインのより一層の活用促進と、デザイナーの本質的役割である社会問題の解決能力の強化と相互交流の促進に向け、デザイン会議を開催します。

マーケット・イン商品開発モデル事業

近年の技術の高度化、流通の変革、市場ニーズの複雑化は、開発→生産→販売という従来の作り手の論理（プロダクト・アウト）では、対応できなくなっています。

こうしたことから、注目される商品分野を想定し、消費者の観点からの商品開発（マーケット・イン）を支援するためのモデル事業を実施し、クラフト業界の新商品開発能力の高度化を図ります。

マーケット・イン商品販路開拓モデル事業

平成10年度から実施している「マーケット・イン商品開発モデル事業」において制作した商品を消費者ニーズの把握や今後の新商品開発の参考とするため、11月下旬から12月上旬までの2週間、東京の松屋銀座で展示会を開催します。

(8) 特別事業

「国際ガラス展・金沢」並びに「国際漆展・石川」

ガラスをテーマとした「国際ガラス展・金沢」、漆をテーマとした「国際漆展・石川」を、国際公募展としてトリエンナーレ形式で開催しています。

こうした誰もが参加できる国際公募展は、世界で唯一であることから、回を重ねる毎に海外からの評価も高まり、国際交流の推進に大きく貢献しています。

本年は、「国際ガラス展・金沢2004」を、平成16年8月26日(木)から31日(火)まで、香林坊大和8階ホールで開催します。

石川デザイン展

県内デザイナー及び学生から作品を公募し、優れた作品を表彰展示します。第31回を迎えた今回は、平成16年10月22日(金)から24日(日)まで、石川県地場産業振興センターで開催します。

石川デザイン賞

第5回の石川デザイン賞には、辻和美氏（ガラス作家）、小松精練株式会社（代表取締役社長 任田賢久）、北陸化成株式会社（代表取締役社長 川本吉夫）が選ばれ、平成16年3月26日(金)石川県庁特別会議室において谷本知事から賞状が授与されました。

辻和美氏は、工芸、クラフト、アートという創作の枠を越えた精力的な制作活動を行ってきた。特に市内のギャラリーで複数の作家が個展やグループ展を同時開催する「アナザー・ムーブメント」は、現代アートを手の届かないものから身近なものとし、若手作家のネットワークにも強力なリーダーシップを発揮し、ガラス工芸の普及発展に貢献しています。

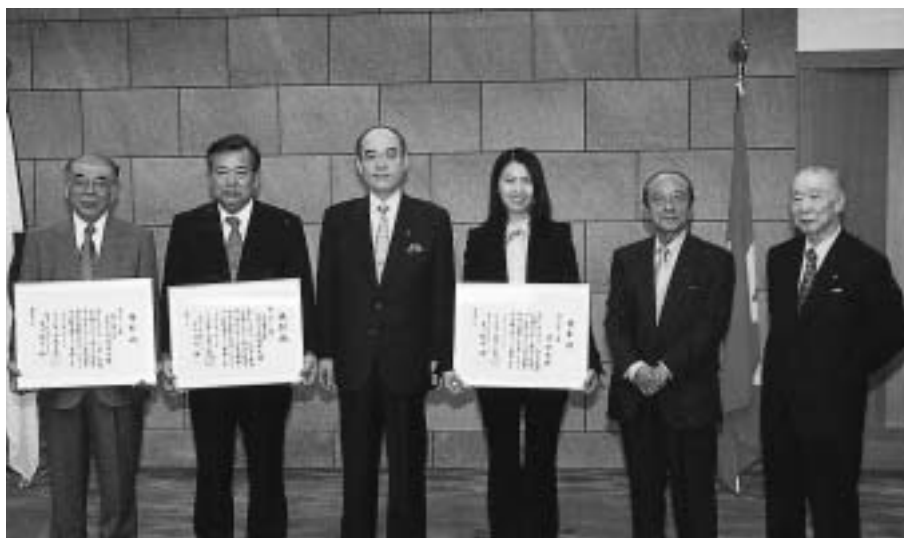
石川県、金沢市、金沢商工会議所が本県にガラス工芸の育成を提唱して約20年、新しい創作の旗手として大きな期待が寄せられています。

小松精練株式会社は、ともすると影の存在になりがちな素材・染色産業であるが、創業以来「技術」を売る企業として成長し、現在では繊維、高分子技術をもとに、企画提案型の企業へと転換し、ファッション、スポーツ、レジャーなど多彩な事業領域をカバーする総合化学メーカーへと成長されました。

また、自社ブランドで世界最大の繊維見本市「プルミエール・ヴィジョン」に出展して好評を博するなど、本県繊維業界の牽引役として大きな貢献を果していることが評価されました。

北陸化成株式会社は、下請け受注型の発砲プラスチックの加工メーカーであったが、いち早くデザインの重要性を認知し、自社ブランドで家具分野に参入。以後、イタリアの建築家モスケニーニ氏と連携した高級家具、日本を代表するインテリアデザイナー阿部紘三氏との息の長い連携が生み出す家具で全国展開し、近年では軽量の子供用家具も好調。

本県における企業とデザイナーの連携が、相互理解の不足と一過性になりがちな中で、長年にわたり経営の基軸にデザインをおき、デザイナーとの質の高い連携とその成果が高く評価されました。



3. 石川県工業試験場の技術支援

お問い合わせは TEL : 076 - 267 - 8081
FAX : 076 - 267 - 8090
URL : <http://www.irii.go.jp/>
E-mail : sidou@irii.go.jp

工業試験場では、モノづくり支援センターを整備し、企業の技術開発、製品開発などを支援する「企業のための試験室・実験室」として開放しています。

(1) 技術相談・指導を行います。

企業が抱えている技術的な問題点を解決するため、次のような「相談・指導」を行います。

新産業創造に対応する技術支援

- ㊦ 企業の技術者が工業試験場での研究・試作・分析などの業務に参画し、研究開発や試作のノウハウ、評価・分析技術を習得する「モノづくり技術高度化開発指導」

既存産業の高度化支援

- ㊦ 工業試験場職員や豊富な知識と経験を有する技術アドバイザーが現地に出向き、生産技術、新技術、製品開発などの技術的支援を行う「技術支援研究員等派遣指導」
- ㊦ 工業試験場職員を中心とした指導グループを企業に中・長期間派遣して、企業における新製品開

発・研究開発機能の強化を行う「研究開発型企業重点技術指導」

- ㊦ 技術移転した研究成果について、生産体制の確立に向けた支援を行う「技術移転フォローアップ推進指導」
- ㊧ 各産地へ工業試験場職員が出向き、技術相談に応じる「地域別技術指導」、「業種別技術指導」
- ㊨ 企業の緊急的な技術課題について技術相談に応じる「簡易技術指導」
- ㊩ 九谷焼産地の活性化と近代化を図るため、陶磁器全般に渡る技術課題の討議や生産技術の指導
社会的課題の技術的解決
- ㊪ 中小企業が行うリサイクル製品や環境計測や浄化のための装置等環境開発関連製品を開発支援するための指導
- ㊫ 福祉関連機器やユニバーサルデザイン製品を開発支援するための指導



研究開発型企業重点技術指導例
車いすの動力を利用した「無動力段差解消機」の開発

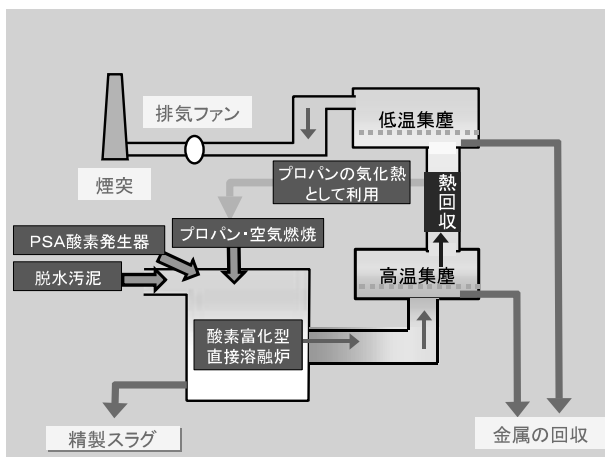
(2) 研究開発を行います。

企業や大学との共同研究を積極的に進め、その成果を広く業界に普及し、技術振興に役立てます。

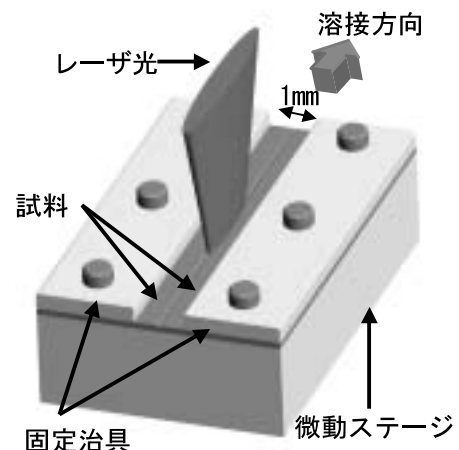
業界のニーズに応える生産技術や、新分野開拓に必要な技術の開発

国内外の研究者との「研究交流」と、県内企業に対する技術の橋渡し

社会的な課題である「情報技術」、「環境対応技術」、「医療・福祉技術」、「新エネルギー技術」などについて、産学官による研究会の開催や研究の実施



研究例 1
有機汚泥処理技術の開発



研究例 2
半導体レーザーによる微細溶接

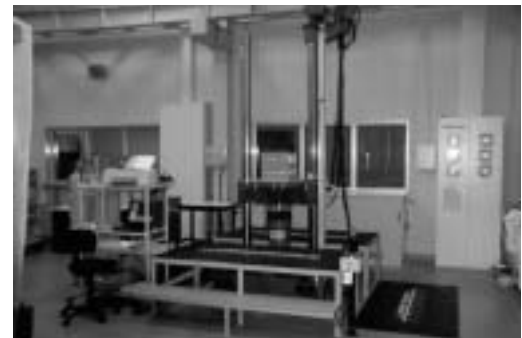
- (3) 技術情報を提供します。
製品開発や技術開発を行っている皆様へ、最新の技術情報を提供しています。

当場の活動や成果を載せた「技術ニュース」、「研究報告」などの発行
インターネットを用いた情報提供、相談

- (4) 測定・分析を行います。
企業から持ち込まれた製品や材料などの試験、測定、分析を最新鋭の試験計測機器で行います。また、これらの試験データを用いた技術指導も行っています。
材料試験、繊維試験、化学・分析試験、精密測定試験など



工業試験場のホームページ



新しく導入した落下衝撃試験システム

4. 経営革新の促進

経営革新の支援

個別の中小企業者、組合及び任意グループ等が、国又は都道府県から中小企業経営革新支援法に基づく「経営革新計画」の承認を受け、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供又はこれらに伴う新方式の導入、その他の新たな事業活動等の経営革新のための事業に対して支援します。

支 援 措 置

補助金

- (ア) 中小企業経営革新等対策費補助金（うち、中小企業経営革新事業）
 - ・ 2以上の都道府県において事業を行う組合等
 - ・ 補助率：2分の1
- (イ) 中小企業経営資源強化対策費補助金
 - 中小企業経営革新支援事業
 - ・ 1の都道府県内において事業を行う中小企業者、組合等
 - ・ 補助率：3分の2

融資制度

- (ア) 経営革新等に取り組む企業を支援する貸付
 - ・ 設備資金、長期運転資金の低利融資
- (イ) （独）中小企業基盤整備機構高度化融資制度
- (ウ) 小規模企業設備資金制度（設備資金貸付事業）の特例

税制

- (ア) 設備投資減税
- (イ) 欠損金の繰戻しによる還付の特例

信用補完

中小企業信用保険法の特例

直接金融

- (ア) 中小企業投資育成株式会社法の特例
- (イ) 新事業開拓促進出資事業

「経営向上計画」
による経営革新
のための事業に
対する支援

- 助成金等
- (ア) 新規・成長分野雇用創出特別奨励金
 - ・新たに雇用すると雇入れ労働者 1 人につき 70 万円
 - ・職業訓練を実施する場合、その実施費用及び受講料に一定額
 - (イ) 雇用対策臨時特例法の特例措置
 - ・中小企業基盤人材確保助成金
 - 基盤人材の雇入れにつき 1 人当たり 140 万円（上限 5 人）
 - 基盤人材の雇入れに伴う一般労働者の雇入れにつき 1 人当たり 30 万円（基盤人材の雇入れ数と同数）
 - ・中小企業雇用創出等能力開発助成金
- 特許料等の減免
研究開発型中小企業に対する特許関係料金減免制度
事業により生じた特許の審査請求料と第 1 ～ 3 年分の特許料について 2 分の 1 の減免措置を講じます。

個別の中小企業、組合等が、中小企業経営革新支援法に基づく指針に定める新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供又はこれらに伴う新方式の導入、その他新たな事業活動を行うにあたり、「経営向上計画」を作成し、政府系金融機関が認めた事業を行う際に支援します。

- (ア) 経営革新等に取り組む企業を支援する貸付
 - ・設備資金、長期運転資金の低利融資

経営基盤強化の支援

経営基盤強化事
業に対する支援

経済的環境の急激な変化等によって業況が悪化した特定業種に属する特定組合等（商工組合等の全国団体）が主務大臣の承認を受けた「経営基盤強化計画」に従って実施する事業に対して行う支援します。

支 援 措 置

- 融資制度
- (ア) 経営革新等に取り組む企業を支援する貸付
 - ・設備資金、長期運転資金の低利融資
 - (イ) （独）中小企業基盤整備機構高度化融資制度

税 制

- (ア) 機械等割増償却制度
- (イ) 事業所税の非課税措置

信 用 補 完

中小企業信用保険法の特例

助 成 金

雇用調整助成金
「経営基盤強化計画」の承認を受けた特定組合等の構成員となっている中小企業者が、景気の変動及び産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用する被保険者を休業及び教育訓練又は出向させる場合に、休業手当や賃金の一部助成を行います。

5. (財)石川県産業創出支援機構

代表 TEL : 076 - 267 - 1001 FAX : 076 - 268 - 4911
URL : <http://www.isico.or.jp>
E-mail : info@isico.co.jp

(1) 総合的な相談窓口と産業情報化の推進

ワンストップ・サービス（総合相談窓口）の提供

- (ア) 技術・経営・市場等に関する情報のほか、産業IT化に関する情報、新規事業、新分野への進出等に必要な情報を総合的に提供します。
- (イ) 研究開発・情報通信・経営・小売商業・特許等に関して専門のコーディネーター、アドバイザーを配置して相談に応じます。
- (ウ) 電話、FAX、E-mailによる相談にも応じます。
- (エ) 各種商用データベースを活用した情報検索サービス。
- (オ) 各種年鑑・統計・白書・市場情報・専門誌等の雑誌・図書の閲覧・貸出および人材育成・販売促進、最新技術など、経営に役立つビデオソフトの視聴・貸出サービス。
- (カ) 情報誌「ISICO (イシコ)」の発行

産業情報のポータルサイト「DGnet (デジネット)」による情報発信

DGnetは、あらゆる産業情報をインターネット上で提供しています。(<http://www.isico.co.jp>)

- (ア) ユーザー参加型サイトでイベント・セミナー情報や企業情報、新製品情報等を発信できます。
- (イ) ビジネスに役立つ情報を「DGnet News」として無料でメール配信します。
- (ウ) 経営・技術ノウハウ相談について、専門家が素早く的確にメールでアドバイスします。

リテール（小売商業）への支援

- (ア) パーチャルショップの運営ノウハウ取得、支援専門家（ホームページドクター）の育成セミナー等の開催。
- (イ) ISICO パーチャルモール「お店ばたけ ISHIKAWA」(<http://www.omisebatake-isico.com>) の運営。
- (ウ) 情報誌「あきんど」の発行

SOHO の事業者への支援

- (ア) 企業とSOHOの事業連携と交流を促進するホームページ「いしかわSOHOプラザ」(<http://www.isico.or.jp/soho>) の運営。
- (イ) SOHO事業者支援施設「いしかわSOHOプラザクリエイションオフィス」の運営。
- (ウ) SOHO事業者のスキルアップを図るセミナーの開催。

ものづくり産業活性化のための若年者の就業支援（ジョブカフェ石川）

- ・産業人材の発掘・育成、企業の人材確保等に関する支援
- ・若年者の就業意識の啓発、就業機会の創出・拡大支援

(2) ベンチャー・創造的企業に対する総合的な支援

事業資金の提供

(ア) 無担保（無保証人）融資の実施

「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」による知事認定を受けた企業に対し無担保（無保証人）で事業資金を融資します（別途融資に関する審査が行われます）。

< 融資の条件 >

- ・融 資 利 率 1.50%（固定金利，H16.4.1 現在）
- ・保 証 料 無担保 0.8%
無担保無保証人 1.3%
- ・融 資 期 間 10年（内据置 2年）
- ・融資限度額 7,000万円（無担保）
2,000万円（無担保・無保証人）

(イ) 株式・社債の引受けによる投資の実施

創業時及び成長期の創造的中小企業等の育成を図るため、支援機構指定の民間ベンチャーキャピタルを通じ、または当機構が直接株式や社債の引受けを行う投資制度を実施しています（別途投資に関する審査が行われます）。

< 引受限度額 >

- 指定ベンチャーキャピタルを通じて行うもの 1 億円 / 件
- 当機構が直接行う投資 1,000万円 / 件

これらの投融資制度が円滑に実施されるよう、当機構では金融機関・ベンチャーキャピタルに対し低利で投融資の原資を預託し、また、金融機関等のリスクを低減するための債務保証等を行っています。

研究開発資金の提供

県内中小企業等が行う新製品・新技術等の研究開発事業に対し助成金を交付します。

< 制度の概要 >

助成限度額：200万円以内

補 助 率：助成対象経費の 1/2 以内

対 象 分 野：石川県産業科学技術振興指針に定める重点技術分野に関する開発事業

本助成制度のほか、国、県等が実施している新技術・新製品の開発に対する補助制度等の紹介や、申請に関する相談も行います。

ベンチャー・創造的企業の成長、新事業の事業化に対する総合的な支援

(ア) 講習会，石川県産業大学経営講座の開催

(イ) 継続的経営指導の実施

(ウ) 販路開拓支援

(エ) 大学，研究機関等による創造的中小企業等に対する経営技術指導の斡旋仲介 等

ベンチャーマーケット事業

県内企業のベンチャー・スピリットを高揚するとともに、ベンチャー企業とベンチャー企業支援者の出会いの場を提供するため次の事業を行います。

(ア) ビジネスプラン発表会（年間 1 回開催）

(イ) ビジネスプラン作成講座の開催 等

異業種交流・融合化に対する支援

異業種交流に関心を持つ企業のグループづくりに向けた勉強会や交流の場づくりを行うとともに、県内異業種交流・融合化グループによる新製品開発、販路開拓事業等への支援を行います。

また、異業種交流活動の拠点として石川県地場産業振興センター内に設置されている融合化支援センターを提供しています。

専門家派遣

県内の中小企業が抱える種々の課題（経営、技術、人材、情報化等）の解決を図るため、その目標あるいは目的に応じて専門家を派遣し、具体的・実践的なアドバイスを行います。

（３） 中小企業の再生支援

「産業活力再生特別措置法」に基づく認定支援機関として、中部経済産業局から中小企業再生支援協議会事業の委託を受け、中小企業の再生を支援します。

対象企業

経営上の問題を抱え、企業の将来に不安があるが、意欲を持って新しい企業づくりに取り組もうとする石川県内の中小企業。

支援内容

（ア） 窓口相談

中小企業の再生に精通した専門のアドバイザーが、企業からの相談に基づき再生の可否を見極めます。

（イ） 再生支援

再生可能と判断した企業に対し、適切なアドバイスや指導、経営改善計画の策定、制度融資や金融機関との調整など、経営健全化に向けての支援を行います。

（４） 産学官の交流・連携の促進と共同研究による新技術開発の推進

当支援機構では21世紀に向けて、地域資源の有効活用と産学官の力を結集して、石川県における技術研究開発を総合的に推進するため、企業からの受託研究・共同研究、産学官連携研究開発、国の大型プロジェクト事業へのコーディネート等の事業を推進・支援します。

また、人材育成の研修講座、研究交流会等の開催、研究開発補助事業を行います。

産学官交流・連携

- ・つくば学研都市の研究者・技術者との交流
- ・共同研究及び事業化を目指した研究会等の開催 等

産学官共同研究の推進・支援

産学官が連携して、大学等の頭脳・技術シーズ等を活用しながら次世代技術を開発するための共同研究を推進するとともに、国・県等の支援制度を活用した共同研究実施のための制度紹介、申請書作成支援等を行います。また、大学や工業試験場等公設試験研究機関との共同研究の実施についても、紹介・斡旋、相談等を行います。

受託研究の実施と斡旋紹介

企業等から委託されたテーマについて、県工業試験場等公設試験研究機関と連携しながら研究開発を行います。

また、大学や研究機関へ研究を委託する際の紹介、斡旋や契約事務についてのアドバイスを行います。

人材育成・産学官連携セミナーの開催

先端技術の応用や新しい生産技術、新分野進出、環境保全等に関する講習会（産業大学技術講座）を開催し、次代を担う技術人材の育成と産学官相互の交流促進を行います。

(5) サイエンスパークにおける産学官交流連携、新産業創造の支援拠点

いしかわサイエンスパークのワンストップサポート（総合相談窓口）

新産業創出や新分野進出、新技術開発をめざす際の総合窓口を設け、パーク全体の連携を促進し、パーク内の研究開発資源を有機的に結びつけ、情報・人材・技術・資金など事業活動の総合相談窓口となります。

いしかわサイエンスパーク交流会の開催

パーク内に立地する最先端科学技術大学院大学や企業、研究所、支援機関などの情報交流と支援サービスの向上を図り、産学官連携の促進に資する。

交流会・見学会の実施

講演会、セミナーの実施

I P S 交流ニュースの発行

インキュベーター「いしかわクリエイトラボ」の運営・管理

創業間もないベンチャー企業や新分野進出を目指す中小企業に低廉な事業スペースを提供するインキュベーターを設置し、入居企業に対しては、北陸先端科学技術大学院大学等との共同研究斡旋、専門家による各種相談・指導など総合的な支援を行います。

賃貸施設「いしかわフロンティアラボ」の運営・管理

サイエンスパークに進出するベンチャー企業や研究開発型企業等に低廉な戸建て賃貸施設を整備し、新商品開発や技術の高度化に取り組む企業を支援します。

高速・大容量通信に最適な情報通信インフラを整備

(ア) サイエンスパークホームページ (<http://www.ishikawa-sp.com>) に情報発信スペースを提供
いしかわサイエンスパークのホームページ上で、進出企業の情報を世界に広く発信します。

(イ) インターネット高速接続を無料で提供

100Mbps の通信回線など、ブロードバンド時代に最適な情報通信インフラを提供します。

産学官連携促進コンベンション施設「石川ハitek交流センター」の管理・運営

最先端の情報システムやハイビジョン画像にも対応可能な映像システムを備え、学会やセミナー、シンポジウム等の利用に適しています。

その他の関連諸施策

中小企業総合展

経営革新に取り組んでいる中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の出展及びプレゼンテーション等により紹介するビジネスマッチングの場の提供。

新市場創出見本市

中小企業の新たなチャレンジによる新市場の創出を支援するため、中小企業による新市場創出が期待される個別分野（コンテンツ、ロボット、医療、福祉）にテーマを絞り込んだ見本市を開催し、当該分野で新たなフロンティアを拡大しようとする中小企業者を全国から一同に会するとともに、国内外ユーザ、バイヤーを広く集め、販路開拓・取引拡大を支援します。

経営革新セミナー

都道府県等中小企業支援センターにおいて、経営革新に意欲を有する方を対象に、経営革新に向けた取り組みに着手するに当たって必要な基礎的知識の習得を支援するセミナーを実施します。

第4章 経営基盤の強化

1. 経営資源の確保

経営支援事業

3 類型の支援センターによる中小企業支援事業

中小企業の多様なニーズにきめ細やかに応え、中小企業の方々が抱える経営課題の解決や経営資源の円滑な確保のための的確な助言等が得られる支援体制として、地域中小企業支援センター・都道府県等中小企業支援センター・（独）中小企業基盤整備機構の中小企業・ベンチャー総合支援センターからなる3 類型の支援センターを整備し、センターに中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャー等を配置して、それぞれが中小企業施策等に関する情報提供のワンストップサービスの窓口となるとともに、これら3 類型の支援センターの一体的な運用を図りつつ、窓口相談、専門家派遣等の支援事業を実施します。

地域中小企業支援センター

創業予定者や経営革新等の課題を有する地域の中小企業者等にとっての身近な支援拠点として全国の広域市町村圏程度の区域ごとに設置され、専任のコーディネーターが相談に応じます。

- (ア) 窓口相談事業
- (イ) 情報提供事業

都道府県等中小企業支援センター

中小企業支援法に基づき指定された法人で、都道府県等が行う中小企業支援事業の実施主体として各都道府県等に配置され、中小企業の経営に知見等を有する民間人材をプロジェクトマネージャーとして、また、経営や技術等の専門分野において豊富な経験と知識を有する民間人材をサブマネージャーとして配置し、中小企業の経営資源の円滑な確保を支援します。

- (ア) 事業可能性評価事業
- (イ) 窓口相談事業
- (ウ) 専門家派遣事業
- (エ) 研修事業
- (オ) セミナー、講習会、交流会事業
- (カ) 取引情報提供事業

中小企業・ベンチャー総合支援センター

全国8 か所に設置され、ベンチャー支援や中小企業の経営全般に知見を有する民間人材であるプロジェクトマネージャーが株式公開も視野に入れた中小企業などに対し、資金面、技術面の支援、経営・財務・法務等高度なコンサルティングを行います。

- (ア) 窓口相談事業
- (イ) 専門家派遣事業
- (ウ) 経営支援講座等開催事業
- (エ) 創業・経営革新支援事業
- (オ) 企業等OB人材派遣事業

人材育成等

中小企業診断士の試験・登録制度

中小企業の経営革新等の促進を図るため診断助言事業が果たす役割は大きく、診断助言担当者の確保と能力の向上を図る必要があります。

このため、経済産業省では昭和38年から中小企業指導法（現、中小企業支援法）の規定に基づき、公的診断に従事するために必要な知識を有する者として試験に合格する等一定の要件を満たす者を中小企業診断士として登録しています。

中小企業診断士については、平成12年度の制度見直しで、鉱工業、商業、情報の3部門の登録を統合し、試験についても大幅な科目の見直しを実施し、国家試験として位置づけ、平成13年度からは、公的診断に従事する者だけでなく、民間のコンサルタントを含め、中小企業の経営の診断、経営に関する助言の業務に従事する者の能力認定制度としました。

また、中小企業診断士の登録は有効期限が5年間であり、有効期限内に一定の研修を受けることや実務の実施等一定の要件を満たすことにより登録の更新ができます。

指定試験機関：社団法人中小企業診断協会
(東京都中央区銀座1-14-11銀松ビル)
TEL 03 (3563) 0851

研修事業

中小企業大学校による人材養成・研修

中小企業の経営に関し、幅広い知識に基づき助言を行う者の養成や中小企業者及びその従業員が必要な知識や手法を学び、その経営及び技術に関する能力を向上させることが情勢変化に的確に対応し得る総合経営力強化に重要であることから、中小企業の経営者等、中小企業診断士、都道府県等及び都道府県等支援センターの中小企業支援担当者等に対して高度で専門的な各種研修を実施します。

なお、中小企業大学校等の研修に従業員等を派遣した場合、雇用能力開発機構の「キャリア形成促進助成金」により教材費や受講期間中に支払った賃金の一部について補助を受けることができる場合があります。

都道府県等（都道府県及び政令指定都市）が行う研修

中小企業の経営管理能力や技術力の向上を図るため、中小企業者又はその従業員、技術者を対象に、中小企業の経営方法や技術に関する基本的な知識等の習得を目的とした基礎的研修を実施します。

その他の研修事業

商工会、商工会議所の研修事業

IT化支援

中小企業のIT化支援

IT活用に対する意識向上と人材の育成

- (ア) セミナー・研修の実施
- (イ) ITコーディネータの育成
- ITに関するアドバイス・コンサルティング
- (ア) ITアドバイザー派遣事業
- (イ) 専門家派遣事業
- (ウ) 戦略的情報化投資活性化支援事業
- ITシステム導入に対する支援
- (ア) 金融
 - ・IT活用促進資金
 - ・小規模企業設備資金貸付制度

中小企業のIT
化のための基盤
整備

- ・高度化融資事業における情報化共同事業
- (イ) リース等
 - ・戦略的情報化機器等整備事業
- (ウ) 税制
 - ・中小企業投資促進税制
 - ・中小企業等基盤強化税制
 - ・IT投資促進税制
- 商工会議所，商工会，中央会によるIT化支援
- 共通基盤的ソフトウェア等の整備
- (ア) IT活用型経営革新モデル事業
 - IT推進のための情報提供
- (ア) 「e-中小企業庁＆ネットワーク事業」の実施
- (イ) 「J-Net21」によるワンストップ支援体制の充実
- (ウ) 下請取引オンライン・ネットワーク事業
- (エ) インターネット利用下請企業情報提供事業
- (オ) 取引マッチングシステム

特許制度の利用

特許流通の促進

特許を介した技術の流通環境を整備し，中小企業が積極的に特許を活用する機会を増やすことにより，新規事業の創出等を支援します。

- 特許流通アドバイザーの派遣
- 特許流通フェアの開催
- 特許流通データベースの整備

特許情報の利用
促進

過去に開発された技術の集大成である約4,900万件特許情報等を中小企業が活用しやすい形で提供することによって，効率的な技術開発を支援します。

- 特許電子図書館（IPDL）による特許情報の提供
- 特許電子図書館（IPDL）による閲覧環境の整備
- 特許流通支援チャートの発行

特許取得の支援

先行技術の調査や電子出願の指導を実施すると同時に，特許料等の減免を図ることによって，中小企業等の特許取得を支援します。

- 先行技術調査の支援
- 出願アドバイザーによる電子出願手続の指導
- 特許料等の減免
- 巡回審査・巡回審判
- 早期審査

技術基盤の強化

中小企業技術基
盤強化推進事業
(デジタルマイ
スタープロジェ
クト)

製造業における熟練技能者が保有する高度な技能を科学的に分析することにより，技能の客観化・デジタル化・データベース化・ソフトウェア化に関する研究開発を行うとともに，設計製造支援に関するソフトウェアシステムの開発を行うことにより，中小企業のものづくりにおいてITを効果的に活用し，産業競争力の強化を図ります。

- 技能の客観化・マニュアル化・デジタル化

C A D等活用のためのプラットフォームの研究開発等

中小企業技術開発
産学官連携促進事業

中小企業の活性化と新規産業創出の促進を図るため、公設試験研究機関を中心として、中小企業の技術開発能力の向上及び普及促進等を支援します。

国際化対策

海外展開の円滑化

- (独) 中小企業基盤整備機構
- ・ 国際化展開ワークショップ等による情報提供
- ・ 国際化支援アドバイス
- (独) 日本貿易振興機構
- ・ 貿易・投資に関する最新情報データベース
- ・ 国際ビジネスマッチングサイト
- ・ コンサルタント・アドバイザーによるサポート
- ・ 海外ビジネスサポート・センター運営
- ・ 中小企業専門家派遣事業
- (財) 交流協会
- ・ 中小企業海外情報提供事業
- ・ 日台中小企業ビジネス・アライアンス促進事業
- ・ 日台電子商取引推進事業
- ・ 中小企業海外情報提供等専門家派遣事業
- ・ 中小企業研修事業 ((財) 海外技術者研修協会においても実施)
- 日本商工会議所
- ・ 日本商工会議所海外事業
- 全国商工会連合会
- ・ 小規模企業海外展開支援事業
- 国際協力銀行
- ・ 海外投融資相談事業
- ・ 中小企業向け海外投資金融
- 海外投資保険 ((独) 日本貿易保険)
- 海外展開資金貸付制度 (中小企業金融公庫・商工組合中央金庫)
- 海外投資関係信用保証制度 (信用保証協会)

国際取引 (提携・貿易) の円滑化

- 海外展開・輸出支援事業 ((独) 日本貿易振興機構)
- ベンチャー企業海外展開の支援 ((独) 日本貿易振興機構)
- Local to Local 産業交流事業 ((独) 日本貿易振興機構)
- 国際インターンシップ ((独) 日本貿易振興機構)
- 貿易実務オンライン講座 ((独) 日本貿易振興機構)
- ジェトロ認定貿易アドバイザー試験 ((独) 日本貿易振興機構)

エネルギー・環境対策

情報提供等事業

中小企業環境・安全等対応情報提供事業

情報開発事業等

中小企業エネルギー環境対応計画認定事業
創造技術研究開発費補助金

設備導入支援等

融資制度

(ア) 環境対策貸付

中小企業の省エネルギー及び公害防止等の環境対策に関する融資

(イ) (独) 中小企業基盤整備機構高度化融資

- ・ 特定中小企業団体事業
設備リース

(ウ) 小規模企業設備資金制度

小規模企業の創業および経営基盤の強化に必要な設備の導入を促進するため、貸与機関の事業として、当該設備の取得に要する費用を無利子で貸付ける設備資金貸付制度を行うとともに、当該設備を小規模企業に代わって購入し割賦販売及びリースする設備貸与事業を行います。

なお、省エネ・リサイクル支援法に定める特定設備のうち一部については、小規模企業者設備導入資金助成法に基づく事業計画作成の基準別表において、経営基盤強化に必要な設備と同等に扱います。

信用保証

- ・ 中小企業信用保険法の特例

出資制度

- ・ 中小企業投資育成株式会社法の特例

高度化対策

高度化事業の種類

中小企業者が事業協同組合等を設立して共同・連携して経営基盤の強化等に取り組む事業

(ア) 集団化事業

市街地の中に散在する中小企業者は、事業用地の取得難、騒音、ばい煙等の公害発生、従業員の確保難、交通混雑等の問題を抱えているため、これらの中小企業者が、適地に一つの団地や建物を建設して集団で移転することにより、抜本的な体質改善を図る事業です。

(イ) 集積区域整備事業

小売商業若しくは卸売業の本来の機能である流通機能又は製造業等の生産活動機能の健全な発展を図るため、当該区域の店舗、事業場又は工場その他の施設を改造又は新設するとともに、共同して道路の拡幅、緑化施設及びアーケード・カラー舗装等の設置、共同配送施設及び共同駐車場の設置による地域環境の整備を行う事業です。

(ウ) 施設集約化事業

中小小売業者が共同で入居するショッピングセンターを建設したり、中小製造業者が生産工程を統合し共同で使用する工場を建設するなど、共同で利用するひとつの建物を設置・運営する事業です。

(エ) 連鎖化事業

中小小売業者が共同でPOSシステムを導入するなど、中小小売業者や中小サービス業者が、営業の独立性を維持したまま、チェーン店として流通の合理化を図る事業です。

(オ) 共同施設事業

中小卸売業者が在庫管理、配送の効率化を図るために共同で利用する物流センターを設置したり、商店街が顧客吸引力を高めるためにアーケードや駐車場を設置するなど、中小企業者が共同で利用する施設を設置する事業です。

(カ) 設備リース事業

中小企業者が個々に導入することが難しい最新鋭の設備を組合が一括して購

入し、組合員に買取予約付で賃貸する事業です。

(キ) 経営改革事業

新商品・新技術の開発、情報の収集・処理・提供を行うために、共同で利用する研究施設や試験機器などを設置する事業です。この事業は、組合、共同出資会社など法人格を有する者が対象となる他、中小企業経営革新支援法の承認を受けた経営革新計画に従って事業を実施するグループ及び下請中小企業振興法の承認を受けた承認事業計画に従って事業を実施するグループも対象となります。

(ク) 企業合同事業

特別の法律の規程に基づく承認や認定を受けた中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業に集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業です。

地方公共団体と地元産業界が協力して設立する第3セクター（株式会社・公益法人）等が当該地域の中小企業者や起業家を支援するための施設を整備する事業

(ア) 地域産業集積創造基盤整備事業

地域産業の振興を図るため、第3セクターなどが、地域の中小企業者や起業家が利用する技術開発センターやインキュベーター（起業化支援センター）を設置・運営し、地域の中小企業の新商品、新技術の開発などを支援する事業です。

(イ) 商店街整備等支援事業

商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第3セクターなどが、多目的ホール、スポーツ施設、駐車場などのコミュニティ施設を整備し、又はこれらの施設とあわせてショッピングセンターを整備・運営する事業です。

高度化出資事業

上記の地域産業創造基盤整備事業又は商店街整備等支援事業を行う第3セクターが株式会社形態の場合、以下の要件により（独）中小企業基盤整備機構は出資を行うことができます。

- ・地方公共団体による出資額の合計額以下
- ・当該株式会社の資本金の1/2以下

診 断 の 実 施

事業を実施しようとする中小企業者は、計画が具体化する初期の段階から高度化事業計画の作成に関し都道府県から助言を受ける必要があります。また、作成した高度化事業計画については、都道府県が診断を実施します。診断では、当該高度化事業計画の妥当性についてあらゆる見地から検討が行われ、問題がある場合には、中小企業者は計画の修正を行います。診断・助言には計画の内容によって中小企業総合事業団も参加します。また、診断・助言は、貸付後も随時行われます。

資 金 の 流 れ

高度化融資の貸付方法には、A方式とB方式があります。A方式は1つの都道府県内で行われる事業に対する貸付方法で、都道府県が中小企業者に貸付を行い、B方式は2つ以上に都道府県にまたがる広域の事業に対する貸付方法で、中小企業総合事業団が貸付を行います。

貸付対象施設 建物、構築物、建物・構築物の設置に必要な土地、設備

- 貸 付 条 件
- ・金 利：1.05%，特別な法律に基づく事業などは無利子
 - ・貸付割合：原則として80%以内
 - ・貸付期間：20年以内（うち据置期間3年以内）で都道府県が認めた期間
 - ・償還方法：年賦又は半年賦
 - ・担保・保証人：都道府県又は中小企業総合事業団の規定により徴求

2. 産業集積の活性化

地域活性化対策

特定産業集積の
活性化に関する
臨時措置法（地
域産業集積活性
化法）

主務大臣は、対象となる特定産業集積の考え方、発展の方向性、支援事業の在り方等について指針を策定します。

都道府県は、指針に基づき、具体的な基盤的技術産業集積又は特定中小企業集積について当該集積の発展の方向性、支援事業の内容等について定めた活性化計画を作成し、主務大臣の同意を得ます。

中小企業者及び組合等は、指針と活性化計画に基づき、具体的な事業内容等について定めた高度化等計画、高度化等円滑化計画、進出計画及び進出円滑化計画を作成し、都道府県知事の承認を受けます。

財政措置

承認を受けた計画に従って技術の高度化・高付加価値化及び新分野進出を行う中小企業者に対して国及び都道府県が助成措置を講じます。

支援措置

(ア) 地域活性化創造技術研究開発費補助事業

基盤的技術産業集積において、都道府県知事から高度化等計画又は高度化等円滑化計画の承認を受けた個別の中小企業及び組合等が行う研究開発に対して都道府県を通じて補助を行います。

(イ) 地域産業集積活性化計画支援事業

特定中小企業集積において、都道府県知事から進出計画又は進出円滑化計画の承認を受けた個別の中小企業及び組合等が行う新商品開発・販路開拓事業等に対して都道府県を通じて補助を行います。

税 制

・特別土地保有税の非課税措置（地方税）

融 資 制 度

(ア) 地域産業集積活性化資金

(イ) 高度化融資

(ウ) 中小企業信用保険法の特例措置

(エ) 中小企業投資育成株式会社法の特例措置

地場産業の振興

地場産業等活力
強化事業

地場産品等開発・高付加価値化支援事業

地場産品等販路開拓支援事業

地場産業人材育成等支援事業

3. 創造的産業等立地促進制度(石川県)

この制度は、「石川県における創造的産業等の立地の促進に関する条例」により、創造的産業等の県内における立地に対して積極的な優遇措置を講じ、産業構造の高度化等の推進及び雇用機会の拡大を図ろうとするものです。

優遇措置は、産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等及び独自技術保有工場等に対して適用され、最高15億円を限度として補助金が交付されます。

補助金は、産業高次機能施設を除く工場等では投資額（リース設備を含む）の百分の十を限度としますが、産業高次機能施設に対しては投資額の百分の二十を限度とした、より優遇された助成内容となっています。

助 成 対 象
(1) 対象 産業高次機能施設 研究所・開発機能、本社・統括管理機能又はバックアップ機能に係る施設 空港・港湾活用工場等 空港又は港湾を活用し、国際物流拠点化に貢献する工場等 独自技術保有工場等 市場占有率の高い自社製品の製造又は高度な基盤技術保有工場等 ~ の新設または増設 (2) 要件 投資額（リース設備を含む）が3億円以上 常時雇用従業員数 産業高次機能施設、空港・港湾活用工場等は10人以上、独自技術保有工場等は20人以上

助 成 内 容
助成対象としての指定を受けた企業に対し、事業場の設置に要した投資額の一部を助成する。 (1) 助成金額の算定 助成金額は、助成限度額の範囲内で、地域経済に対する貢献度等を考慮して算出 (2) 助成限度額 産業高次機能施設.....投資額の20%以内 空港・港湾活用工場等...投資額の10%以内 独自技術保有工場等.....投資額の10%以内 ~ の算定により得た金額又は15億円のいずれか低い額 ただし、新設・増設をあわせ、1企業あたり15億円を限度とする。

雇用拡大関連企業立地促進制度

この制度は、県内における産業の振興及び雇用機会の拡大を図る工場等の立地に対して積極的な優遇措置をもって立地を促進し、県土の発展と県民の福祉の向上を図ろうとするものです。

優遇措置は、製造業、自然科学研究所、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業を営む事業所及び情報処理・提供サービス施設及び物流施設等の新増設と、これに伴う新規地元雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計が当該地域における一定人数以上となる場合に対して適用され、補助金が交付されます。

補助金は、投資額に一定の率（2.5%～20%）を乗じたものと、新規地元雇用者数に50万円を乗じたものと及び県外からの移転従業員数に25万円を乗じたものを加算した額です。（最高5億円）

また、この補助金は、前述の「創造的産業等立地促進制度」との重複適用が可能であり、この場合は、最大20億円の補助金となります。

(1) 助成対象

対象

製造業，自然科学研究所，ソフトウェア業，デザイン業，機械設計業を営む事業所，情報処理・提供サービス施設及び物流施設等の新增設

要件

(ア) 新規地元雇用者が15人以上

(ただし，過疎・準過疎地域は5人以上，過疎・準過疎地域を除く能登地域は10人以上)

(イ) 投資額（リース設備を含む）が1億円以上

(ただし，過疎・準過疎地域は5千万円以上，創造法認定企業は地域を問わず3千万円以上)

(2) 助成内容

補助金の算定

補助金額は，補助限度額の範囲内で，地域経済に対する貢献度等を考慮して算出

補助限度額

(ア) 新設の場合

投資額×地域に応じて定められる率＋新規地元雇用者数×50万円＋

県外からの移転従業員数×25万円（最高5億円）

(イ) 増設の場合

投資額×地域に応じて定められる率＋新規地元雇用者数×50万円＋

県外からの移転従業員数×25万円（最高2億円）

区 分	過疎・準過疎地域	過疎・準過疎地域を除く能登地域	過疎・準過疎地域を除く加賀地域
新設の場合	20%	10%	5%
増設の場合	10%	5%	2.5%

・投資額のうち，県外からの新規立地企業が設置する，落雷防止施設及び高度な公害防止施設部分については，地域を問わず20%とする。

・新設・増設をあわせて1企業あたり5億円を限度とする。

いしかわサイエンスパーク研究所等立地促進制度

この制度は，いしかわサイエンスパーク内における研究所等の立地を積極的な優遇措置をもって促進することにより，産業の高度化を図り，もって県土の均衡ある発展と県民の福祉の向上を図ろうとするものです。

優遇措置は，研究所等の新增設を行い新規地元等雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計が5人以上となる場合に対して適用され，補助金が交付されます。

補助金は，投資額に一定の率（7.5%～15%）を乗じたものと新規地元等雇用者数に50万円を乗じたもの及び県外からの移転従業員数に25万円を乗じたものを加算した額です。（最高5億円）

また，この補助金は，前述の「創造的産業等立地促進制度」との重複適用が可能であり，この場合は最大20億円の補助金となります。

(1) 助成対象

対象

研究所等の新增設

要件

(ア) 新規地元等雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計が5人以上

(イ) 投資額（リース設備を含む）が1億円以上

(2) 助成内容

補助金の算定

補助金額は、補助限度額の範囲内で算出

補助限度額

投資額 × 新規地元等雇用者数によって定められる率 + 新規地元等雇用者数 × 50万円 + 県外からの移転従業員数 × 25万円（新設の場合は最高 5 億円，増設の場合は最高 2 億円）

区 分	新規地元等雇用者数及び県外からの移転従業員数の合計	
	5 ～ 14人	15人以上
新 設	10%	15%
増 設	7.5%	12.5%

・新設，増設をあわせて 1 企業あたり 5 億円を限度とする。

企業立地促進融資制度

企業立地に必要な設備資金を円滑に供給することにより，県外企業の本県への立地促進を図るとともに県内産業構造の高度化に役立てるものです。

(1) 融資対象

県外からの企業の新規立地であること（特認団地については，県内企業も含む）

県が指定する用地（農工地区，工場適地，県・市町村の造成団地など）に立地するもの

10人（過疎地域は 5 人）以上の新規地元雇用増があるもの

地域経済への波及効果があるもの

(2) 融資内容

融資対象経費

工場用地，建物，機械設備等の取得に要する経費（投資額）

融資限度額

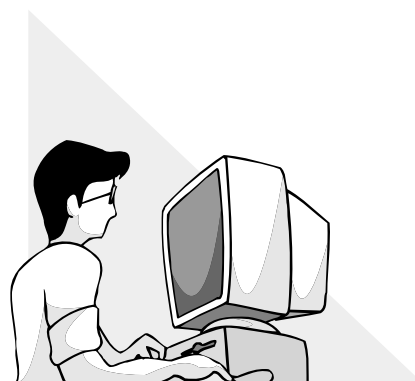
投資額の 2/3 または 5 億円のいずれか低い額

利率

知事が定める（平成14年10月 1 日改正 1.5%）

融資期間

10年以内（うち，据置 2 年以内）



県内市町村の産業立地助成制度

市町村独自の優遇措置の概要（税を除く）

条例名	対象者の要件	内 容	
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（金沢市）	〔一般製造工場〕 ○ 工場適地又は市長が認める地区内 ○ 土地 3,000㎡以上 ○ 工場 1,000㎡以上 ○ 従業員 10人以上	補助金	○ 土地取得費 × 0.2以内 ○ 工場建設費等 × 0.05以内 ○ 限度額 2億円（市長特認 3億円）
	〔高度技術工場〕 ○ 工業専用地域、工業地域、準工業地域 ○ 土地3,000㎡以上 ○ 工場1,000㎡以上 又は投下固定資産 1億円以上 ○ 従業員 10人以上		○ 土地取得費 × 0.2以内 ○ 工場建設費等 × 0.05以内 又は ○ 投下固定資産 × 0.1以内 ○ 限度額 2億円（市長特認 3億円）
	〔特定事業所〕 ○ ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業、自然科学研究所 ○ 土地3,000㎡以上 ○ 建物1,000㎡以上 又は投下固定資産 1億円以上 ○ 従業員 10人以上	補助金	○ 土地取得費 × 0.2以内 ○ 建物建設費 × 0.05以内 又は ○ 投下固定資産 × 0.1以内 ○ 限度額 2億円（市長特認 3億円）
	○ 上記対象工場等における新規雇用（市民） 5人以上		○ 新規雇用者 × 20万円 ○ 限度額 4,000万円
		融資	○ 投下固定資産総額 × 3/4 以内 ○ 5億円限度
金沢テクノパークにおける企業立地の促進に関する条例（金沢市）	〔高度技術工場及び地域拠点工場〕 ○ 工場 1,500㎡以上（増設は1,000㎡以上） ○ 従業員 10人以上 〔試験研究所〕 ○ 建物 1,000㎡以上 ○ 従業員 5人以上	補助金	○ 土地取得費 × 0.2以内 ○ 建物建設費等 × 0.1以内 ○ 限度額 5億円
	○ 上記対象工場等における新規雇用（市民） 10人以上		○ 新規雇用者 × 50万円 ○ 限度額 1億円
雇用拡大関連企業立地助成金交付要綱（金沢市）	〔情報処理・提供サービス施設〕 ○ 市外からの新たな進出 ○ 事業用建物賃借 ○ 常用雇用者 100人以上 ○ 新規雇用（市民） 20人以上 ○ H18.3.31まで	補助金	○ 設備投資額 × 0.05以内 ○ 建物賃料 × 1/2（または1/3） ○ 限度額 2億円 ○ 新規雇用者 × 20万円 ○ 限度額 4千万円 ○ 上記合計で2億4千万円限度

条例名	対象者の要件	内 容	
七尾市における工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（七尾市）	○ 製造、先端技術・関連ソフト産業及び試験研究関連事業 ○ 用地 2,000㎡以上（試験研究関連施設は1,000㎡以上） ○ 工場 700㎡以上（試験研究関連施設は500㎡以上） ○ 操業時従業員新設 10人以上（試験研究関連施設は5人以上） 増設 経費10億円以上 5人以上増員 経費10億円未満 3億円以上 3人以上増員 経費3億円未満 2人以上増員	補助金	○ 用地費 × 0.05以内（特定地区以外は0.04） ○ 1億円限度 ○ 工場建設費等 × 0.05以内（特定地区以外は0.04） ○ 1億円限度 ○ 又は便宜供与（道路整備等）
	○ 中小企業者 ○ 用地 1,000㎡以上 ○ 工場 300㎡以上		融資 ○ 投下固定資産総額 × 2/3 以内 ○ 2億円限度
小松市工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（小松市）	〔大規模工場〕 ○ 製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう）の事業に供するもの ○ 工場適地又は市長が認める地区内 ○ 用地 5,000㎡以上 ○ 工場 1,500㎡以上 ○ 操業時新規雇用者 10人以上	補助金	○ 用地費 × 0.2 1億円限度（但し、用地取得後3年以内に操業することが要件） ○ 工場建設費等 × 0.05 1億円限度
	〔中小企業者設置工場〕 ○ 製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び物流施設（物流のアセンブリ業務により新規雇用が見込まれる施設をいう）の事業に供するもの ○ 中小企業者 ○ 工場適地又は市長が認める地区内 ○ 用地1,000㎡以上 5,000㎡未満 ○ 工場300㎡以上 1,500㎡未満 ○ 操業時常時雇用者 5人以上		○ 用地費 × 0.05 1,000万円限度（但し、用地取得後3年以内に操業することが要件） ○ 工場建設費等 × 0.05 1,000万円限度
小松市中小企業立地促進資金融資制度要綱（小松市）	○ 製造業、先端技術産業、同関連ソフト産業及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう）の事業に供するもの ○ 中小企業者 ○ 工場適地等市長が認めたもの ○ 製造業等 ○ 雇用効果が相当程度見込まれること	融資	投資額 × 2/3 以内 1億円限度

条例名	対象者の要件	内 容
輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(輪島市)	- 工場, 研究所, 物流施設, 教育施設及びその他の施設 - 投資額 5,000万以上 - 新規雇用 5人以上 - 観光施設 - 投資額 1億円以上 - 新規雇用 10人以上 - 観光施設再生 - 投資額5,000万円以上 - 新規雇用 5人以上	補助金 新設投資額×0.20以内 増設 " ×0.10以内 新規投資額×0.20以内 増設 " ×0.10以内 新設投資額×0.10以内 新規雇用者×50万円 限度額 1億円 (市長特認2億円)
珠洲市における企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例(珠洲市)	- 新設の場合 - 投資額3,000万円以上 - 従業員 5人以上 - 増設の場合 - 投資額3,000万円以上 - 従業員 3人以上 - 製造業及び情報サービス業等	補助金 - 新設 投資額×0.20 - 増設 投資額×0.15 - 限度額 1億円 便宜供与 - 用地のあつせん - 道路, 用排水路の整備
加賀市産業振興条例(加賀市)	[工場] - 投資額 1億円以上 - 従業員 5人以上 [研究所及びソフトウェア業等] - 投資額 1億円以上 - 従業員 5人以上	補助金 - 工場適地, 公共団体造成地 - 土地取得費×0.1 限度額 1億円 (ただし, 3,000㎡以上の土地を取得後3年以内に操業開始が要件) - 工事建設費等×0.05 限度額 2億円 - 上記以外 - 土地取得費×0.05 限度額 1億円 (ただし, 3,000㎡以上の土地を取得後3年以内に操業開始が要件) - 工事建設費等×0.025 限度額 2億円 - 土地取得費×0.1 限度額 1億円 (ただし, 1,500㎡以上の土地を取得後3年以内に操業開始が要件) - 工事建設費等×0.05 限度額 2億円 便宜供与 上記補助金に替え, 道路整備等も可能。
加賀市産業振興資金融資制度実施要綱(加賀市)	- 投資額 1億円以上 - 従業員 5人以上	融資 - 投下固定資産総額 × 2/3 以内 3億円限度
羽咋市商工業振興条例(羽咋市)	- 製造業, 情報サービス業, 先端技術業, 流通関連業, 学術若しくは開発的研究又は試験を行う事業 - 従業員 10人以上 (増設5人以上) - 投下固定資産額 1億円以上	補助金 - 投下固定資産総額 × 0.1 (限度額 2億円) - 新規地元雇用者 × 50万円 (限度額 2,000万円) 便宜供与 - 用地のあつせん等

条例名	対象者の要件	内 容
松任市における工場立地の促進に関する条例(松任市)	- 工場適地又は市長が認める地区内 - 業種 製造業, 先端技術産業・同関連ソフト産業及び試験研究開発施設他 - 用地 3,000㎡以上 - 工場 1,000㎡以上 - 操業時従業員 10人以上 - 新規雇用事業者 - 上記要件を満たす工場に市内在住者新規雇用 5人以上	補助金 - 用地費×0.05以内 (市長特認0.1以内) 1億円限度 (市長特認2億円限度) - 工場建設費等 × 0.05以内 1億円限度 - 新規雇用市内在住者 × 50万円 - 限度額 1,000万円 融資 - 投下固定資産総額 × 2/3 以内 5億円限度
寺井町産業振興奨励条例(寺井町)	- 投下固定資産総額 1億円以上 - 若しくは寺井町企業誘致条例の対象企業又は町長が認めるもの	便宜供与 - 道路及び排水の整備等 1億円を超える固定資産課税標準額の課税相当額(1年間) - 寺井町企業誘致条例の対象企業の場合は, 固定資産税額の50/100(3年間)
寺井町企業誘致条例(寺井町)	- 工場適地への立地 - 製造業, ソフトウェア業, 流通加工を伴う物流施設, その他町長が特に認めたもの - 町外からの新規進出企業 - 用地 10,000㎡以上 - 操業時従業員数 10人以上	補助金 - 用地 1㎡当たり3,000円(限度額1億円) - 用地の大きさが16,000㎡以上で町長が特に認めた場合, 用地 1㎡当たり3,000円~5,000円で積算(限度額2億円)
辰口町における企業立地の促進に関する条例(辰口町)	- 土地取得面積 5,000㎡以上 - 投資額 3億円以上 - 常時雇用者10人以上	補助金 - 投下固定資産総額の5% - 限度額 1億円
川北町工場, 事業場設置奨励に関する条例(川北町)	- 新設された固定資産課税標準額が5億円以上のもの - 常時使用する従業員の数が30人以上のもの - 増設された固定資産課税標準額が3億円以上のもの - 上記以外で特に町長が認めるもの	奨励金 - 町民税及び固定資産税に相当する金額の範囲内 - 期間 3年間 便宜供与 - 敷地の買収, 道路の設置等に対し援助, あつせん
美川町における工場立地の促進に関する条例(美川町)	- 工場適地内 - 業種 製造業その他町長が特に認めた事業 - 用地 3,000㎡以上 - 家屋 1,000㎡以上 - 投資額 1億円以上 - 従業員 10人以上	補助金 - 用地費×5%(限度額1億円) - 新設工事費×3%(限度額1億円)

条例名	対象者の要件	内 容	
鶴来町工場誘致条例 (鶴来町)	- 投下固定資産総額 3 億円以上 - 従業員 20人以上 (増設10人以上)	補助金	- 投下固定資産額 × 5/100以内 3 億円限度
鶴来町事業所立地奨励に関する条例 (鶴来町)	- 製造業及び卸売業 - 投下固定資産額 1 億円以上 - 従業員数 - 鶴来町工場誘致条例との重複は不可	奨励金	固定資産税及び都市計画税に相当する金額の50/100以内 (5 年間)
		補助金	投下固定資産額のうち 5 億円を越える額の 3 %以内 (限度額 1 億円)
河内村工場等誘致条例 (河内村)	- 投下固定資産総額 1,000万円以上 - 従業員 10人以上	補助金	- 村民税及び固定資産税の合計額以内 - 期間 5 年以内
		償還	必要事項
吉野谷村工場誘致条例 (吉野谷村)	- 投下固定資産総額 1,000万円以上 - 又は従業員50人以上	奨励金	- 村民税及び固定資産税の合計額以内 - 期間 3 年以内
		償還	必要事項
鳥越村工場誘致条例 (鳥越村)	- 投下固定資産総額 5,000万円以上 - 従業員10人 (増設は 5 人) 以上又は村長が認めるもの	補助金	- 投下固定資産総額 × 0.05以内 1,000万円限度
		償還	必要事項
尾口村工場誘致条例 (尾口村)	- 投下固定資産総額 1,000万円以上 - 又は従業員50人以上	補助金	- 村民税及び固定資産税の合計額以内 - 期間 3 年以内
		償還	必要事項
白峰村工場事業場設置奨励に関する条例 (白峰村)	投下固定資産総額 3,000 万円以上又は従業員20人 (増設は 10人) 以上もしくは村長が認めるもの	補助金	- 村民税及び固定資産税の合計額以内 - 期間 5 年以内
		償還	道路整備等
かほく市商工業振興条例 (かほく市)	- 市長が認める地域 (工場適地等) 10人以上の雇用者 - 投下固定資産額 1 億円以上 - 用地 3,000㎡以上 - 用地取得後、3 年以内に操業	補助金	- 投下固定資産額 5 % 以内 - 限度額 1 億円
		補助金	
津幡町商工業の振興促進に関する条例 (津幡町)	- 工場適地又は町長が認める地区内 - 用地 町内事業者 1,000㎡以上 上記以外1,500㎡以上 (工場適地の場合は要件なし) - 工場 町内事業者300㎡以上 上記以外 500㎡以上 (工場適地の場合は要件なし) - 操業時従業員 町内事業者 5 人以上 上記以外 10人以上 (工場適地の場合は要件なし)	補助金	- 用地費 × 0.05以内 1 億円限度 (町長特認 2 億円) - 工場建設費等 × 0.05以内 1 億円限度 又は便宜供与 (道路整備等)
		補助金	

条例名	対象者の要件	内 容	
富来町工場設置奨励に関する条例 (富来町)	- 投下固定資産総額 2,000万円 (増設は 5,000万円) 以上 - 従業員10人 (増設は 20人) 以上	便宜供与	必要事項
志雄町工場事業場設置奨励に関する条例 (志雄町)	- 投下固定資産総額 1,000万円以上 - 従業員 10人以上	便宜供与	必要事項
志賀町工場設置奨励に関する条例 (志賀町)	投下固定資産総額 (評価額) 1,000万円以上	補助金	- 固定資産税額以内 - 期間 3 年
		償還	必要事項
能登中核工業団地工場誘致条例 (志賀町)	中核団地内における投資	補助金	- 固定資産税額以内 - 期間 建物及び償却資産 5 年 土地 3 年
志賀町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例 (志賀町)	- 能登中核工業団地、堀松工場団地に立地する工場等 - 投資額 1 億円以上 - 従業員 5 人以上	補助金	- 土地取得費 × 0.20 (5,000万円限度) - 建物・設備新設 × 0.20 (1 億円限度) - 増設 × 0.10 (5,000万円限度)
押水町企業等立地促進条例 (押水町)	- 新設 新たに取得した固定資産総額・従業員 製造業 2 千万円以上かつ10人以上 その他 1 千万円以上かつ 5 人以上 - 増設 新たに取得した固定資産総額が 1 千万円円以上	奨励金	- 投下固定資産総額 × 0.05以内 1 億円限度
		便宜供与	用地のあっせん等
工場設置奨励に関する条例 (田鶴浜町)	- 立地企業 - 投下固定資産総額 500万円以上又は固定資産税評価額300 万円超 - 常時雇用従業員10人以上	奨励金	- 町民税及び固定資産税の合計額の範囲内 - 期間 3 年
鳥屋町企業誘致条例 (鳥屋町)	- 投下固定資産総額 2 億円以上 - 従業員20人 (増設は 10人) 以上又は町長が認めるもの	補助金	- 投下固定資産総額 × 0.02以内 5,000万円限度
中島町企業誘致条例 (中島町)	- 投下固定資産総額 1 億円 (増設は5,000万円) 以上 - 新規従業員20人 (増設は10人) 以上	補助金	- 投下固定資産総額 × 0.2 (1 億円超部分は 0.15) 5,000万円限度
		補助金	- 助成企業の指定の特例 期間 H8.4.1 ~ H18.3.31 - 投下固定資産総額 3,000万円以上 - 新規従業員 5 人以上
		償還	用地のあっせん等

条例名	対象者の要件	内 容	
鹿島町工場誘致条例 (鹿島町)	- 投下固定資産総額 3 億円以上 - 従業員 10 人 (増設は 10 人) 以上又は町長が認めるもの	補助金	- 投下固定資産総額 $\times 0.05$ 5,000 万円限度 2 年度に分けて交付
鹿西町企業誘致条例 (鹿西町)	- 投下固定資産総額 3,000 万円以上 - 従業員 5 人以上 (新・増設) - 従業員 5 人以上 (既存工場) 等 - 町長が認めるもの	補助金	- 投下固定資産総額 (3,000 万円以上 10 億円以下部分 $\times 0.05$ (10 億円超部分) $\times 0.02$ 以内) - 新規地元雇用従業員数 $\times 20$ 万円 7,000 万円 (新・増設)、4,900 万円 (既存工場) 限度
穴水町企業誘致条例 (穴水町)	- 投下固定資産総額 1 億円 (増設は 5,000 万円) 以上 - 従業員 20 人 (増設は 10 人) 以上	補助金	- 投下固定資産総額 $\times 0.2$ (1 億円超部分は 0.15) 5,000 万円限度
	助成企業の指定の特例 期間 H15.10.1 ~ H17.3.31 投下固定資産総額 5,000 万円以上 新規従業員 5 人以上	優待	額の特例 投下固定資産総額 $\times 0.15$ 2,000 万円限度 用地のあっせん等
門前町工場事業設置奨励に関する条例 (門前町)	- 投下固定資産総額 1,000 万円以上 - 従業員 7 人 (増設は 5 人) 以上又は町長が認めるもの	補助金	- 固定資産税額以内 - 期間 5 年
	- 投下固定資産総額 3,000 万円以上 - 従業員 20 人以上	便宜供与	道路整備等
能都町における工場等立地の促進に関する条例 (能都町)	投下固定資産の償却資産の取得費 3,000 万円以上 新規常用従業員 20 人以上 投下固定資産の土地及び家屋の取得費総額 1 億円以上 新規常用従業員 10 人以上	補助金	の場合 町内常用従業員 1 人当たり 20 万円を乗じた額 の場合 投下固定資産額 $\times 0.05$ 限度額 1,000 万円
		便宜供与	工場用地のあっせん 公共の用に供する道路及び排水路の整備 その他町長が必要と認めた事項
能都町企業立地等促進資金融資制度要綱 (能都町)	立地企業	融資	土地、建物の取得にあっては、評価額の 1/2 償却資産の取得にあっては、評価額の 1/4 限度額 5,000 万円
柳田村工場事業場設置奨励に関する条例 (柳田村)	投下固定資産総額 課税標準額 1,000 万円以上又は従業員 10 人以上もしくは村長が認めるもの	補助金	- 固定資産税額以内 - 期間 5 年
		便宜供与	必要事項

条例名	対象者の要件	内 容	
柳田村における企業設置等の促進に関する条例 (柳田村)	1. 新設企業 村外経営者の場合 ア. 投下固定資産額 5,000 万円以上 イ. 常時雇用従業員数 10 人以上	補助金	- 投下固定資産額に 5/100 を乗じた額に常時雇用従業員数 1 人当たり 20 万円を乗じて得た額をそれぞれ加算した額 - 限度額 3,000 万円
	村内経営者の場合 ア. 投下固定資産額 3,000 万円以上	補助金	- 投下固定資産額に対する算出額は、村外と同じ。ただし、常時雇用従業員に対する算出額は 5 人以上雇用した場合に適用 - 限度額 3,000 万円
	2. 増設企業 村外経営者の場合 ア. 投下固定資産額 3,000 万円以上 イ. 新規常時雇用従業員 5 人以上	補助金	- 投下固定資産額に対する算出額は、新設する企業と同じ。助成対象となる従業員は、新たに常時雇用従業員を雇用した場合に適用 - 限度額 3,000 万円
	村内経営者の場合 ア. 投下固定資産額 2,000 万円以上	補助金	- 投下固定資産額に対する算出額は、村外と同じ。ただし、常時雇用従業員に対する算出額は、3 人以上雇用した場合に適用 - 限度額 3,000 万円
		便宜供与	- 用地のあっせん - 道路及び排水路の整備 - 村長が必要と認めた事項
内浦町における工場等立地の促進に関する条例 (内浦町)	- 投下固定資産総額 5,000 万円以上 - 従業員 20 人以上 (増設は 10 人) 以上又は町長が認めるもの	補助金	- 投下固定資産総額 $\times 0.05$ (1 億円超部分は 0.03) 5,000 万円限度
		便宜供与	道路整備等
根上町工場立地促進に関する条例 (根上町)	- 工場適地又は都市計画法による工業地域、準工業地域、特別工業地区等への立地 - 製造業、先端技術産業、物流関連産業 - 用地費及び造成費を補助対象とする場合、用地面積 1,000㎡以上で、用地取得後 3 年以内に操業すること - 工事延床面積 300㎡以上 - 常時雇用者 5 人以上	補助金	- 用地費及び造成費 $\times 20\%$ 以内 (限度額 1,000 万円。ただし、投資の内容等が一定の規模を越える場合は限度額を 5,000 万円とする。) - 工場建設費及び機械設備費 $\times 5\%$ 以内 (限度額 1,000 万円。ただし、投資の内容等が一定の規模を越える場合は、限度額を 5,000 万円とする。)

4. 中心市街地の活性化

中心市街地活性化対策

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律

中心市街地活性化のための総合的対策

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律は、空洞化の進行している中心市街地の活性化を図るため、地域の創意工夫を生かしつつ、「市街地の整備改善」「商業等の活性化」を柱とする総合的・一体的な対策を関係省庁、地方公共団体、民間事業者等と連携して推進することにより、地域の振興と秩序ある整備を図り、我が国の国民生活の向上と国民経済の発展を図ることを目的としたものです。

中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律のスキーム

- (ア) 国が「基本方針」を作成します。
- (イ) 市町村が基本方針に即して市街地の整備改善及び商業等の活性化を中核として関連施策を総合的に実施するための「基本計画」を作成し、国及び都道府県は助言を行います。
- (ウ) 市町村の「基本計画」に則って中小小売商業の高度化を推進する機関（TMO）を市町村が認定します。その上で民間事業者等が作成する商店街整備や中核的商業施設整備等に関する事業計画を国が認定し、支援を実施します。

中心市街地活性化コンサルティングの推進

各市町村における中心市街地活性化事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、関係8府省庁の統一窓口である「中心市街地活性化推進室」のソフト面での支援機能の強化を図るため、中心市街地活性化推進室において「市町村の活性化事例に即した診断・助言、分析」や「中心市街地活性化に係る効果的、効率的な情報の収集・分析・提供」等を行います。

市町村又は第3セクター等による商業基盤施設等の整備等

商業の空洞化が深刻化している中心市街地において、商業・サービス業集積関連施設（商業施設及び商業基盤施設）の面的な整備等を推進します。

- (ア) 市町村の活性化基本構想策定に対する支援
- (イ) 市町村や第3セクター等が行う、商業活性化のための商業・サービス業集積関連施設の整備に対する支援
 - ㊦ 市町村や第3セクターが行う商業基盤施設（駐車場、多目的ホール、街路整備等）の整備に対する補助（商業・サービス業集積関連施設整備費補助金）
 - ㊧ 商業施設・商業基盤施設の整備を行う3セクの経営基盤強化
中心市街地において商業・サービス業集積関連施設等を整備する第3セクターに対し、日本政策投資銀行等が出資を行います。
 - ㊨ 商業施設・商業基盤施設の整備を行う者に対する低利融資等
中心市街地において商業・サービス業集積関連施設や都市型新事業（ファッション、福祉用具、ソフトウェア等）の施設を整備する第3セクター又は民間事業者に対し、日本政策投資銀行等が無利子融資、低利融資を行います。
 - ㊩ 商業施設・商業基盤施設の整備を行う者の借入れに対する債務保証
経済産業大臣の認可を受けた特定事業計画に従って行われる特定商業施設等整備事業に必要な資金を調達するため、事業者が発行する社債及び当該資金の借入に係る債務について、産業基盤整備基金が債務保証を行います。
- (ウ) 商業等活性化による街づくりの推進（中心市街地商業等活性化総合支援事業費補助金）

地方公共団体や第3セクターが、総合的に商業の活性化に資する施設整備やソフト事業を行う場合に補助を行います。

(エ) 商業集積・商業基盤施設の立地に関する税制措置

- ㊦ 国 税：特別償却，土地の譲渡所得の特例
- ㊧ 地方税：特別土地保有税の非課税
- ㊨ 地方税の不均一課税に伴う地方公共団体の減収補填

不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を行った地方公共団体に対する地方交付税による減収分の補填措置を行います。

中心市街地における創造力あふれる中小小売業の育成

中心市街地における商店街・商業集積を魅力あるものとし、創造力あふれる中小小売業者の育成を図るため、TMO（注）等による望ましい業種構成・店舗配置等の実現に向けた取組みや経営の効率化に向けた情報化に対して、支援措置等を講じます。

注）TMO：中心市街地活性化法に基づき、商工会、商工会議所又は第3セクターが市町村により認定され、中心市街地における商業集積の一体的かつ計画的な整備を企画・調整・実施する機関。

(ア) 商店街等の活性化に向けた総合的な支援

- ㊦ 中心市街地等商店街活性化に向けたハード整備事業への支援（リノベーション補助金）

TMOや商店街振興組合等が策定する中心市街地活性化法の認定を受けた計画に基づき行われる中心市街地等商店街・商業集積の活性化に資する施設の整備に対して補助を行います。

なお、14年度より、事業主体（市町村を除く）に関わらず補助率を一律1/3、補助限度額を通常一律5億円とします。

また、TMO計画に基づき第3セクター等が共同店舗等を整備する場合に当たって、集客性の高い業種・業態にホテル等の宿泊施設を加えることとし、テナントミックスに資するものに限り補助対象とします。

対象事業： 教養文化施設， スポーツ施設， アーケード， カラー舗装， 公園， 駐車場， 商業インキュベータ施設（新規開業者向け貸店舗）， 共同荷捌き場， 共同ゴミ処理場等商店街・商業集積の業務の活性化を図る共同施設（非収益施設に限る）， ファサード整備， テナントミックス店舗， 電子計算機及び関連機器設備等， 商店街活性化関連設備（買物用電動車椅子， リサイクルボックス， ソーラーシステム等）， その他商店街・商業集積の機能を高める施設

- ㊧ 上記施設整備を行う場合の高度化無利子融資等

上記リノベーション事業の対象事業については、（独）中小企業基盤整備機構から無利子融資を行う等の支援もあります（一部の事業を除く）。

- ㊨ 商業基盤施設等の立地に関する税制措置

- ・国 税：特別償却，登録免許税の軽減，土地の譲渡所得の特例
- ・地方税：事業所税の軽減，特別土地保有税の非課税

- ㊩ 地方税の不均一課税に伴う地方公共団体の減収補填

不動産取得税又は固定資産税の不均一課税を行った地方公共団体に対する地方交付税による減収分の補填措置を行います。

(イ) 空き店舗対策等商店街活性化に向けたソフト事業への支援

- ㊦ 商店街等活性化事業

空き店舗対策，IT対応等商店街等活性化に向けたソフト事業に対して支援します。

(a) 空き店舗対策

空き店舗を新規開業者向けのチャレンジ・ショップやテナントミックス事業、イベント会場、ギャラリー等に活用する事業に対して補助を行います。

(b) 駐車対策

パーク＆ライド方式の導入、買い物バスの運行や、商店街間に点在する駐車場の共通駐車券システムの構築等の事業に対して補助を行います。

(c) マネジメント対策

商店街活性化に関する専門家をマネージャーとして商店街に常駐させ、商店街の置かれている経営環境を調査・分析し、必要な活性化のための各種事業を実施するなど、商店街を一つの事業体として運営する事業に対して補助を行います。

(d) 活性化対策

IT化・高齢化に対応したカード事業、仮想商店街（バーチャル・モール）の開設、FAX等を活用した高齢者向け受注・宅配サービス、イベント事業の開催等の事業に対して補助を行います。

(e) コミュニティ施設活用事業

商店街振興組合、社会福祉法人、特定非営利活動法人（NPO法人）等が商店街の空き店舗を借り上げて、保育施設や高齢者交流施設等のコミュニティ施設を設置、運営する場合に改装費や家賃等を補助します。

㊦ 大型空き店舗活用支援事業

中心市街地の集客力を高めるため、商店街振興組合、商工会、商工会議所、第3セクター等が中心市街地の大型空き店舗を賃借して、魅力ある商業施設を実現する際の賃貸料や改装費等に対して支援を行うとともに、あわせて、店舗運営や仕入れ等のノウハウを助言する専門家の派遣や消費者ニーズの把握等各種調査などに必要な経費に対して支援を行います。なお、当該事業は、最長3年間支援を行います。

㊧ 中小商業ビジネスモデル支援事業

中小事業者等が行う、近年の社会的課題に対応した新たなビジネスモデルの開発を行う際の実現可能性調査及び実証実験に対して支援します。本年度は、①高齢化・環境問題型 ②業種・業態複合型 ③卸小売連携・リテールサポート型 ④経営革新対応型を対象とします。

(ウ) TMO活動の推進を図るための支援

㊡ TMOへの計画策定事業への補助

TMO又はTMOの機能を担おうとする中小企業関係団体が、TMO構想や中心市街地のテナント・ミックスの管理等のための具体的計画を策定するために必要な調査研究（消費者ニーズ調査、商業施設の立地動向調査、再開発計画のシミュレーション等）を支援します。

㊢ TMO活動の支援

(a) 中心市街地活性化フォーラム事業

TMO活動の円滑な推進を図るために、商業者や地域住民、老人会、NPOといった中心市街地の活性化に関わる各団体がまちづくり活動（商店街における清掃活動やイベントの開催等）を行い、市町村が総括的なまちづくりフォーラムを行う場合に支援します。

(b) TMO自立支援事業

TMOが行う駐車場経営、物産品販売、テナントリーシング等中心市街地活性化に資する事業であって、TMOの経営基盤の確立に資する事業及び専門知識を有した外部人材の活用について、事業立ち上げ時の経費の一

中心市街地における都市型新事業の立地促進

部を最長3年支援します。

④ TMOへのアドバイス

(独) 中小企業基盤整備機構において学識経験者や専門家等で構成する委員会を設置し、TMOからの要請に応じTMOの各種事業の内容や組織体制・経営基盤等について診断・評価・アドバイスをを行います。

⑤ 中心市街地商業活性化推進事業

各都道府県の中小企業振興公社等に中心市街地商業活性化のための基金を造成し、その運用益によってTMO等が実施する下記の事業に対して助成を行います。

- ・コンセンサス形成事業 (計画策定のための市民説明会や調査事業等)
- ・テナント・ミックス管理事業

TMOが、中心市街地における業種構成の改善を図るために、TMO計画に基づいて商店街等の空き店舗入居者の家賃の一部を補助する事業

- ・広域ソフト事業 (広域スタンプ事業、広域商品券発行事業、広域マーケティング事業等)
- ・事業設計・調査・システム開発事業

⑥ タウンマネージャーの養成・派遣等

中心市街地におけるハード事業、ソフト事業、テナント管理等を一体的に行うための、戦略的な指導・助言を行うことのできる高度な専門的知識を有する街づくり専門家の養成を図ります。

また、こうした専門家を登録し、商店街等へ長期派遣し、継続的なアドバイス等を行います。

⑦ 中心市街地/TMO活性化シンポジウム事業

TMOの活動状況 (TMO事業の具体化に対するノウハウや先進取組事例等) に関する情報提供・分析を行うとともに、全国各地域においてシンポジウムを開催し、情報交換を行うことにより、中心市街地活性化についての普及啓発を図り、TMO活動の推進を支援します。

⑧ 中心市街地における開業者等に対する低利融資

中心市街地内において、中小小売業者が出店若しくは店舗の改装を行うことにより、中心市街地の活性化を図るために必要とする資金の低利融資制度 (体質強化資金貸付制度) を継続します。

中心市街地が形成する都市の機能に依拠して立地し、多様かつ高度な需要家のニーズに対応して事業を営む都市型新事業 (ファッション、福祉用具、ソフトウェア等) の立地促進を支援します。

施設整備の促進

(ア) 市町村等による施設整備への補助

地方自治体、第3セクターが研究開発施設、産学連携支援施設、製販一体型事業支援施設、賃貸事業場、インキュベータ、展示・販売施設等の整備を行う場合に補助を行います。

都市型新事業の立地促進に向けた低利融資

都市型新事業の立地促進、研究開発等を行うために必要な資金について、低利融資を行います。[日本政策投資銀行融資等]

都市型新事業の立地を促進する施設整備に関する税制措置

- ・国 税：登録免許税の軽減
- ・地方税：特別土地保有税の非課税

5. 中小商業の振興

中小小売商業の振興

中小小売商業振興法

商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業を推進し、中小小売商業者の経営の近代化を促進することにより、中小小売商業の振興を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

中小小売商業振興法に基づく認定制度

中小小売商業者の組合や会社等は、中小小売商業振興法に基づき、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理、連鎖化事業（ボランティア・チェーン及びフランチャイズ・チェーン）又は商店街整備等支援について「高度化事業計画」を作成し、都道府県知事（電子計算機利用経営管理及び連鎖化事業については主務大臣）の認定を受けることができ、認定を受けた計画に従って行われる高度化事業に対して補助金・金融・税制面から特別な助成を行います。

- (ア) 商店街等の活性化に向けたハード整備事業への支援
- (イ) (独) 中小企業基盤整備機構の高度化出融資
- (ウ) 信用補完制度
- (エ) 税制上の助成措置

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法（特定商業集積整備法）

本法は、消費者ニーズの多様化、高度化等我が国の流通構造を取り巻く環境の変化に対応して、民間事業者の行う商業集積の整備及びこれと一体的に設置する公共施設の整備を官民一体となって推進し、中小小売商業の振興及び地域の発展に配慮しつつ、商業の健全な発展及び良好な都市環境の形成を図る望ましい商業集積の整備を促進することを目的としたものです。

商店街・商業集積等活性化基本計画策定事業

各市町村内の(ア)商業環境をめぐる現状分析、(イ)課題抽出、(ウ)振興の方策を探索し、市町村・指導団体の役割、商店街の活性化方策、公共施設の整備等をも含めた新しい商業集積、商業の在り方を探り、具体的な構想・計画等を作成する事業に必要な経費を補助します。

産業基盤整備基金による債務保証等

特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第5条に従って市町村が作成、都道府県知事の同意を受けた基本構想に基づいて、高度商業集積型特定商業集積（「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法 民活法」第2条第1項第13号に掲げる施設であって、経済産業大臣の認定を受けたもの及び中小店と大型店の共存共栄を図るための相当規模の商業施設を一体的に整備したもの）を整備する者が当該施設を設置する事業に必要な資金を市中金融機関から借り入れる際に産業基盤整備基金による債務保証が受けられます。

日本政策投資銀行等による出融資

特定商業集積整備法に基づき高度商業集積の特定商業集積を整備する場合、日本政策投資銀行から出融資が受けられます。

(ア) NTT無利子融資（Cタイプ）

高度商業基盤施設については、民活法の特定施設として、施設整備費（用地費を除く）の5%の補助金が交付されますが、整備事業者が第3セクターの場合は、これに加えて、日本政策投資銀行から施設整備費（用地費を除く）の50%（三大都市圏については、近郊整備区域37.5%、既成市街地25%）まで無利子融資が受けられます。

商店街振興組合法

(イ) 低利融資

高度商業集積型の特定商業集積の整備事業者が第3セクターの場合は、高度商業基盤施設及び商業施設についてはN T T無利子融資と併せて、総事業費（用地費を含む）の70%まで日本政策投資銀行から政策金利の低利融資が受けられます。

商店街が形成されている地域で、小売商業、サービス業、その他の事業を営む者が協同して地域の環境の整備改善事業や共同経済事業を行い、構成員の健全な発展に寄与するとともに、公共の福祉の増進に資することを目的としています。

商店街振興組合活動・指導事業の実施

商店街を取り巻く環境変化に対応してその活性化を図っていくため、全国商店街振興組合連合会及び都道府県商店街振興組合連合会が行う事業に対して必要な支援をします。

一 般 対 策

計画策定・人材活用支援

(ア) 商店街・商業集積等活性化基本計画策定事業

(イ) 商業タウンマネージメント計画策定事業

(ウ) 商店街活性化専門指導事業

- ・シニアアドバイザー派遣
- ・タウンマネージャー派遣
- ・商店街事務局強化アドバイザー派遣

(エ) タウンマネージャー養成研修

商店街等の活性化に向けた総合的な支援

(ア) 商店街活性化に向けたハード整備事業への支援（リノベーション補助金）

(イ) 高度化資金融資

(ウ) 商店街等活性化事業

基金造成等による各種ソフト事業支援

(ア) 中心市街地商業活性化推進事業

(イ) 商店街競争力強化推進事業

経営革新、新規開業等支援

(ア) 中小商業ビジネスモデル支援事業

(イ) I T活用型経営革新モデル事業

(ウ) 中小商業活性化創業等支援事業（商人塾）

その他の関連対策

民間能力活用特定施設緊急整備費補助

人材の育成

6. 中小企業の物流効率化

中小企業物流業務効率化促進法

支援対象となる事業は、中小企業者の組織である事業協同組合等が実施する物流の効率化を図るための共同事業（流通業務効率化事業）で、支援される中小企業については、その業種業態のいかんを問わず物流に携わる事業者であれば対象となり、荷主の貨物を運送する中小物流事業者、小売店に納品する中小卸売業者、親事業者に納品する下請事業者を始め、様々な中小企業者による共同事業を支援するものです。また、同業種の中小企業者の共同事業に限らず、例えば同一の納品先を有する異業種の中小製造業者や中小卸売業者の共同事業、物流に係る取引の両当事者であ

る荷主事業者と物流事業者、納品側事業者と納品先事業者の共同事業も考えられます。

本法でいうところの「流通業務」とは、物流に係る業務のことであり、具体的には、荷受け、保管、流通加工（物資の流通過程における簡易な加工）、出荷、道路運送等の業務です。

また、「事業協同組合等」の内容は、法第2条第2項及び政令で定められており、具体的には、

- ㊦ 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- ㊧ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ㊨ 商工組合及び商工組合連合会
- ㊩ 社団法人（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）です。

(ア) 流通業務効率化事業の内容

「流通業務効率化事業」の内容は、法第2条第3項で規定されていますが、要点は、事業協同組合等又はその構成員たる中小企業者が、次の2つの事業、すなわち、㊦流通業務を行うための施設又は設備を設置する事業、㊧㊦の施設又は設備を利用して当該構成員たる中小企業者の流通業務の全部又は一部を一体的に行う事業を併せて実施することです。

(イ) 効率化計画の認定（手続方法）

事業協同組合等は、流通業務効率化事業についての計画である「効率化計画」を作成し、これを主務大臣に提出して、その効率化計画が適当である旨の認定を受けることができます。

㊦ 効率化計画の記載事項

効率化計画に記載すべき事項は、流通業務効率化事業が、本法の政策目的に合致した内容を具備し、その確実な遂行と本法のねらいに合致した効果が期待されるか否かについて判断するために必要かつ十分と考えられる事項であり、次の4つの事項です。

- (a) 流通業務効率化事業の目標
- (b) 流通業務効率化事業の内容
- (c) 流通業務効率化事業の実施時期
- (d) 流通業務効率化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

㊧ 効率化計画の認定に係る申請

効率化計画の認定を申請しようとする事業協同組合等は、「効率化計画認定申請書」を作成して、当該申請書1通（道路運送を一体的に行う事業を含む流通業務効率化事業に係る効率化計画にあつては、申請書1通を地方運輸局長に提出）をその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出することとしています。

㊨ 効率化計画の認定基準

効率化計画の申請を受けた都道府県知事及び地方運輸局長が、効率化計画が適切であるか否かを判断する基準は次のとおりです。

- (a) 流通業務効率化事業の目標、内容、実施時期が、基本指針に合致するものとなっているか否か。
- (b) 流通業務効率化事業の内容、実施時期、必要な資金の額及びその調達方法が、事業を確実に遂行するため適切なものであるか否か。
- (c) 貨物利用運送事業法及び貨物自動車運送事業上の欠格事由に該当しないものであるか否か。

中小企業流通業
業務効率化促進法
に基づく支援

補 助 金

本法は、中小企業者が実施する物流の効率化を図るための事業に対し、融資面、税制面その他多様な支援措置を講ずるための支援内容等を規定しています。

本法に基づく効率化計画策定のための調査等の事業及び認定計画に従って実施される流通業務効率化事業に対しては、以下のような支援措置が適用されます。

⑦ 物流効率化推進事業

中小企業者によって構成される組合等が、物流機能の強化を図るために実施する共同物流システムの構築、受発注・輸配送情報ネットワークの構築等のテーマに係る調査研究・基本計画策定事業、事業計画・システム設計事業、実験的事業運営事業について補助します。

- (a) 調査研究・基本計画策定事業（物流効率化のための調査・分析及び総論的な方向性を決める調査研究・基本計画を策定する事業）
- (b) 事業計画・システム設計事業（物流効率化のための総論的方向性のみならず、何らかの具体的な解決策を意図した事業計画又はシステム設計を行う事業）
- (c) 実験的事業運営事業（物流効率化のための新規性、普及可能性のある事業をモデル事業として開発し、実験的に運営する事業）

⑧ 中小企業物流連携支援事業

物流の共同化、グループ化を進めるために、独力でパートナーを見つけることのできない中小企業者を募り、物流の効率化、高速化を目指し、相互に、物流の現状、問題点の提起等、今後の機能強化のための具体的方策等に関する意見交換とその実現の可能性・方向性についての討議を行う事業について補助します。

⑨ 物流効率化専門指導員派遣事業

（独）中小企業基盤整備機構において、中小企業が物流効率化を図るための検討を行うに際し適切に指導できる専門家の派遣を行うとともに、物流効率化の事例等をもとに講習会を実施します。

融 資

⑩ （独）中小企業基盤整備機構の高度化融資
流通業務効率化事業に係る優遇制度の対象事業

(a) 集団化事業

助成条件

認定計画に基づき実施する事業

融資割合：80%

金 利：年1.05%

償還期限：20年以内（うち据置期間3年以内）

- (b) 集団化事業、集積区域整備事業又は施設集約化（特定中小企業団体の行う事業に限る）若しくは共同施設（特定中小企業団体の行う事業のうち、物流効率化法第4条第1項の規定に基づく認定を受けた効率化計画に基づき実施する事業に係る資金の貸付けは、次に定める要件により行うものとします）。

- a 貸付けの対象者は、物流効率化法第4条1項の規定に基づく認定を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会（以下この号において「認定組合」という）であって、次の要件すべてに該当するものであること。

- 認定組合が実施する流通業務効率化事業は、当該認定組合の組合員又は所属員（以下「組合員」という）たる特定中小事業者等の3分の1以上かつ4人以上が参加するものであること
- 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員の3分の2以上が特定中小事業者等であること
- 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員たる特定中小事業者等によ

る利用量の合計が、一体的処理に委ねる全事業者の総量の2分の1を超えるものであること

- 自らの流通業務を一体的処理に委ねる組合員のうち、事業の最大利用者による利用量が、一体的処理に委ねる全事業者の利用総量の3分の1未満であること

- b 貸付けの対象施設は、当該認定組合が実施する流通業務効率化事業の用に供する共同施設であって、次に掲げる施設の㊦を備え、かつ、㉠及び㉡のいずれかを備えるものに限る。

㊦ 情報処理設備（入出庫情報、在庫情報その他物流関連情報を電子計算機で処理し、効率的な作業管理を行うための設備で、電子計算機及びその端末機器、バーコードリーダー等をいう）

㉠ 流通加工設備（商品のためのラベル貼り、値札付け、詰め合わせ、梱包、裁断、組立その他流通加工のための設備で、自動梱包装置、自動ラベラー、デジタルピッキングシステム、オートピッキングシステム、ピッキングカート等をいう）

㉡ 流通効率化設備（荷さばき、配送その他流通業務の効率化に著しく資する設備で、立体自動倉庫、電動式移動ラック、自動仕分けコンベア、自動搬送システム、パレタイザー、デジタルパレタイザー、ブラコンディスペンサー、ブラコンオープナー等をいう）

融資割合：80%

金 利：無利子

償還期限：20年以内

- (c) 設備リース（特定中小企業団体の行う事業）組合員が個別に利用する設備を組合が一括して組合員にリースする事業

助成条件

認定計画に基づき実施する事業

融資割合：80%

金 利：年1.05%

償還期限：当該設備の耐用年数以内（うち据置期間1年以内）

- (b) 企業合同（合併・出資会社の行う事業）認定計画に基づき中小企業者が相互に合併したり、共同出資会社を設立して、高度物流施設の設置を行う事業

助成条件

融資割合：80%

金 利：年1.05%

償還期限：20年以内（うち据置期間3年以内）

- ㉠ 物流近代化資金貸付制度

貸付対象者

認定計画に従って事業を実施する事業協同組合等及びその構成員

資金使途

- (a) 認定計画に従って建物、構築物又は設備（これらを設置するために必要な土地を含む）を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金

- (b) 認定計画に従って新規性・規範性がある事業（注）を実施する事業協同組合等が、建物、構築物又は設備（これらを設置するために必要な土地を含む）を取得するために必要な設備資金及び長期運転資金

（注）次のすべての要件を満足させる施設を建設するものであること

㊦ 情報処理設備を備え、流通加工設備及び流通高度化設備のいずれかを備えるものであること

㉠ 新規に開発される設備を導入するものであり、かつ、当該設備の導入により処理能力が十分に向上するものであること（以下の要件のいずれかを満足させるものに限る）

中小企業信用保険制度の特例

- (a) 導入し得る既存の設備と比較して、処理能力（物流量／所要の人・時間）が2割以上向上する設備（ただし、投資額が2,000万円以上のものに限る）であること
- (b) 導入し得る既存の設備と比較して、処理可能商品品目数が2割以上増加する設備（ただし、投資額が2,000万円以上のものに限る）であること
- ㊦ 開発・導入した設備内容につき、国・都道府県に対し報告すること

貸付限度額

○ 国民生活金融公庫

設備資金 7,200万円

運転資金 4,800万円

貸付利率

○ 国民生活金融公庫

a 基準金利（土地取得資金及び運転資金）

一部の資金については特利（4年目以降は特利による）

貸付期間

a 設備資金 15年以内（うち据置2年以内）

b 長期運転資金 原則5年以内（うち据置1年以内）

（ただし、特に必要と認められる場合は、7年以内）

取扱機関

国民生活金融公庫

流通業務効率化事業に必要な資金について、中小企業信用保険法上の特例措置を講じ、中小企業者の資金調達力を支援しています。

具体的な内容は次のとおりです。

㊦ 付保限度額の同額別枠化

中小企業者が認定計画に従って事業を実施するために必要な資金に係る普通保険、無担保保険、特別小口保険の中小企業者1人当たりの保険価額の限度額について、通常の枠と同額の別枠を設けています。

㊦ ① 普通保険のてん補率の引上げ

普通保険のてん補率は70%とされていますが、認定計画に従って実施する事業に必要な資金に係る普通保険については、これを80%に引き上げています。

㊦ ㊦ 保険料率の引下げ

認定計画に従って実施する事業に必要な資金に係る保険料率については、普通保険にあつては年0.41%、無担保保険にあつては年0.29%、特別小口保険にあつては年0.19%（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証に係る保険については、各々年0.35%、0.25%、0.15%）となります。

税 制 措 置

㊦ ㊦ 商業施設等の特別償却制度（租税特別措置法第11条の6）

（対象法人） 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

（対象資産） 認定計画に従って設置する高度物流施設に係る建物及びその附属設備

（措置内容） 併用年度において、普通償却の他に取得価額に8%を乗じた額の償却を認めます。

㊦ ㊦ ① 特別土地保有税の特例制度（地方税法第586条第2項）

（対象法人） 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会

（対象土地） 認定計画に従って設置する高度物流施設の用に供する土地

（措置内容） 非課税

7. 労働対策

労働力確保

中小企業労働力確保法に基づく支援措置により労働力の確保に積極的に取り組む中小企業を支援するとともに、ベンチャー企業や新分野進出等を目指す中小企業が行う人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援していきます。

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（中小企業労働力確保法）

中小企業労働力確保法とは、労働力の確保のために中小企業が行う労働時間の短縮、職場環境の改善や福利厚生制度の充実など雇用管理の改善の取組を促進するための法律で、平成3年に制定されました（経済産業省と厚生労働省の共管）。この法律に基づき労働時間の短縮や職場環境の改善等の取組を促進するための補助金、助成金、低利融資などの様々な支援措置が設けられています。

その後、平成7年11月に本法律は一部改正され、経営管理者等の高度な人材の確保・育成を行う中小企業者の活動を支援するための措置が拡充されました。

また、平成10年12月の本法律の一部改正では、新分野進出等（創業又は異業種進出）を目指す中小企業者に対する人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動を支援するための措置がさらに拡充されました。

改善計画

中小企業労働力確保法に基づく各種支援施策を利用するためには、職場としての魅力を向上し、労働力を確保するために、(ア)労働時間の短縮、(イ)職場環境の改善、(ウ)福利厚生の充実、(エ)募集・採用の改善、(オ)教育訓練の充実、(カ)その他の雇用管理の改善を、今後どのように実施していくかについての計画（改善計画）を作成する必要があります。

改善計画の作成主体

改善計画を作成することができるのは以下の方です。

(ア) 事業協同組合等

- ㊦ 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- ㊧ 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- ㊨ 商工組合及び商工組合連合会
- ㊩ 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- ㊪ 生活衛生同業組合
- ㊫ 酒造組合及び酒造組合連合会
- ㊬ 酒販組合及び酒販組合連合会
- ㊭ 民法第34条の規定により設立された社団法人（構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）
（㊦、㊧、㊫については一定の要件があります）

(イ) 個別の中小企業者

経営管理者等の高度な人材の確保を図ること又は良好な雇用の機会の創出に資することを目指す中小企業者（法第2条第1項に規定されているもの）（創業等いまだ労働者を雇用していない方を含みます）

改善計画の認定

(ア)事業協同組合等にあつては、構成中小企業者の労働力の確保を図るための改善計画を、(イ)個別の中小企業者にあつては、経営管理者等の高度な人材の確保を図るための改善計画又は新分野進出等（創業又は異業種進出）に伴って実施する

ことにより良好な雇用の機会の創出に資するための改善計画を作成し、これをその主たる事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出し、当該改善計画について適当である旨の認定を受けると以下の支援施策が受けられます。

なお、平成14年1月から、「経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律」（以下「雇用対策臨時特例法」という。）による中小企業労働力確保法の特例として、中小企業が経営革新に伴い中高年齢者を含む労働者の雇入れを行った場合に助成措置の対象とする等の措置を講じています（平成17年3月までの措置）。

認定の手続

- (ア) 労働時間の短縮、職場環境の改善、福利厚生の実施等中心企業が労働力の確保を図るために行うべき雇用管理の改善及び良好な雇用の機会の創出に資する雇用管理の改善についての基本的な指針（基本指針）を経済産業大臣と厚生労働大臣が制定
- (イ) 基本指針に基づき、事業協同組合等及び個別中小企業者が改善計画を作成（計画の内容）
 - 労働時間の短縮（週休2日制の導入、省力化対策等）
 - 職場環境の改善（設備のレイアウトの工夫、空調整備、防振設備等導入等）
 - 福利厚生の実施（職業相談室、社宅、食堂、保健施設等の設置、健康管理制度の実施等）
 - 募集・採用の改善（共同会社説明会の実施等）
 - 教育訓練の実施（体系的な教育訓練の開発・実施、有給教育訓練制度の導入等）
 - その他の雇用管理の改善（職業相談者の配置、人事管理制度の見直し等）
- (ウ) 都道府県担当窓口で改善計画認定申請書を提出
- (エ) 都道府県知事が認定
- (オ) 各種の支援措置の下で改善事業を実施

《指導窓口》 都道府県

独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センター

《問い合わせ先》 中小企業庁経営支援部経営支援課 ☎03 - 3501 - 1763

中小企業労働力確保法に基づく支援施策

- 対象者
- A：認定組合等（「改善計画」の認定を受けた事業協同組合等）
 - B：構成中小企業者（認定組合等の構成中小企業者）
 - C：認定中小企業者（「改善計画」の認定を受けた個別中小企業者）

補助金、助成金等

中小企業労働力確保推進事業に係る補助金（中小企業経営革新支援対策費補助金のうち）（対象者：A、C）

《認定組合等》

認定組合等が改善計画に従って構成中小企業者の雇用管理の改善を図るために行う以下の事業について必要な経費について都道府県が補助します。

- (ア) 改善計画の円滑な実施のために具体的にどのような点を改善すればよいかを、個々の企業の経営実態等を経営コンサルタント等による調査、診断を行い、組合員の経営実態に即した具体的なアクションプログラム（例えば、個別企業ごとの工程管理の改善の具体策、導入すべき省力化機器の具体的な機種及びその導入方法等、工場設備の具体的な改善方法等）を策定し、経営者、従業員等に対してその普及を図る事業。
 - (イ) 労働時間の短縮、職場環境の改善のために行う要素技術の開発及び機器、システムの開発事業並びに開発した技術等に対応するための従業員の研修事業
- 《認定中小企業者》

認定中小企業者が改善計画に従って実施する以下の事業について、必要な経費の一部を都道府県が補助します。

(ア) 高度な人材の確保・育成を図るため又は良好な雇用の機会の創出に資するための専門コンサルタント等による経営状況、作業工程等の分析、指導事業

(イ) 改善事業の取組状況を企業、研究・教育機関等にPRする事業

補助額：総事業費約300万円を限定として、その3分の2相当額

中小企業人材確保推進事業助成金（対象者：A）**厚生労働省**

認定組合等が、認定計画に基づいて実施する以下の事業について、3年間にわたり（独）雇用・能力開発機構都道府県センターが助成金を支給します。ただし、(ア)、(キ)及び(ク)の事業を必ず実施し、併せて(イ)及び(ウ)の事業のうち少なくとも1つについても必ず実施することが必要です。

(ア) 年次計画策定・調査事業 — 雇用管理実態調査等

(イ) 雇用環境改善事業 ———— 女性・高齢者が働きやすい職場づくり等

(ウ) 採用活動改善事業 ———— 共同企業ガイドブックの作成、共同会社説明会の開催等

(エ) 新技術活用普及事業 ———— 新技術導入後の雇用環境改善に関する相談会等

(オ) 退職金制度整備充実事業 — 中小企業退職金共済制度加入促進セミナーの開催等

(カ) 職場定着事業 ———— 職業相談者の配置等

(キ) 事業定着調査事業 ———— 構成事業主意識調査、職場環境実態調査等

(ク) モデル事業普及活動事業 — 援助対象認定組合等傘下のモデル事業所見学会の実施等

(ケ) 人材確保推進員の設置 — (ア)から(ク)までの事業の推進のための「人材確保推進員」の設置

助成額：支給限度額（認定組合等の規模、実施する事業により600から1,000万円／年）の範囲内で事業の実施に要した経費の3分の2相当額

中小企業基盤人材確保助成金（対象者：C）**厚生労働省**

新分野進出等（創業、異業種進出）又は経営革新に伴って、中小企業の経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇用保険の一般被保険者（短時間労働被保険者<いわゆるパートタイマー>を除く。以下同じ。）として雇い入れた事業主に対して、一定額を（独）雇用・能力開発機構都道府県センターが支給します。

助成額：新たに基盤人材を雇い入れ、又は基盤人材の雇入れに伴い基盤人材以外の新分野進出等又は経営革新に必要な労働者（一般労働者）を新たに雇い入れる場合に、

・基盤人材一人当たり140万円（5人を上限）

・一般労働者一人当たり30万円（基盤人材の雇入れと同数までを上限）

中小企業雇用創出等能力開発助成金（対象者：B，C）**厚生労働省**

高度な職業能力、又は新分野進出等（創業、異業種進出）若しくは経営革新に必要な職業能力の開発及び向上のため、事業所内外での教育訓練（事業所内において集合して行うもの、公共職業能力開発施設等の事業所外の施設等に委託して行うもの、職業能力開発休暇の付与など）を行う事業主に対して、その費用の一部を（独）雇用・能力開発機構都道府県センターが助成します。なお、雇入れ前の労働者に対する能力開発も助成の対象となります。ただし、高度な職業能力の開発及び向上のためのものは改善計画に基づく訓練開始後3年間、新分野進出等若しくは経営革新に必要な職業能力の開発及び向上のためのものは改善計画に基づく訓練開始後5年間（認定中小企業者のみ）が支給対象期間となります。

助成額：派遣費・運営費の2分の1及び資金の2分の1

中小企業雇用管理改善助成金（対象者：B，C）**厚生労働省**

労働者の職場への定着を図るための職業相談室の設置・整備又は職業相談者の受入れ（出向，委嘱，雇入れ等）を行い，あわせて労働者を雇い入れた事業主に対して，設置・整備に要した費用の一部又は職業相談者の受入れに要した費用（賃金等）の一部を（独）雇用・能力開発機構都道府県センターが支給します。

助成額：職業相談室の設置・整備に要した費用の1/2（上限100万円まで）又は職業相談者の受入れに要した費用（賃金等）の1/3

その他

委託募集の特例（対象者：A，B，C）

委託募集とは，事業主が第三者に委託して労働者の募集を行わせることであり，職業安定法により報酬を与えて行わせる場合，当該事業主は，厚生労働大臣の許可を受け，また，無報酬で行わせる場合，当該事業主は厚生労働大臣に届出を行うことが必要とされています。

しかし，認定組合等が構成中小企業者からの委託を受けて募集活動を行うときは，認定組合等の厚生労働大臣への「届出」により当該募集活動に従事することができます。

なお，雇用対策臨時特例法の施行期間については，事業協同組合等の構成員である認定中小企業者が，同一の事業協同組合等の構成員である他の認定中小企業者からの委託を受けて中高年齢者の募集を行う場合も受託認定中小企業者の厚生労働大臣への「届出」により委託募集に従事することができます。

申込窓口：公共職業安定所

雇用促進住宅への入居対象者（対象者：B）

通常勤務することができる地域以外の地域から，委託募集に応じて認定組合等の構成中小企業者に就職する者で，職の確保を図ることが特に必要であると公共職業安定所長が認める者は，移転職者の利用に支障がない限り雇用促進住宅の貸与を受けることができます。

申込窓口：（財）雇用振興協会管轄支所（管理運営事務委託先）

雇用安定・職業能力開発等

雇用の安定・促進

中小企業の雇用
管理の改善等

中小企業が労働時間の短縮，職場環境の改善，福利厚生の充実，募集・採用の改善，教育訓練の充実，その他の雇用管理の改善を行い，魅力ある職場となるための取組を行う場合，中小企業労働力確保法に基づく認定を受けた事業協同組合等，その構成中小企業者等及び中小企業者等に対して雇用管理の改善に係る施策を講じます。

中小企業人材確保推進事業助成金
中小企業雇用創出等能力開発助成金
中小企業基盤人材確保助成金
委託募集の特例
受給資格者創業支援助成金

建設労働者の雇
用改善

建設業には受注生産，個別生産，屋外生産，移動生産，総合生産といった建設生産の特性と，重層的な下請構造及び中小零細企業の割合の高さという特徴を背景として，不明確な雇用関係，臨時・日雇労働者への依存，労働災害の多発，労働条件・労働福祉の立ち遅れ，適切な職業能力開発機会の不足等の問題点に対して，6次建設雇用改善計画（平成13年～17年度）に基づき，各種の施策を推進しています。

高齢者、障害者の雇用促進

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下、「高齢法」）に基づき、総合的な高齢者の雇用就業対策を積極的に推進、また、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」が制定されました。

高齢者の雇用就業対策

- (ア) 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等による65歳までの雇用の確保
 - ・ 公共職業安定所による事業主への指導及び相談・援助
 - ・ (独) 高齢・障害者雇用支援機構による相談援助等の実施
 - ・ 高齢者雇用関係助成金
- (イ) 中高年齢者の再就職の援助・促進
 - ・ 需給調整機能の強化
 - ・ 事業主による再就職援助の促進
- (ウ) 高齢者の社会参加の促進
 - ・ 臨時的・短期的又は軽易な就業機会の提供
 - ・ シニアワークプログラムの実施
 - ・ 高年齢者等共同就業機会創出助成金
 - ・ 高齢期雇用就業支援コーナー

障害者の雇用就業対策

障害者の働く場を広げるため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者の雇用の促進及び安定のための施策を講じています。

- (ア) 障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度による雇用の促進
- (イ) 職業リハビリテーションの推進
- (ウ) 障害者に対する援助
- (エ) 事業主に対する援助
 - ・ 職場適応訓練委託費の支給
 - ・ 障害者雇用納付金制度に基づき障害者に係る雇用環境整備等を行うための各種助成金の支給
 - ・ 障害者雇用事業所に対する税制上の優遇措置
 - ・ 企業に雇用されてから障害者となった者の雇用継続を図るための障害者雇用継続助成金

経済変動に対応する雇用対策等

厳しい雇用失業情勢に対応した雇用対策
地域雇用対策
雇用保険制度
その他の雇用対策

人材育成

技術革新の進展、産業・就業構造の変化の中、労働者の職業能力の開発・向上を図るため中小企業事業主に対して施策を行います。

また、新たな人材育成システムとして、企業実習と教育訓練を組み合わせる「日本版デュアルシステム」が導入され、導入企業に対する支援策を実施します。

勤労意欲の向上

中小企業優秀従業員海外研修制度

中小企業従業員の能力開発、士気の高揚を図るため、優秀従業員を業種単位で選考し当該業種に関係の深い諸国（欧米）へ派遣します。

(お問合せ先) 全国中小企業団体中央会

新規開業支援貸付制度

中小企業で働く従業員等が新規開業する際に必要な資金を有利な条件で貸付ける制度です。

(お問合せ先) 国民生活金融公庫本・支店

(1) 雇用均等室の主な仕事

男女雇用機会均等法、次世代育成支援対策推進法（一般事業主に係る部分）や育児・介護休業法の施行、パートタイム労働法の周知などを行っています。

女性労働者や企業の方々からの相談に応じるとともに、必要に応じて企業に対する行政指導を行ったリ、職場での男女労働者の均等取扱いに関する個別紛争の解決援助を行っています。

(2) 男女雇用機会均等法のポイント

当室では、男女雇用機会均等法の趣旨・内容を事業主、女性労働者、社会一般に周知し、企業における女性労働者の雇用管理の改善を促すとともに、相談体制を整え、職場における男女の均等取扱いを推進しています。

【男女雇用機会均等法のポイント】

1. 雇用管理の全ステージにおける女性に対する差別の禁止
 - ・募集・採用、配置・昇進・教育訓練、一定の福利厚生、定年・退職・解雇について、女性に対する差別を禁止
2. 女性のみ・女性優遇に関する特例
 - ・女性のみを対象とした取扱いや女性を優遇する取扱いについて、原則として禁止することとする一方、雇用の場で男女労働者間に生じている事実上の格差を解消することを目的として行う措置は違法ではない旨を規定
3. 女性労働者と事業主との間に紛争が生じた場合の救済措置
 - 企業内における苦情の自主的解決
 - 都道府県労働局長による紛争解決の援助
 - 機会均等調停会議による調停
 - ・調停は、紛争の当事者の一方又は双方からの申請により開始
 - ・都道府県労働局長への申立て、調停申請などを理由とする不利益な取扱いの禁止
4. ポジティブ・アクションに対する国の援助

男女労働者間に事実上生じている格差を解消するための企業の積極的な取組（ポジティブ・アクション）を講ずる事業主に対し、国は相談その他の援助を実施
5. 女性労働者の就業に関して配慮すべき措置
 - セクシュアルハラスメントの防止
 - ・職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するための雇用管理上必要な配慮を事業主に義務づけ
 - 女性労働者の母性健康管理に関する措置
 - ・妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保、当該指導又は診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために必要な措置を講ずることを事業主に義務づけ
 - 派遣先に対するセクシュアルハラスメント防止の配慮義務及び母性健康管理の措置義務に関する規定の適用

- 深夜業に従事する女性労働者に対する措置
 - ・深夜業に従事する女性労働者の通勤及び業務の遂行の際における防犯面からの安全確保が必要

6. 法施行のために必要がある場合の行政指導

- 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告
 - ・法律の施行に関し必要がある場合は、厚生労働大臣又は都道府県労働局長による報告の徴収並びに助言、指導及び勧告を実施
- 企業名の公表
 - ・厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣が企業名を公表

(3) 次世代育成支援対策推進法のポイント

少子化が急速に進行し、我が国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念される中、少子化の原因の一つとして、仕事と子育ての両立に対する負担感が指摘されています。

平成15年7月9日、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月1日から平成27年3月31日までの期限立法）が成立し、301人以上の労働者を雇用する事業主は、仕事と子育ての両立を図るための「一般事業主行動計画」を策定し、次世代育成支援対策を進めるとともに、同計画を策定した旨労働局に届け出なければならないとされています。（300人以下の労働者を雇用する事業主も同様の努力義務があります）

【次世代育成支援対策推進法のポイント】

1. 「一般事業主行動計画」の策定

「一般事業主行動計画」とは、次世代育成支援対策に取り組むにあたり、企業等の実情に応じ、労働者のニーズを踏まえた上で、計画期間、目標、その達成のための対策と実施時期を定めるものです。

<行動計画策定例>

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

計画期間 平成○年○月○日から平成○年○月○日までの○年間

内容<目標>平成○年○月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>平成○年○月 労働者の具体的なニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
平成○年○月～ 社内広報誌を活用した周知・啓発の実施

2. 届出

「一般事業主行動計画」を策定した旨所定の届出様式により、労働局に届け出てください。届出様式は、労働局で配布しているほか、下のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/nintei/betu.html>

3. 認定

事業主は、一般事業主行動計画の策定及び実施において、所定の7項目の条件全てを満たす場合に、労働局長の認定を申請することができます。認定を受けた事業主は、その旨を示すマークを、広告や商品、求人広告に表示することができるため、企業イメージの向上や、優秀な人材の確保などが期待されます。

なお、認定要件は、下のホームページでご覧いただけます。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/nintei/index.html>

(4) 育児・介護休業法のポイントと助成金等

育児・介護休業法では、育児休業・介護休業制度をはじめ、育児や家族の介護のための勤務時間短縮等の措置、育児や介護を行う労働者の深夜業を制限する制度及び育児や介護を行う労働者の時間外労働を制限する制度があります。

当室では、事業主、労働者をはじめ関係者に対し、説明会、個別相談等を行い、育児休業、介護休業その他仕事と育児・介護との両立を容易にする措置の円滑な導入・定着を促しています。

【育児・介護休業法のポイント】

1. 育児休業

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業することができます。

2. 介護休業

労働者は、その事業主に申し出ることにより、連続する3ヶ月の期間を限度として、常時介護を要する対象家族（配偶者、父母、及び子 これらの者に準ずる者を含む、配偶者の父母）1人につき1回の介護休業をすることができます。

3. 時間外労働の制限

事業主は、小学校入学までの子の養育や対象家庭の介護を行う一定範囲の労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、1か月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働をさせてはいけません。

4. 深夜業の制限事業

事業主は、小学校入学までの子の養育や対象家族の介護を行う一定範囲の労働者が請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時）に労働させてはなりません。

5. 勤務時間短縮等の措置

事業主は、1歳に満たない子の養育や家族の介護を行う労働者について勤務時間短縮等の措置を、1歳から3歳に達するまでの子を養育する労働者について育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間短縮等の措置を講じなければなりません。

育児休業や介護休業を取得した労働者には、給与の40%を国から交付する制度（育児休業給付、介護休業給付）があります。（詳しくは、公共職業安定所 ハローワーク にお問い合わせ下さい）。

事業主が保険者（社会保険事務所又は健康保険組合）に申出をした場合は、育児休業期間中の社会保険（健康保険、厚生年金保険）の本人及び事業主負担分の保険料が免除されます（詳しくは、社会保険事務所にお問い合わせ下さい）。

また、事業主に対しても、下記の通り各種奨励金・助成金制度があります（詳しくは、財21世紀職業財団石川事務所 076 - 234 - 2040 にお問い合わせ下さい）。

種 類	支 給 対 象 者	支 給 額
育児両立支援奨励金	小学校就学前の子を養育する労働者のために次のいずれかの制度を新たに就業規則等に規定し、3歳以上の子を養育する労働者に利用させた事業主（育児休業に準ずる制度 短時間勤務制度 フレックスタイム制度 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げの制度 所定外労働をさせない制度）	1事業主当たり40万円（1事業主1回限り）
看護休暇制度導入奨励金	小学校就学前の子を養育する労働者が、子の看護のために年次有給休暇とは別に取得できる休暇制度（年間5日以上）を新たに就業規則等に規定し、労働者に利用させた事業主	1事業主当たり20万円（1事業主1回限り）
育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金	育児・介護休業をした労働者がスムーズに職場復帰できるよう「職場復帰プログラム」を計画的に実施した事業主・事業主団体	支給限度額（対象者1人当たり） 21万円
育児・介護費用助成金	労働者が就労のため利用する育児・介護サービス費用の全部又は一部について補助等を行った事業主	補助した費用の1/2〔限度額：年間360万円、1人当たり30万円〕 労働者の育児・介護サービス利用料を援助する制度を新たに設け最初の利用者が生じた場合上記に加え40万円
事業所内託児施設助成金	・一定の要件を充たす事業所内託児施設を設置、運営又は増築した事業主・事業主団体	要した費用の1/2〔限度額：新設費2,300万円・増設費1,150万円・運営費（通常型6,996千円、時間延長型9,516千円、深夜延長型10,146千円、体長不調児対応型165万円＋上記それぞれの限度額）〕
	・施設の保育遊具等を購入した事業主・事業主団体	自己負担金10万円を控除した額〔限度額：40万円〕
育児休業代替要員確保等助成金	育児休業取得者が原則として原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定した上で代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職等に復帰させた事業主	・平成12年4月1日以降規定 最初の対象者が生じた場合、50万円 上記対象者が生じた翌日以降3年間、対象者が生じた場合、1人当たり15万円 ・平成12年3月31日迄に規定 平成12年4月1日以降対象者が生じた場合15万円、及びその日の翌日以降3年間、1人当たり15万円（年間20人迄）
育児休業取得促進奨励金	男女労働者の育児休業の取得促進の取組に対して事前の届出を行い、基本方針を策定し、これに基づき育児休業を取得しやすい環境づくりを促進するための両立支援対策を計画的に実施し、男女双方に休業取得者が生じた場合の事業主	1事業主当たり70万円（1事業主1回限り）

注）金額は中小企業の場合です。

(5) パートタイム労働法等のポイントと助成金

パートタイム労働者の福祉の増進を図ることを目的として、パートタイム労働法が定められ、同法に基づき事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善のための措置に関する指針（パートタイム労働指針）が定められています。

【パートタイム労働法及び指針のポイント】

パートタイム労働者にも、一般の労働者と同様に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令が適用されます。特に法及び指針では以下のことを定めています。

- パートタイム労働者を雇い入れるときは、雇用通知書を交付することが必要です。
(雇用通知書に明示すべき事項)
労働契約の期間、有期契約の場合は更新の有無、更新する場合があるときはその判断の基準
就業の場所・従事する業務の内容
始・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換
賃金の決定、計算・支払いの方法、賃金の締切り、支払いの時期
退職
- パートタイム労働者にも、労働基準法の定めるところにより所定労働日数に応じた年次有給休暇を与えなければなりません。
- パートタイム労働者にも、労働基準法等の定めるところにより、解雇予告、退職時の証明書の交付、健康診断の実施が必要です。
- 妊娠中・出産後のパートタイム労働者には、産前産後休業の付与、通院時間の確保等の特別な措置が必要です。
- パートタイム労働者にも、育児休業・介護休業法が適用されます。

また、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に積極的に取り組む中小企業事業主、事業主団体に対し、下記助成金制度により助成金が支給されます。

種 類	支 給 対 象 者	支 給 額								
中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金 (モデル事業主助成金)	a. 都道府県労働局長(以下「局長」と省略。)の指定を受けていること。 b. パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、当該改善計画について、局長の認定を受けていること。	・改善計画作成経費 中規模事業主(30人以上) 15万円 小規模事業主(29人以下) 20万円 ・改善計画に基づく雇用管理改善実施経費 下記の一覧表の ~ の措置に応じて当該措置を実施したパートタイム労働者1人につき、それぞれに定める額(経費負担額)。 の措置については、当該措置を実施した事業主ごとに、それぞれに定める額								
事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金 (事業主団体助成金)	a. 局長の指定を受けた団体であって、パートタイム労働者の雇用管理の改善等を図るための計画を作成し、当該計画について局長の認定を受け、当該計画に基づく措置として以下の 又は の事業を行うこと。 事業計画策定及び調査の事業 労働条件の適正化に関する情報提供、講習の実施等の事業 雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の事業 健康診断の実施等団体による共同事業 b. 構成事業主に占める中小企業事業主の割合が3分の2以上であること。	・実施した助成対象事業に関して別表にイ) 定める事業の内容ごとの団体規模別標準額に応じて算定した額の合計額の2/3 ロ) 推進員の配置に要した額の2/3 ただし、1団体あたりの支給限度額は、その構成事業主の数に応じ次のとおり。 <table><tr><th>区分(パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)</th><th>支給限度額</th></tr><tr><td>100未満</td><td>600万円</td></tr><tr><td>100以上～500未満</td><td>800万円</td></tr><tr><td>500以上</td><td>1,000万円</td></tr></table>	区分(パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額	100未満	600万円	100以上～500未満	800万円	500以上	1,000万円
区分(パートタイム労働者を雇用する構成事業主の数)	支給限度額									
100未満	600万円									
100以上～500未満	800万円									
500以上	1,000万円									

助成金支給項目	中規模事業主	小規模事業主
雇入時健康診断の実施	2,400円	3,600円
定期健康診断の実施	2,400円	3,600円
人間ドックの実施	3,500円	5,200円
生活習慣病予防検診の実施	1,300円	2,000円
講習の実施	1,400円	2,100円
保険・共済の負担	4,000円×対象月数/12	6,500円×対象月数/12
通勤便宜供与	8,600円×対象月数/12	12,400円×対象月数/12
キャリアアップ制度	120,000円	150,000円

独立行政法人雇用・能力開発機構石川センター

雇用機会の創出や魅力ある職場づくりを支援するための「雇用開発」、勤労者や求職者の方々に職業能力の開発及び向上を図るための「能力開発」に関する総合的なサービスを行っています。

〒920-0853 金沢市本町 1 丁目 5 - 2 リファーレ12階

電話番号 企画部門 076-222-1731

相談部門 076-222-1741

助成部門 076-222-1791

総務課 076-222-1771

FAX番号 代 表 076-222-5770

相談部門 076-222-1774

<http://www.ehdo.go.jp/ishikawa/>

(1) 主たる業務

(ア) 雇用開発

事業主団体・事業主・起業家・勤労者・求職者に対し、雇用に関するさまざまな相談・援助を行い良好な雇用の場の創出を支援しています。

- ㊦ 事業主団体及び事業主への雇用管理コンサルティング
- ㊦ 企業活性化と雇用創出の支援
- ㊦ 勤労者・求職者への職業・就職コンサルティング
- ㊦ 建設雇用改善対策の推進
- ㊦ 勤労者の財産形成

(イ) 能力開発

事業主団体や事業主・労働者の方々のニーズに合った各種の職業能力の開発及び向上に関する業務を実施して人材高度化や離転職者の再就職に向けた職業訓練を支援します。

- ㊦ 職業能力に関する情報の提供
- ㊦ キャリア形成及び職業能力開発プランの作成等に関する相談・支援
- ㊦ 職業能力開発のための相談・援助
- ㊦ 職業能力開発のための講座・セミナー（アビリティガーデンネット等）
- ㊦ 産・学・官の連携体制の支援

(2) AGネットセミナーのご案内

アビリティガーデンで開発された教育訓練メニューや経済・雇用・能力開発における今日的課題をリアルタイムで全国の雇用・能力開発機構都道府県センター、ポリテクセンター並びにポリテクカレッジに配信し、講師と直接質問のやりとりや討論もできるシステムです。

- ・配信内容・予定等の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

(ア) 能力開発セミナー (受講料4,500円)

各業界で必要とされるビジネススキルの習得を目指す、先導的・実践的な教育訓練です。

日程 (10:00~17:00)	テーマ
10月4日(月)・5日(火)	成果を出すためのリーダーシップ ~理論から実践へ~
10月8日(金)・15日(金)	国際ビジネスコミュニケーション力向上 ~相互理解に基づく創造的業務実践にむけて~
10月20日(水)・27日(水)	顧客志向の仕事革新力向上
11月1日(月)・2日(火)	創造的アプローチによる問題解決力向上
11月16日(火)・17日(水)	実践・コンサルティング営業力強化
11月19日(金)・26日(金)	燃える集団のためのコミュニケーション力向上 ~組織目標達成のためのコミュニケーションのしくみ作り~
1月17日(月)・18日(火)	介護制度改革に伴う介護サービス業の事業展開 ~苦情処理とサービス向上~
1月21日(金)・28日(金)	情報部門のセキュリティ管理力向上
1月25日(火)・26日(水)	ベストマッチングのためのコーディネーターサービス実践 ~人材派遣業におけるコーディネーター業務の実際~
2月8日(火)・9日(水)	成功する目標管理(MBO)の実践的展開

(イ) 創業・経営改革セミナー「アントレプレナー Do it」(受講料 無料)

http://www.ehdo.go.jp/plaza/AGnetback_f.html

創業や異業種進出における経営・雇用・人材育成等のノウハウ提供する、無料のビジネスセミナーです。

日 程 毎週木曜18:30~20:00	テーマ
10月7日(木)	失敗からの教訓 ~倒産の修羅場を経験して
10月14日(木)	営業力を高めよう ~何度も買ってもらえるコミュニケーション法
10月21日(木)	ネットワークを活用しよう ~連携で広げるビジネスチャンス
10月28日(木)	売れる仕組みはこう作る ~ニーズを探れ
11月4日(木)	売れる仕組みはこう作る ~マーケティング
11月11日(木)	産学連携 ~「現場」でつながる!地域と大学
11月18日(木)	起業家パネルディスカッション ~新米社長の創業奮闘記
11月25日(木)	これを知らなきゃ社長じゃない!? ~経営のための会計知識
12月2日(木)	シニアマーケットを狙え!
12月9日(木)	人を雇うときのルール
12月16日(木)	私のしごとを見てください ~創業事例紹介
1月13日(木)	どん底からの成功法則
1月20日(木)	事業プラン ~あなたの事業プランチェックします
1月27日(木)	ヒット商品・サービスのキーワードはこれだ!
2月3日(木)	事業は人から ~いい人材を採用する!
2月10日(木)	私のしごとを見てください ~創業事例紹介
2月17日(木)	小さい会社のリスク管理と法律の知識
2月24日(木)	社員の「やる気」を引き出すには ~効果的コーチング活用法
3月3日(木)	コミュニティビジネスで地域を元気に!
3月10日(木)	知らないで大変!?起業家の税務
3月17日(木)	強い事業・元気な会社の秘密
3月24日(木)	事業プラン ~事業プランを発表しよう

(3) 各種助成金制度のご案内

助成金制度の種類		支給対象者（概要）		助 成 額	
労 確 法 に 基 づ く 助 成 金		「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」に基づき、知事が認定する事業協同組合・認定事業主等が対象です。			
	認定事業協同組合等	中小企業人材確保推進事業助成金	石川労働局職業対策課長が指定する認定組合等が対象となります。対象事業とは、年次計画策定・調査、雇用環境改善、採用活動改善、新技術活用普及退職金制度整備充実等をいいます。	中小企業人材確保推進事業として援助対象認定組合等が行う事業ならびに人材確保推進員の設置に要した費用の2/3。 団体の規模に応じて600万円から1,000万円を限度に支給されます。なお、継続する3事業年度にわたり助成されます。	
	個別認定事業主等	中小企業基盤人材確保助成金	新分野進出等（創業や異業種進出）や経営革新に伴い、新たに経営基盤の強化に資する労働者（「基盤人材」）を、雇い入れた事業主に対して、当該基盤人材の賃金に相当する額の一部として一定額を支給するものです。（基盤人材の雇入れに伴い、一般労働者を雇い入れる場合には、当該一般労働者の賃金に相当する額の一部として、さらに一定額を支給します。）	雇入れた労働者の1年間の賃金の一部に相当する額として、基盤人材については、1人あたり140万円、（1企業あたり5人までを限度とします。）一般労働者については、1人あたり30万円を支給します。（1企業あたり基盤人材の雇入れ数と同数までを限度とします。）	
	個別認定事業主等	中小企業雇用創出等能力開発助成金	事業の高度化等に必要な職業能力又は新分野進出等に必要な職業能力の開発及び向上のため、事業内外での職業訓練の実施又は教育訓練休暇を与える認定中小企業事業主が対象となります。	訓練費用ならびに教育訓練休暇期間中の賃金の1/2が支給されます。 支給限度があります。 1年間 500万円	
	個別認定事業主等	中小企業雇用管理改善助成金	職場への労働者の定着を促進するために、労働者に対して職業に関する相談を行うための設備又は施設の設置又は整備（「環境整備事業」）又は、労働者に対し職業に関する相談を行う者（「職業相談者」）の配置（「職業相談者配置事業」）のいずれかに該当する雇用管理の改善に関する事業を行い、併せて、職業相談者以外の労働者を雇い入れた場合に、当該事業に要した費用の一部を支給するものです。	・環境整備事業 環境整備事業に要した費用の1/2を最高100万円まで助成します。 （要した費用が20万円以上の場合に支給します。） ・職業相談者配置事業 職業相談者配置事業に要した費用（賃金等）の1/3の1年分が支給されます。（ただし、受給できる額は、雇用保険の基本手当日額の最高額の330日分を限度とします。） 職業相談者：職業に関する相談に係る専門的知識を有すると判断されるもの	

これらの助成金を受けるためには、創業や異業種進出の準備を始めて6ヶ月以内に、県知事に改善計画の認定を受ける必要があるほか、創業や異業種進出に伴う経費が300万円以上であることが必要です。
基盤人材：改善計画において、申請事業主において経営基盤の強化に資する人材として記載された者であって、新分野進出等に係る新たな事業における業務に就く者であり、次のいずれにも該当するもの

(ア) 次のいずれかに該当するもの

- ⑦ 事務的・技術的な業務の企画・立案、指導を行うことができる専門的な知識や技術を有する者
- ⑧ 部下を指揮・監督する業務に従事する係長相当職以上の者

(イ) 申請事業主において、年収350万円以上（臨時給与、特別給与等臨時に支払われた賃金及び3箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除きます。）の賃金で雇い入れられる者

たとえば...

創業に伴い基盤人材2人を雇入れ、一般労働者3人雇入れた場合は、基盤人材について140万円×2人＝280万円と一般労働者について30万円×2人（基盤人材の雇入れ数と同数を限度）＝60万円との合計340万円が支給されます。

助成金制度の種類	支給対象者（概要）	助 成 額
キャリア形成促進助成金	労働者の職業生活設計に即した自発的な職業訓練の開発及び向上に係る取り組みを促進するため、目標が明確化された教育訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティングに係る体制整備を行う事業主。 ● 事業内職業能力開発計画の作成とそれに基づく年間計画の作成（労働組合等の意見・周知の上）が必要 ● 職業能力開発推進者を選任し、石川県職業能力開発協会に選任届を提出していること ● 以下、いずれの助成金も、あらかじめ石川センター所長の受給資格認定を受けることが必要です。	
	訓練給付金	年間職業能力開発計画に基づく教育訓練で、専門的な知識・技能の習得や、配置転換等新たな職務に必要な訓練・定年退職後の再就職を円滑化するために必要な訓練を受けさせる事業主 訓練に要した経費の1/3（大企業の場合1/4） 1人1コース5万円上限 訓練期間中の賃金の1/3（大企業の場合1/4） 1人150日限度 （賃金日額は事業所の確定保険料を基に平均賃金日額を算出）1事業所につき、1年間、のべ300人を限度とする。
	職業能力開発休暇給付金	労働者の申し出により教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティングを受けさせるために職業能力開発休暇を与える事業主 職業能力評価の受検に要した経費の1/3（大企業の場合1/4） 休暇期間中の賃金の1/3（大企業の場合1/4） 1人当たり年間150日、10万円限度 キャリア・コンサルティングを受ける場合の休暇期間中の賃金の1/3（大企業の場合1/4） 1事業所につき、1年間、のべ300人を限度とする。
	長期教育訓練休暇制度導入奨励金	新たに長期教育訓練休暇制度（連続1か月以上）、定期的な休暇付与制度（連続2週間以上）又は長期教育訓練休暇制度及び休暇付与制度を導入すること。ただし、当該休暇制度等により長期教育訓練休暇の取得者、定期的な休暇付与の取得者又は長期教育訓練休暇及び定期的な休暇付与の取得者が生じること。 休暇制度を導入した場合 イ 長期教育訓練休暇制度30万円 ロ 定期的な休暇付与制度15万円 ハ 長期教育訓練休暇制度及び定期的な休暇付与制度45万円 休暇取得者が発生した場合 イ 長期教育訓練休暇制度 休暇取得者1人につき5万円 ロ 定期的な休暇付与制度 休暇取得者1人につき5万円 なお、休暇取得者が両方の制度で延べ20人を超えるときは20人を限度とする。
	職業能力評価推進給付金	厚生労働大臣の定める資格試験等で年間訓練計画に規定された職業能力検定を受けるとき費用を全額負担した事業主 職業能力検定に係る受検料、手数料等の3/4 職業能力検定期間中の賃金の3/4 限度額 能力開発休暇給付金と合わせ1人当たり年間10万円
	キャリア・コンサルティング推進給付金	労働者に対して、キャリア・コンサルティング（キャリア・コンサルティングに係る専門的な知識及び技能を有する事業外の機関又は個人に委託して実施するもの）を受けさせる事業主 専門機関等へのキャリア・コンサルティングに係る年間委託費用の1/2 限度額 初回の1年間のみ 25万円を限度

各種の助成金制度は、いずれも前もって認定を受けることが要件となっております。
 詳細につきましては、それぞれパンフレット等作成しておりますので、ご請求ください。

(4) 建設雇用改善助成金のご案内

種 類		概 要	助 成 率 及 び 限 度 額
建設教育訓練助成金			
第 1 種	認 定 訓 練	職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成	1 人 1 月（コース又は単位）当たり1,400円から19,500円を限度（訓練の課程により助成額が異なります。）
第 2 種	技 能 実 習	雇用する建設労働者のために技能実習を行う場合、経費の一部を助成	一の技能実習について 1 日13万円かつ20日分を限度
第 3 種	職業訓練推進	要件を具備する職業訓練法人が、広域的に主に野丁場職種の職業訓練を計画的に実施する場合、運営費の一部を助成	支給対象費用の 2 / 3 ， 一事業年度7,500万円を限度
	施設等設置整備	認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置整備を行う場合、経費の一部を助成	設置整備費用の 1 / 2 ， 3 億円を限度
	受講援助	雇用する建設労働者に の職業訓練を受講させた場合、経費の一部を助成	一の受講について、受講のために旅費として負担した額の 1 / 2 （ 1 人当たり 2 万円限度）
第 4 種	認定訓練	雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成	1 人 1 日当たり4,400円又は7,000円を限度（訓練の課程により助成額が異なります）
	技能実習	雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成	一の技能実習等について 1 人 1 日当たり5,000円かつ20日分を限度
雇用管理研修等助成金			
第 1 種		雇用管理研修等を実施する場合、経費の一部を助成	一の雇用管理研修等について、 1 日当たり10万円かつ 6 日分を限度
第 2 種		雇用する労働者に有給で雇用管理研修等を受講させた場合、賃金の一部を助成	1 人 1 日当たり、 5,000円かつ 6 日分を限度
福 利 厚 生 助 成 金			下記の の助成金については、種類・支給対象者等によって、別に 5 年間の支給限度額があります。
作 業 員 宿 舎		雇用する建設労働者の生活環境の改善を図るため、作業員宿舎を整備した場合、経費の一部を助成	新築、増築、改築、購入、耐火構造3,000万円、耐火構造以外2,000万円、賃借1,000万円を限度
現 場 福 利 施 設		建設現場において、食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所及びシャワー室を整備した場合、経費の一部を助成	新築、購入、400万円、賃借200万円を限度
健 康 診 断		期間を定めて雇用する建設労働者に健康診断を受診させた場合、経費の一部を助成	1 人当たり3,900円を限度
雇用改善推進事業助成金 第 1 種		構成員である中小建設事業主を対象に別に定める第 1 種雇用改善推進事業を実施する場合、経費の一部を助成	事業の実施内容に応じて 1 / 2 又は 2 / 3 ， 合計400万円を限度に助成

「建設事業主等」とは、建設事業主及び建設事業主の団体又はその連合団体をいいます。
「中小建設事業主等」とは、中小建設事業主及び中小建設事業主が 3 分の 2 以上を占める中小建設事業主の団体又は連合団体をいいます。
「中小建設事業主」とは、資本金若しくは出資総額が 3 億円以下、又は、常用労働者数が300人以下の建設事業主をいいます。
「元方事業主」とは、一の場所において行う建設工事の一部を自ら行い、その建設工事の一部を他の請負人に請け負わせる建設事業主のうち、最先次の事業主をいいます。
詳細につきましては、助成金の種類別にリーフレットを作成しております。

(5) その他建設業関係助成金のご案内

助成金制度の種類	概 要	助成率・限度額
建設業需給調整機能強化促進助成金	中小建設事業主の団体が、中小建設事業主から離職を余儀なくされる建設労働者に対し無料職業紹介事業を実施する場合、経費の一部を助成	無料職業紹介業務の実施準備に必要な、設備費、知識習得のための経費、設営経費等の2/3、80万円を限度に助成
建設業労働移動支援定着促進給付金	建設業界内で、離職を余儀なくされた建設業労働者（建設業関連の技術、技能等を持った労働者）を新たに雇い入れた上、当該者が職務に必要な教育訓練を実施する場合、事業主に対して助成	雇い入れた対象労働者1人につき20万円。（雇い入れた対象労働者に対して実施した講習の期間が1週間以上2週間未満の場合にあっては、10万円。）
建設業労働移動支援能力開発給付金	中小建設事業主に雇用されている労働者に対し、再就職を容易にするために必要な講習等を行った事業主団体に対して経費の一部を助成。また、講習等を労働者に受講させた事業主に対しても、賃金の一部を助成	講習等の実施に要した団体には経費の1/3を助成。講習等に労働者を受講させた事業主には賃金の1/3、150日分を限度に助成
建設業新規・成長分野進出教育訓練助成金	建設業における新規・成長分野に対応するための教育訓練を、建設労働者に受講させた事業主に対して助成	教育訓練の実施・受講に要した経費の2/3。教育訓練受講中の賃金の2/3を助成

各種助成金の詳細につきましては、パンフレットをご請求頂くか、石川センター相談部門へお問い合わせください。
石川センター相談部門 TEL：076-222-1741 FAX：076-222-5770

労働福祉

労働時間短縮対策

労働時間短縮のための助成金制度
フレックスタイム制等の弾力的な労働時間制度や長期休暇の導入に取り組む中小企業事業主向けの助成金制度
(ア) 中小企業長期休暇制度モデル企業助成金
(イ) 長期休暇制度基盤整備助成金
(ウ) 労働時間短縮実施計画推進援助団体助成金

労働災害防止対策

小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業
中小規模事業場健康づくり事業
地域産業保健センター
小規模事業場産業保険活動支援促進事業（産業医共同専任事業）
特例メリット制
労働災害防止特別安全衛生診断事業
専門工事業者安全管理活動等促進事業
木造家屋等低層住宅建築工事安全対策推進モデル事業
中小総合工事業者指導力向上事業
中小企業に対する巡回特殊健康診断

その他の対策

労災保険制度
賃金の支払の確保等対策の推進
(ア) 「賃金の支払の確保等に関する法律」により、事業主の賃金支払等について規制されます。
・社内預金を受け入れている事業主は、受入預金額の全額について金融機関による保証や質権の設定等による保全措置を講じなければなりません。
・退職手当制度を設ける事業主は、中小企業退職金共済制度、適格退職年金制度を採用する場合を除き、退職手当の支払に充てるべき額のうち一定額につ

いて保全措置を講ずるよう努めなければなりません。

- ・退職労働者に対する賃金（退職手当を除く）の支払を遅らせたときは、年14.6%（日歩4銭）の遅延利息を支払わなければなりません。

(イ) 未払賃金の立替払事業は、企業倒産により事業主に支払能力がない場合、退職した労働者の未払賃金のうち一定の範囲のものを国が事業主に代わって立替払をする事業

- ・立替払の要件

破産宣告を受ける等法律上の倒産事由に該当した企業（中小企業にあっては、事実上の倒産状態にあることについて労働基準監督署長の認定があった場合を含む）を一定の期間内に退職した労働者の退職前6ヶ月以内の期間における定期給与及び退職手当の一部又は全部が未払となっていること

- ・立替払の額

未払となっている賃金の一定額の80%を限度とし、未払となっている金額が2万円に満たないときは対象となりません。

- ・請求手続

退職労働者が未払賃金等について、裁判所若しくは破産管財人等の証明又は労働基準監督署長の確認を得たうえ、(独)労働者健康福祉機構に立替払を請求します。

なお、労働基準法により、労働者を採用するときは、賃金の額、支払期日等を明示した書面を交付しなければなりません。

最低賃金制

最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度で、最低賃金は公労使三者構成の最低賃金審議会の意見を聞いて決定することとされており、すべての都道府県に地域別最低賃金と産業別最低賃金が決定されます。

新規企業事業場の労働条件サポート事業

新規企業事業場に対し、早期の段階において専門家による労働条件制度に関する指導、援助等を実施することにより、新規企業事業場の実情に応じた、適正な労働条件制度を整備するための支援を(社)全国労働基準関係団体連合会(以下「全基連」という)に委託して実施します。

賃金・退職金制度の整備改善

都道府県労働局では、中小企業に対し賃金・退職金制度を整備する必要性やその他具体的方策等につき集団的な指導を行うことを目的として、「賃金・退職金セミナー」を実施します。

また、中小企業における賃金制度の整備・改善のための自主的な取組を支援する事業を全基連に委託して実施しています。

勤労者福祉対策

勤労者財産形成 促進制度

勤労者財産形成促進法に基づき、制度勤労者が退職後の生活の安定、住宅の取得その他の資産形成を目的として貯蓄を行えるよう事業主及び国が援助する制度です。

財形貯蓄制度

事務代行制度

財形給付金・基金制度

財形活用給付金・助成金制度

財形持家融資制度

財形教育融資制度

中小企業退職金 共済制度

中小企業で働く従業員の福祉と中小企業の振興に寄与することを目的として独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者（常用労働者数300人（卸売・サービス業は100人、小売業は50人）以下又は資本金等が3億円（卸売業は1億円、サービス・小売業は5,000万円）以下の事業主）について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられています。

一般の中小企業退職金共済制度

特定業種退職金共済制度（建設業、清酒製造業及び林業）

その他税制上の優遇措置が講じられます。

中小企業勤労者 総合福祉推進事 業（中小企業勤 労者福祉サービ スセンター事業

市町村を単位に設立された中小企業勤労者のための総合的な福祉事業を行っています。

《問い合わせ先》 厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課勤労者福祉事業室 ☎03 - 3502 - 1779（直通）

勤労青少年福祉 対策

各種教養講座，ボランティア講座，クラブ活動，専門の職員による生活相談や職業に関する相談，指導等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行っています。

《問い合わせ先》 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室 ☎03 - 3502 - 8931（直通）

勤労者マルチラ イフ支援事業

勤労者マルチライフ支援事業では、経営者団体，社会福祉協議会及びNPO・ボランティア支援団体を中心として関係者間の連携体制を整備しつつ、勤労者のボランティア活動への参加意欲を喚起し、活動に参加するためのきっかけをつくり、実際の活動に結びつけるシステムの構築を目指します。

《問い合わせ先》 厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課勤労者福祉事業室 ☎03 - 3502 - 1779（直通）

中小企業福祉事 業

(ア) 労働相談業務

(イ) 講習会の開催

(ウ) 労使関係者会議の開催

(エ) 「中小企業活力ある職場づくり」推進期間地方大会の実施に対する補助

その他の関連諸施策

企業年金制度啓 発普及委託事業

確定給付企業年金制度と確定拠出年金制度の新設，適格退職年金制度の平成24年度末の廃止等，従前の企業年金制度は大幅に変更されています。

企業年金の適切な移行への具体的な取組を促進するため，企業年金制度の移行事例，年金資産の積立不足の状況，適格退職年金制度から他の企業年金制度（確定給付企業年金，確定拠出年金）への移行時に必要な負担コスト，手続等の情報を提供します。

《問い合わせ先》 経済産業省中小企業庁事業環境部企画課経営安定対策室 ☎03 - 3501-2698（直通）

8. 取引の適正化

不公正取引の是正

私的独占の禁止
及び公正取引の
確保に関する法
律（独占禁止法）

独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持・促進するため、私的独占、不当な取引制限（カルテル）、不公正な取引方法等を禁止し、事業者が各自の創意と責任に基づいて自由な事業活動を営むことができる環境等の整備を図ることを目的としています。中小企業施策の観点からみた場合には、独占禁止法は、大企業による不当な拘束・圧迫から中小企業を守り、中小企業が、その特色を十分に発揮した自主的な経済活動を営めるようにする役割を果たしており、このような施策によって維持・促進される公正かつ自由な競争によって良質・低廉な商品やサービスの提供が可能となることが期待されています。

我が国経済において中小企業の果たす役割は大きく、その適正な事業活動の機会と自主性が阻害されないようにすることは、技術革新を促し、活力ある経済社会を構築するために極めて重要であり、そのために独占禁止法を今後とも厳正に運用していく必要があります。

独占禁止法の役割

独占禁止法の役割の中心は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法の禁止にあります。

私的独占とは、事業者が他の事業者の事業活動を排除・支配することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することであり、また、不当な取引制限とは、事業者が他の事業者と共同して価格・数量等を決定することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することです。事業者が、このような行為により市場支配力を形成し、価格の引上げや生産数量の制限を自由に行うようになると、市場メカニズムが損なわれるため、私的独占や不当な取引制限に対しては、厳しい規制が行われていますが、こうした規制は、関連する中小企業が、大きな不利益を被ることを防ぐことにもなります。

不公正な取引方法とは、公正な競争を阻害するおそれのある行為のうち、公正取引委員会が指定するものをいいます。具体的には不当な取引拒絶、差別的取扱い、不当廉売、再販売価格の拘束等のほか、取引上優越した地位にある事業者（大企業等）が、その優越的地位を利用して取引の相手方（中小企業等）に対し、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること等が規制されます。

このうち、下請企業に対する下請代金の支払遅延、買いたたき等の優越的地位の濫用行為については、その迅速かつ効率的な排除の観点から、特に独占禁止法の特別法である下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という）で規制されます。

なお、下請法は、従来物品の製造と修理についての下請取引についてのみ適用されてきましたが、平成15年の改正により、平成16年4月からはサービス分野に係る下請取引も同法により規制されます。

また、公正な競争を阻害するおそれのある行為のうち、一般消費者に対する過大な景品類の提供や一般消費者向けの商品やサービスについての虚偽・誇大な表示に関しては、独占禁止法の特別法である不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という）で迅速・効果的に規制されています。

このような規制は、大企業と中小企業とが同様の基盤の上に立って、公正な競争を行うため、重要な役割を果たしています。

なお、景品表示法には、それぞれの業界において不当な顧客誘引を防止し、公正な競争を促進するために、公正取引委員会の認定を受けて、表示や景品類の提供に関する業界の自主的なルールを設定できるという公正競争規約制度が設けられてお

中小企業取引に係る裁判外紛争処理制度（ADR）

り、その積極的活用が図られています。

《問い合わせ先》 公正取引委員会事務局官房総務課広報係

☎03 - 3581 - 5471

中小企業に係る企業間取引において紛争が発生した場合の解決手段として、裁判に代替して紛争を迅速に解決する裁判外紛争処理制度が有効となっています。

ADRは、公開のうえどちらが「白か黒か」をつける裁判とは異なり、紛争当事者双方の事情に即した柔軟な解決が非公開で迅速に図られることが特徴です。

ADRは、紛争当事者双方の合意により選出される調停人や仲裁人などの下、「あっせん」、「調停」、「仲裁」を行うことができます。

企業間取引に関する苦情・紛争処理

下請取引に関する苦情・紛争等の処理

その他の苦情・紛争処理

《問い合わせ先》 中小企業庁事業環境部取引課

☎03 - 3501 - 1669

下請取引の適正化

下請代金支払遅延等防止法

下請事業者は、親事業者から規格やデザインなどの指定を伴う製造、加工又は修理の委託を受けて事業活動を行っており、しかも親事業者に対する取引依存度が高いことから、しばしば親事業者から不利な取引条件を強いられることがあります。下請代金の支払遅延、下請代金の減額、買いたたき、返品等がその例です。

そこで国は、下請取引の適正化を図るため、昭和31年に下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という）を制定施行し、親事業者の不公正な取引行為を規制してきました。

下請代金法は、制定以来、経済情勢の変化に即応しつつ数度の改正を行い、物品の製造委託と修理委託を対象とする法体系を採ってきましたが、経済のソフト化・サービス化の流れを受けて、平成15年に法改正が行われました。これにより、平成16年4月1日以降は、ソフトウェアやテレビ番組等の情報成果物の作成委託及び運送やデルメンテナンス等の役務の提供委託も、新たに下請代金法の対象となりました。

また、本法の運用に当たっては、公正取引委員会及び中小企業庁は親事業者、下請事業者に対する書面調査及び下請事業者からの申出などに基づいて、下請取引の実態について立入検査等を行う等調査した上で、その結果、違反事実の確認された親事業者に対しては、事態の是正を行うよう指導するほか、公正取引委員会が勧告等の措置を採ることとなります。

適用範囲

(ア) 本法においては、次に掲げる行為を行う場合、委託者を「親事業者」、受託者を「下請事業者」とし、親事業者を規制の対象としています。

㊦ 資本金又は出資の総額（以下「資本金」という）が3億円を超える法人たる事業者が、個人又は資本金3億円以下の法人たる事業者に製造委託・修理委託、政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）をする場合

㊧ 資本金1,000万円を超え3億円以下の法人たる事業者が、個人又は資本金1,000万円以下の法人たる事業者に製造委託・修理委託、政令で定める情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）をする場合

㊨ 資本金5,000万円を超える法人たる事業者が、個人又は資本金5,000万円以下の法人たる事業者に情報成果物作成委託・役務提供委託（プログラム作

成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)をする場合

- ① 資本金1,000万円を超え5,000円以下の法人たる事業者が、個人又は資本金1,000万円以下の法人たる事業者の情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く)をする場合
- (イ) 上記の場合における「製造委託」、「修理委託」、「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」とは、次のとおりです。

- ㊦ 製造委託とは、親事業者(商社や百貨店など販売業者も含まれます。以下同じ)が下請事業者に物品(その半製品、部品、附属品、原材料を含む。以下同じ)の製造(加工を含む。以下同じ)を規格、品質、性能、形状、デザイン、ブランドなどを指定して依頼することをいいます。

製造委託には、次の4類型があります。

- (第1類型) 親事業者が物品の販売を行っている場合、その物品の製造を委託すること
- (第2類型) 親事業者が物品の製造を請け負っている場合、その物品の製造を委託すること
- (第3類型) 親事業者が物品の修理を行っている場合、その修理に必要な部品の製造を委託すること
- (第4類型) 親事業者が自己の使用する物品を自ら製造している場合、その物品の製造を委託すること
- ① 修理委託とは、物品の修理業を営む親事業者(例えば自動車修理業者)がその修理の一部を下請事業者に依頼すること及びその使用する物品の修理を自ら行う(すなわち自社内に修理部門を持って自分で修理している)場合に、その修理の一部を下請事業者に依頼することをいいます。

修理委託には、次の2類型があります。

- (第1類型) 親事業者が物品の修理を請け負っている場合、その修理行為の全部又は一部を委託すること
- (第2類型) 親事業者が自己の使用する物品を自ら修理している場合、その修理行為の一部を委託すること
- ㊦ 情報成果物作成委託とは、親事業者が下請事業者の情報成果物(プログラム、放送番組、デザイン等)の作成を依頼することをいいます。

情報成果物作成委託は、次の3類型があります。

- (第1類型) 情報成果物を業として提供している事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合
- (第2類型) 情報成果物の作成を業として請け負っている事業者が、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合
- (第3類型) 自らが使用する情報成果物の作成を業として行っている場合に、その作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合
- ① 役務提供委託とは、親事業者が下請事業者に役務(運送、ビルメンテナンス等)の提供を依頼することをいいます。
- 役務提供委託には次の類型があります。
- (類型) 役務の提供を業として行っている事業者が、その提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託する場合

親事業者の義務及び禁止行為

親事業者と下請事業者との間の取引について、親事業者に課されている義務は、次のとおりです。

(ア) 下請代金の支払期日を定める義務

親事業者は、下請事業者から製品等を受領した日から起算して60日の期間内で、かつ、できる限り短い期間を下請代金の支払期日と定めなければなりません。

なお、支払期日を定めなかった場合は、製品等を受領した日が、支払期日と定められたものとみなされます。また、60日を超える日を支払期日と定めた場合であっても、60日目が支払期日と定められたものとみなされます。

(イ) 書面を交付する義務

親事業者が下請事業者に発注する際には、発注の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を記載した書面を下請事業者に交付しなければなりません。

(ウ) 書類の作成・保存義務

親事業者は、下請事業者からの給付の受領日、下請代金の支払日等下請取引の経過を記載した書類を作成し、それを2年間保存しなければなりません。

(エ) 遅延利息の支払義務

親事業者は、下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、下請事業者からの給付を受領した後、60日を経過した日から支払をする日までの期間について、年率14.6%（日歩4銭）の遅延利息を支払わなければなりません。

(オ) 禁止行為

親事業者は、下請事業者の利益を不当に害する次のような行為を行ってはなりません。

㊦発注した製品等の受領拒否、㊧下請代金の支払遅延、㊨下請代金の減額、㊩いったん受領した製品等の不当な返品、㊪下請代金の買いたたき、㊫下請事業者に物品の購入強制及びサービスを強制的に利用させその対価を払わせる利用強制、㊬中小企業庁又は公正取引委員会への訴えに対する報復措置、㊭有償支給原材料等の対価の早期決済、㊮割引困難な手形の交付、㊯不当な経済上の利益提供の要請、㊰不当な給付の変更及び不当なやり直し

実効確保のための措置

この法律の実効を確保するため、次のような措置が講じられることになっています。

(ア) 報告の徴収及び検査

公正取引委員会及び中小企業庁長官は、親事業者又は下請事業者に対して、必要に応じ下請取引の報告を求め又は検査を行うことができます。

(イ) 中小企業庁長官の請求

中小企業庁長官は、親事業者の禁止行為について、公正取引委員会に対し下請代金法の規定に従い適当な措置を採るよう請求することができます。

(ウ) 勧告及び公表

公正取引委員会は、親事業者が遵守事項に違反している場合又は遅延利息の支払義務を履行しない場合は、すみやかに違反行為の是正について勧告するとともに、必要に応じ公表することとしています。

(エ) 罰則

親事業者の書面交付義務の違反、書類作成保存の義務の違反、虚偽の報告及び検査の拒否に対しては、罰則の適用があります。

《相談窓口》 公正取引委員会、公正取引委員会各地方事務所、中小企業庁及び各経済産業局

建設工事の下請契約は、注文生産という建設工事の特性からして、元請負人に有利な規定が置かれる傾向がみられます。このため、この片務性を是正し、下請負人の保護を図る必要があります。そこで国は、建設業法の改正（昭和47年4月1日施行）により元請・下請間の不公正な取引行為を規制することとしました。

また、本法の運用に当たっては、国土交通省、都道府県及び中小企業庁において、同法第42条及び第42条の2に基づき、下請負人の保護に関する規定の違反事実が確認された元請負人については、公正取引委員会に対し、独占禁止法の規定に従い、適当な措置をとるべきことを求めることができることとしています。

適用範囲

- (ア) 本法において「下請契約」とは、建設工事（注1）を他の者から請け負った建設業（注2）を営む者和其他の建設業を営む者との間で、当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいいます。
- (イ) 「元請負人」とは、下請契約における注文者である建設業者をいいます。「下請負人」とは、下請契約における請負人をいいます。

(注) 1「建設工事」とは、土木建築に関する工事で建設業法第2条第1項に掲げるものをいう。

2「建設業」とは、元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。

元請負人の遵守事項等

元請負人と下請負人との間の取引について、元請負人に課されている義務は、次のとおりです。

- (ア) 不当に低い請負代金の禁止（法第19条の3）

元請負人は、取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする下請契約を締結してはなりません。

- (イ) 不当な使用資材等の購入強制の禁止（法第19条の4）

元請負人は、下請契約の締結後、取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材、機械器具等の購入先を指定し、これらを下請負人に購入させて、その利益を害してはなりません。

- (ウ) 下請代金の支払（法第24条の3）

元請負人は、注文者から請負代金の一部又は全部の支払を受けたときは、下請負人に対し、支払を受けた出来形に対する割合及び下請負人が施行した出来形部分に応じて、支払を受けた日から起算して1ヶ月以内に請負代金を支払わなければなりません。

- (エ) 検査及び引渡し（法第24条の4）

元請負人は、下請負人から工事完成の通知を受けた日から起算して、20日以内に確認検査を完了しなければなりません。また、確認検査後下請負人から工事目的物の引渡しの申出があった場合には、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がされている場合を除き、直ちに引渡しを受けなければなりません。

- (オ) 特定建設業者の下請代金の支払期日等（法第24条の5）

特定建設業者（注）が元請負人となった場合の下請代金は、下請負人から工事目的物の引渡し申出のあった日（ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から20日を経過した日以前の一定の日引渡しを受ける旨の特約がなされている場合においては、その一定の日）から起算して50日以内に支払わなければならない。下請代金の支払を手形により行う場合には、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

その他の下請取引の適正化のための措置

(注) 特定建設業者

発注者から直接請け負う1件の建設工事につき、下請代金の額が3,000万円以上となる下請契約(ただし、建築一式工事については、4,500万円以上)を締結して施工しようとする者は特定建設業の許可を受けなければならないことになっている。

実効確保のための措置

この法律の実効を確保するため、次のような措置が講じられることになっています。

(ア) 報告の徴収及び検査(法第31条、第42条の2)

国土交通大臣、都道府県知事及び中小企業庁長官は、元請負人又は下請負人に対し必要に応じ報告を求め、又は検査を行うことができます。

(イ) 建設業者又は建設業者団体に対する指導、助言及び勧告(法第41条)

国土交通大臣又は都道府県知事は、建設業者又は建設業者団体に対し、建設工事の適正な施工を確保し、又は建設業の健全な発達を図るために必要な指導、助言及び勧告を行うことができます。

(ウ) 公正取引委員会への措置請求(法第42条、第42条の2)

国土交通大臣、都道府県知事及び中小企業庁長官は、元請負人に遵守事項違反の事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第19条の規定に違反していると認めるときは、公正取引委員会に対し、同法の規定に従い適当な措置を採るべきことを求めることができます。

(エ) 罰則(法第47条)

虚偽の報告及び検査の拒否に対しては、罰則の適用があります。

外注(下請)取引基本契約書の作成・普及

下請取引の適正化についての指導

下請取引適正化推進月間

下請取引改善講習制度

下請取引に関する苦情・紛争処理

下請取引相談事業

《問い合わせ先》 中小企業庁事業環境部取引課 ☎03-3501-1669

各経済産業局中小企業課

9. 下請中小企業の振興

下請中小企業の振興対策(下請中小企業振興法に基づく支援)

下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)は、次の3つの柱からなっています。

- 振興基準による望ましい下請取引の確立
- 振興事業計画による支援
- 下請企業振興協会による下請取引のあっせん等

振 興 基 準

振興基準の策定・公表

国は、下請中小企業の振興について、下請事業者及び親事業者が目指すべき方向を定めた振興基準を策定・公表することになっています。

振興基準の性格とねらい

振興基準は、下請中小企業の振興を図るために、下請事業者がどのような努力を行うべきかを示すとともに、親事業者がそれに対してどのような協力を行うべ

きかを示しており、下請事業者と親事業者との間の取引関係などについて適正なルールを確立することをねらいとするものです。

振興基準は、業種・業態を問わずすべての下請事業者、すべての親事業者に適用されます。また、振興基準は、それを遵守しないからといって直ちに民事上の損害賠償や罰則などが生ずるものではありませんが、その方向に向かって努力すべきものとして国が策定し、必要に応じそれに定める事項について指導や助言を行っていくものです。

振興基準の主な内容

- (ア) 下請事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善
- (イ) 親事業者の発注分野の明確化及び発注方法の改善
 - ① 発注分野の明確化、長期発注計画の提示及び発注契約の長期化
 - ② 発注の安定化等
 - ③ 納期、納入頻度の適正化等
 - ④ 発注の手続事務の円滑化等
 - ⑤ 設計・仕様書等の明確化による発注内容の明確化
 - ⑥ 取引停止の予告
- (ウ) 下請事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化
 - ① 施設又は設備の導入
 - ② 技術の向上
 - ③ 経営管理等の改善
 - ④ 事業の共同化
 - ⑤ 情報化への積極的対応
- (エ) 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善
 - ① 対価の決定の方法の改善
 - ② 納品の検査の方法並びに支給材の支給及び設備等の貸与の方法の改善
 - ③ 下請代金の支払方法の改善
- (オ) 下請事業者の連携の推進
- (カ) その他下請中小企業の振興
 - ① 一般的留意事項
 - ・ 下請事業者及び親事業者は、国又は地方公共団体の施策の積極的な活用等を図るものとします。また、親事業者は、下請企業振興協会による下請取引のあっせんへの協力等に努めるものとします。
 - ・ 親事業者は、休日カレンダーの作成等により、業種や地域の特性を踏まえつつ、事業所間、又は親企業相互の休日の調整を進めていくものとします。
 - ・ 親事業者は、下請事業者が売掛債務を担保等として資金を調達できるよう、売掛債務の譲渡の承諾に適切に努めるものとします。
 - ・ 下請事業者は、自己の所有する知的財産について、管理保護に努めるものとします。また、下請事業者及び親事業者は、知的財産権や知的財産の取扱に関し、契約書の結成及び契約内容の明確化に努めるものとします。さらに、親事業者は、契約上知り得た下請事業者の知的財産権や知的財産の取扱に関し、下請事業者に損失を与えないよう、配慮するものとします。
 - ② 最近の経済環境の変化に伴う留意点
 - ・ 下請事業者は親事業者の海外進出の進展等の動きを踏まえ、取引の可能性の幅の拡大に努めるものとします。また、親事業者は、海外進出並びに事業所の集約化等に伴う移転、閉鎖及び内製化等の事業再編について下請事業者に情報を提供しつつ、下請事業者が行う製品等の多角化及び新規親事業者の開拓等に対応して、支援するものとします。

振興事業計画制度	・親事業者は、短時間における経済情勢の急激な変化により自らが受ける影響を、下請事業者に不当に転嫁しないよう努めるものとします。 この制度は、下請事業者で構成している事業協同組合その他の団体（政省令で定める基準に従った定款又は規約を有しているもの）が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の共同化等の事業について振興事業計画を作成し、国の承認を受けたものについて、その円滑な達成に必要な金融上の助成措置等を講ずることとしています。
金融上の支援	中小企業信用保険法の特例 下請事業者が承認を受けた計画に基づき事業を行うために必要な資金について、売掛金債権担保保険の特例として、付保限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けられます。 下請中小企業対策資金（中小企業金融公庫） 計画の承認を受けた下請事業者は、設備資金及び長期運転資金の貸付を行います。 高度化資金事業（（独）中小企業基盤整備機構、都道府県） 振興事業計画に基づき実施する、新製品・技術開発などの事業の用に供する施設を設置する事業において、必要な資金の貸付を行います。
補助金	地域活性化創造技術研究開発事業（ものづくり試作枠） 振興事業計画の承認を受けて、その計画を実施する者の行う新製品開発、新技術開発等に対して、経費の一部を補助します。 《申請指導窓口》 主務省庁（業所管省庁）担当課 《問い合わせ先》 （財）全国下請企業振興協会 ☎03 - 5800 - 2860 URL http://zenkyo.or.jp/ 都道府県下請企業振興協会（財）石川県産業創出支援機構

10. (財)石川県産業創出支援機構 販路開拓事業

県内中小企業への支援として、下請取引あっせん、自社製品の販売開拓を主要業務に、次のような業務を行っています。

1. 受注あっせん

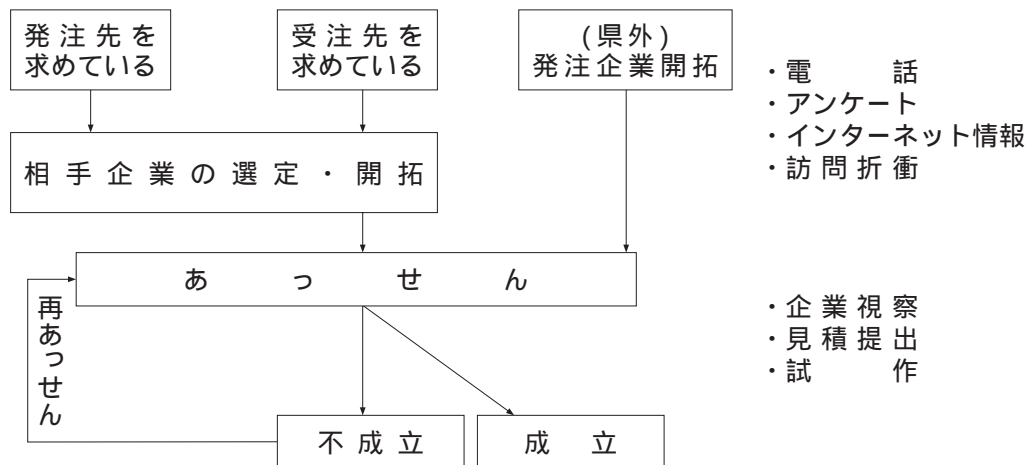
(1) 下請取引のあっせん

仕事を出したい企業、または仕事を受けたい企業に対し、両者が満足のいく取引先を紹介、あっせんします。

下請取引にあたっては、県内企業は勿論のこと、県外企業の発注を積極的に誘導して、結びつきを図ります。

なお、紹介、あっせんについては企業秘密を守ることは勿論、一切無料で行います。

(2) 下請取引あっせんの手順



(3) 情報の収集・提供

(ア) 受・発注情報の収集と提供

県内外の企業に対する巡回訪問やアンケート調査により、受発注情報の収集及び企業動向の把握を行うとともに情報誌を発行して、取引に必要な情報を提供します。

(4) その他の業務

(ア) 石川県中小企業技術交流展の開催

(イ) 石川県企業交流懇談会の開催

(ウ) 石川県受注開拓懇談会の開催

(エ) 下請中小企業取引条件改善講習会の開催

当機構に企業登録を

(ア) 登録とは

発注企業と受注企業の紹介や下請取引のあっせん・情報の提供等を効果的に行うためのものです。

(イ) 対象企業

企業規模に関係なく、製造業を営む企業であれば県内外を問わず、無料で登録することができます。

(ウ) 手続き

当機構所定の登録申込み書に記入のうえ当機構へ提出して下さい。

2. 販売開拓

(1) 販路開拓の支援

石川ブランド認定品に代表されるような新製品を開発し、意欲的に新規分野への参入を図る中小企業のために、販路開拓を支援します。また、業界動向のチェック、新規取引先への紹介など、新製品の営業活動をサポートするとともに次の業務を実施しています。

(ア) 石川ブランド新製品販売開拓支援

(イ) 首都圏バイヤーズミーティングの開催

(ウ) 特定業界向石川県産品販路開拓支援

(エ) 官公需向新製品販路開拓支援

(2) 石川県ビジネスサポートセンターの運営

県内中小企業の首都圏進出をバックアップする活動拠点として貸オフィスを運営しています。

(ア) 所在地 東京都千代田区麹町4-8 麹町クリスタルシティ西館 石川県紀尾井会館内

(イ) 施設内容 貸オフィス 12室 商談室 1室

(財) 石川県産業創出支援機構 販路開拓課
〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地
(石川県地場産業振興センター新館)
TEL (076)267-1140
FAX (076)267-3622
URL <http://www.isico.or.jp/>
E-mail info@isico.or.jp

11. 国等からの受注機会の増大

官公需確保対策

中小企業者の受
注機会の増大の
推進

官公需の発注に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（以下「官公需法」という）に基づき、「中小企業者に関する国等の契約の方針」（以下「国等の契約の方針」という）に沿って、中小企業者向け発注を増大するために特別の配慮が払われ、各種の具体的措置が講じられていますが、その主なものは以下のとおりです。

官公需契約の方針の決定

「官公需法」に基づき、中小企業者向け官公需契約目標及び目標達成のための措置を内容とする「国等の契約の方針」を毎年度閣議で決定し、公表することとなっています。

《問い合わせ先》 中小企業庁事業環境部取引課 ☎03 - 3501 - 1669

官公需適格組合の証明

中小企業庁（経済産業局）は、発注機関において事業協同組合等をより容易に活用できるようにするため、官公需適格組合の証明を行っています（平成15年12月現在の証明組合数869）。証明は、(ア)物品の納入、製造の請負又は役務の提供、(イ)工事の請負の別に、各都道府県中小企業団体中央会の事実確認を受けて経済産業局に申請することになります。経済産業局では、(ア)共同事業の協調性・円滑性、(イ)官公需の受注に関する熱心度、(ウ)共同受注体制、(エ)経理的基礎等を審査（工事の請負については「官公需適格組合審査諮問委員会」において）し、経済産業局長はその旨の証明を行います。

《問い合わせ先》 各経済産業局中小企業課

都道府県中小企業団体中央会

官公需特定品目の発注・落札情報及び競争入札参加資格申請に係る情報の提供
中小企業者が官公需の受注機会をとらえやすくするため、中小企業団体中央会等を通じ中小企業者の受注機会を増大することが必要と認められる中小企業官公需特定品目（織物、外衣・下着類、その他の繊維製品、家具、機械すき和紙、印刷、潤滑油、事務用品、台所・食卓用品及び再生プラスチック製製品）に関する発注計画、落札結果及び競争入札参加資格申請に係る情報の提供を行っています。

《問い合わせ先》 全国及び都道府県中小企業団体中央会

技術力のある中小企業者に対する入札参加機会の拡大

国の競争契約参加資格統一基準に基づき審査決定された等級より上位の等級の入札を希望する中小企業については、国自らが物件等を調達する入札（公共事業を除く。）を対象に、技術力があれば当該上位の等級の入札に参加できる方策を措置しています。

《問い合わせ先》 中小企業庁事業環境部取引課 ☎03 - 3501 - 1669

官公需業種別受注対策事業の実施

全国中小企業団体中央会において、官公需の受注に意欲的な中小企業者の組合に対して、官公需受注に関する専門的な知識又は経験を有する指導者を派遣し、官公需の共同受注体制の整備、官公需に係る品質管理、検査体制の整備、情報収集機能の強化、契約手続等の指導等を行い、受注能力の向上を図る事業を実施しています。

官公需問題懇談会の開催

中央、地方の各段階で、中小企業者が抱えている官公需受注の問題点を掘り起こし、発注者の協力を得て、その個別、具体的な解決策を探るため、全国中小企

業団体中央会において中央官公需問題懇談会を、各都道府県中央会において地方官公需問題懇談会を開催しています。

モデル官公需発注機関推進事業の実施

全国中小企業団体中央会において、中小企業者の受注の機会の増大に資するため、官公需発注機関における中小企業者に対する発注状況又は官公需共同受注事業に成功した官公需適格組合等における受注体制等について、その実態を調査・分析し、モデル事例集を作成し、官公需発注機関、官公需適格組合、中小企業者等に普及しています。

資格審査に関する公示

各省庁等の調達機関では、原則として2年に1回1～2月ごろ、翌年度その調達機関で行う競争入札参加資格審査の受付について、おおむね次の事項を内容とする公示を行います。(ア)競争契約に参加させないことができる者、(イ)資格等級の区分、(ウ)資格審査事項、(エ)資格等級の決定方法、(オ)資格等級決定通知方法、(カ)提出書類、(キ)申請の時期及び方法（おおむね随時受付を行っていますが、この機会を失すると、中小企業者はせっかくの受注機会を失うことになるため、これに係る情報は、中小企業団体中央会等を通じて中小企業者に提供するようにしていますが、十分この公示については留意しておく必要があります）

なお、国の物品の製造等（公共事業を除く）の一般競争に参加する方に必要な資格は、申請場所のいずれか1カ所に申請すれば、各省各庁の全調達機関に共通して有効な統一資格となっています（資格は平成18年度までの3年間有効となります）。

資格審査申請書の提出

官公庁の競争契約に参加を希望する者は、前記公示等に従って資格審査申請書を提出することとなります。なお、この申請書の提出に当たっては、おおむね次の添付書類が要求されます。

(ア)経営規模等総括表、(イ)登記簿謄本又は身元証明書、(ウ)財務諸表、(エ)納税証明書、(オ)営業経歴書

詳しくは、各発注機関の官公需相談窓口におたずねください。

資格の取得

資格審査申請書の提出があれば、調達機関は申請者ごとに資格等級の審査を行います。この場合、申請者が破産者等で契約に参加させることができないとされている者、過去に官公需契約の履行に当たり不正な行為をした等のために契約に参加させることができないとされている者を除き、いずれかの等級に格付けされます。資格者名簿に登録された者は、取得資格の区分に応じた官公需の競争入札に参加し得ることとなります。

契約参加

一般競争については、資格を有するすべての者が競争に参加できますが、指名競争の場合には、当該調達機関から指名を受けた者のみの競争となり、調達機関では、資格者名簿の中から参加できる者を指名します。

契約書又は請書の作成

契約の相手方となったときは、軽微な契約を除き、当該契約書又は請書を作成します。

相談・申請窓口

各地の中小企業団体中央会及び各発注機関の官公需相談窓口

第5章 環境変化への対応

1. 経営安定対策

中小企業の経営安定のための施策として、全国の主要商工会議所等に「経営安定特別相談室」を設置して、企業経営者、弁護士、税理士などの商工調停士や専門スタッフが相談、指導等を行う経営安定特別相談事業があります。また、取引先企業の倒産による連鎖倒産などを未然に防止するためのセーフティネット貸付制度、セーフティネット保証制度、中小企業倒産防止共済制度といった連鎖倒産防止対策があります。

経営安定特別相談事業

経営安定特別相談室の設置

中小企業が経営の悪化、不渡手形等により経営の危機に直面した場合、経営判断に必要な情報あるいは資金調達力が乏しいため被害を深めて倒産する事例が多くみられます。

このような倒産は、従業員はもとより取引先や債権者にも多大な影響を及ぼすなど社会的混乱は極めて大きいものがあります。

こうした中小企業の経営危機の問題の円滑な解決に資するものとして、全国の主要商工会議所と都道府県商工会連合会に「経営安定特別相談室」（平成16年度においては総数279カ所）を設置し、中小企業者からの相談に応ずる体制を整備しております。

経営が困難な状況にある中小企業者からの相談・指導

- (ア) 当該中小企業者の財務内容等の把握
- (イ) 当面決済すべき手形の処理方法
- (ウ) 倒産関係法令（民事再生法等）を活用して再建を図ろうとする中小企業者への相談・指導
- (エ) 債権者・銀行等への協力依頼
- (オ) その他（事業転換等）

倒産情報（月別倒産件数、企業名、関連企業、要因等）の入手

地域内中小企業を主たる対象として行う経営安定事業の普及のための懇談会の開催

大型倒産の発生等に伴い倒産のおそれのある中小企業を対象とした緊急対策会の開催

経済環境の変化のために、特に問題を抱える業種のしにせ企業を対象とした懇談会の開催

行政庁等関係機関との連絡・調整のための会議の開催

中小企業倒産防止共済制度、中小企業信用保険法に基づく経営安定関連保証制度、セーフティネット貸付制度の推進その他中小企業の経営安定に必要な事業

連鎖倒産防止事業

セーフティネット貸付

この制度は、経済環境の変化、金融機関との取引状況の変化、関連企業の倒産等により、資金繰り困難をきたしているが、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる中小企業者に対して、政府系中小企業金融機関から運転資金等を貸し付ける制度です。

倒産対策資金

関連企業の倒産により、資金繰りに困難をきたしている中小企業者で一定に要件に該当する方。

【貸付利率】基準利率。ただし、一定の要件に該当する場合は特別利率。また、担保徴求の一部免除を受ける場合は倒産対策利率等（中小公庫，商工中金）。

【貸付限度額】中小公庫：別枠 1 億 5 千万円，商工中金：1 億 5 千万円，国民公庫：別枠 3 千万円。

【貸付期間】設備資金 15 年以内（うち据置期間 2 年以内）

運転資金 5 年以内，特に必要と認められる場合 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）

【担保条件】担保が不足する場合は，事業の見直しを考慮し，貸付額の 50%（ただし 8 千万円まで）を限度として担保の徴求を一部免除するなどの特例があります（中小公庫，商工中金）。

運転資金円滑化資金

最近の経済環境の変化等により，資金繰りに著しい困難を生じていると認められる中小企業者であって，かつ中長期的に業況が回復し発展することが見込まれ，一定の要件に該当する方。

【貸付利率】基準利率 + 0.05%

【貸付限度額】中小公庫：別枠 1 億 5 千万円，商工中金：1 億 5 千万円，国民公庫：別枠 4 千万円。

【貸付期間】5 年以内，実情に応じ 7 年以内（うち据置期間 1 年以内）。

【担保条件】担保が不足する場合は，事業の見直しを考慮し，貸付額の 50% を限度として担保の徴求を一部免除するなどの特例があります（中小公庫，商工中金）。

経営支援資金

社会的，経済的環境の変化等外的要因により，その経営状況が一定の要件に該当し，かつ，中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方。

【貸付利率】基準利率。ただし，担保徴求の一部免除を受ける場合は経営支援利率（中小公庫，商工中金）。

【貸付限度額】中小公庫：一般貸付と合わせて 4 億 8 千万円，商工中金：4 億 8 千万円，国民公庫：一般貸付と合わせて 4 千 8 百万円。

【貸付期間】5 年以内，特に必要と認められる場合 7 年以内（うち据置期間 1 年以内，特に必要と認められる場合 2 年以内）

【担保条件】担保が不足する場合は，事業の見直しを考慮し，貸付額の 50%（ただし 8 千万円まで）限度として担保の徴求を一部免除するなどの特例があります（中小公庫，商工中金）。

金融環境変化対応資金

金融機関との取引状況の変化により，一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業者で中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれ，一定の要件に該当する方。

【貸付利率】基準利率。ただし，担保徴求の一部免除を受ける場合は金融環境変化利率又は金融環境特別利率（中小公庫，商工中金）。

【貸付限度額】中小公庫：別枠 2 億円，商工中金：2 億円，国民公庫：別枠 3 千万円。

【貸付期間】5 年以内，特に必要と認められる場合 7 年以内（うち据置期間 1 年以内，特に必要と認められる場合 2 年以内）

【担保条件】担保が不足する場合は，事業の見直しを考慮し，貸付額の 50%（ただし 8 千万円まで）を限度として担保の徴求を一部免除するなどの特例があります（中小公庫，商工中金）。

《問い合わせ先》 中小企業金融公庫本・支店・相談センター

経営安定関連保証制度（セーフティネット保証）

中小企業信用保険法に基づき、経営安定関連保証制度を設け、倒産事業者と取引のある中小企業者等の倒産防止のために活用しており、内容は次のとおりです。

対象中小企業者（中小企業信用保険法第2条第3項）

(ア) 第1号：再生手続開始申立等をした企業（経済産業大臣指定）に対する売掛金等の回収が困難なため、経済の安定に支障を生じていると認められる中小企業者（当該企業に対して50万円以上の売掛金債権等を持っている中小企業者又は売掛金債権等が50万円未満の場合であって、取引依存度が20%以上の中小企業者。認定は市町村長等）

(イ) 第2号：取引先等の事業活動の制限（経済産業大臣指定）により、売上高の減少等が生じ、経営の安定に支障を生じている中小企業者（当該企業と直接・間接取引（取引依存度が20%以上）を行っており、事業制限を受けた後1カ月間の売上高等が前年同月に比べ20%以上（ ）減少し、かつその後2カ月を含む3カ月間の売上げ等が前年同期に比べ20%以上（ ）減少すると見込まれる中小企業者又は、指定地域内（経済産業大臣指定）において、1年以上継続して事業を行っており、事業活動の制限を受けた後1カ月間の売上高等が前年同月に比べ20%以上（ ）減少し、かつその後2カ月を含む3カ月間の売上げ等が前年同期に比べ20%以上（ ）減少すると見込まれる中小企業者。認定は市町村長等）

（ ）平成16年4月現在10%以上に緩和

(ウ) 第5号：特定業種（経済産業大臣指定）に属する中小企業者であって経営の安定に支障を生じていると認められる中小企業者（最近3カ月間の平均売上高等が前年同期の月平均売上高等に比して10%以上（ ）減少している中小企業者。認定は市町村長等）

（ ）平成16年4月現在5%以上に緩和

保険の別枠利用

普通保険（2億円）、無担保保険（8,000万円）及び特別小口保険（1,250万円）について通常の付保限度額に加え、一般の付保限度額と同額の付保限度額が別枠で利用できます。

保険条件の優遇

保険料率を通常の約3分の2に引き下げることとし、普通保険のてん補率を10%引き上げて70%から80%とします。

中小企業倒産防止共済制度

中小企業倒産防止共済法（昭和52年法律第84号）

取引先企業の倒産によって売掛金債権等の回収に支障を生じるなどした中小企業者が、積み立てた掛金の額に応じて無担保、無保証人で共済金の貸付けを受けることができる中小企業倒産防止共済制度の運営等について定めている法律です。

制度の概要

中小企業倒産防止共済制度は、取引先企業の倒産の影響によって、連鎖倒産したり、著しい経営難に陥るなどの事態を防止するための共済制度です。

6月以上掛金を納付している契約者は、万一取引先企業に不測の事態が生じ、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合に、回収が困難となった売掛金債権等の額と掛金総額の10倍に相当する額とのいずれか少ない額の範囲内（最高3,200万円まで）で無担保、無保証人、無利子で貸付けが受けられます。ただし、貸付けを受けた場合は貸付けを受けた額の10分の1に相当する額が掛金から控除されます。詳細のお問い合わせにつきましては、(独)中小企業基盤整備機構へお願いします。

第6章 小規模企業対策

中小企業の中でも特に零細な小規模企業（常時使用する従業員の数が20人以下の企業、商業・サービス業では5人以下の企業）に対しては、きめの細かい経営指導が行われているほか、特別な融資制度や事業主のための共済制度が設けられています。

1. 商工会・商工会議所を通じた施策

経営改善普及事業

商工会、商工会議所は、経営改善普及事業として、経営指導員等を設置し、小規模事業者に対し、個別相談・指導を実施し、また、税理士会とも協力して税務に関する指導を実施しています。一方、近年地域経済の活性化と小規模事業者の経営の改善発達を一体的に行っていく必要があること、産業構造の変化、技術革新の進展に伴い、経営資源が高度化していること、小規模事業者が持ち前の機動性を発揮して事業を展開することが必要となってきたこと、経営改善普及事業も個別の相談・指導を中心とした体系から地域振興事業の実施、専門指導体制の拡充、後継者育成等の人材能力開発の推進、創業に関する支援等をも含めた多面的な体系へ変化しています。

基盤施設事業

小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業を従前にも増して推進するために、平成5年に「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援促進法）」を制定しました。この中で、高い公益性を有する地域の総合経済団体であって、長年にわたり経営改善普及事業の実績を通じて小規模事業者の実態に精通している商工会・商工会議所を、小規模事業者の経営の改善発達を総合的に支援する主体として位置付け、これらによる事業の共同化等に寄与する施設を設置する事業（基盤施設事業）等に対して支援措置を講じることとなりました。

基盤施設事業は、直接的に小規模事業者の経営基盤たる施設の近代化を促進するとともに、事業の集団化、共同化等による経営の効率化、近代化の促進について小規模事業者が経験的学習を積む機会を提供することにより、その経営能力を向上させ、併せて地域商工業の総合的な改善発達に寄与することを目的とした事業です。事業内容は、小規模事業者の事業の集団化、共同化等に寄与する施設を商工会等が自ら又は商工会等の指導及び助言を受ける者（会社、公益法人を想定）が設置・運営する事業で、具体的な施設は、次のとおりです。

共同工場、共同店舗等の小規模事業者の事業活動の場となる施設

展示場、研修施設等の小規模事業者の事業活動を支援する施設

多目的ホール、駐車場等の小規模事業者の集客力向上に資する施設

なお、「小規模事業者支援促進法」の認定を受けた基盤施設計画に基づいて基盤施設事業を実施する際に、次のような各種支援措置が受けられます。

さらに、商工会等が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業（経営改善普及事業又は基盤施設事業）と連携して実施される、小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓等に寄与する連携事業を、連携計画に基づいて商工会等以外のものが実施する際にも、中小企業信用保険法の特例措置が受けられます。

2. 小規模企業者のための金融

小企業等経営改善資金融資（マル経）制度

貸付対象者

小企業者等に係る融資対象要件

(ア) 従業員規模等の要件

㊦ 常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては2人以下、製造業その他にあっては5人以下の企業（小企業者）

㊧ 常時使用する従業員が商業・サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の小規模企業者であって小企業以外の者で、その経営内容が小企業者と同様の実態にある者（小企業者に準ずる者）

(イ) 原則として6ヵ月以前から、経営指導を受けている者であって、経営指導員による経営指導に基づく設備、施設の近代化・販売方法の改善、その他の経営又は技術の改善のために必要な資金を借り入れようとする者であること。

借入残高が550万円を超える者については、必ず6ヵ月以上の経営指導が必要です。

(ウ) 最近1年以上同一会議所等の地区内で事業を行っている者であること（ただし、他の会議所等の地区から移転の場合は営業期間を通算できる）。

(エ) 所得税、法人税、事業税又は都道府県民税若しくは市町村民税（均等割を含む）について、納期限の到来している当該義務納税額（延納又は納税猶予に係る税額を除く）をすべて完納している者。

(オ) 会議所等が経理内容を確実に把握できる者。

(カ) 担保又は保証について余力があり、他の金融制度の利用が明らかに可能である者でないこと。

(キ) 商工業者であり、かつ国民生活金融公庫の非融資対象業種等に属していない者。
生活衛生関係営業者（飲食店、喫茶店、食肉・食鶏肉販売業、冰雪販売業、理容業、美容業、興行場営業、映画館、演劇場、演芸場、旅館業、浴場業、クリーニング業）については、運転資金のみ御利用頂けます。

貸付条件

貸付限度額：550万円

ただし、平成16年度末までは、別枠として450万円の上乗せを実施し、最大1,000万円まで貸付可能。

貸付金利：長期プライムレート - 0.3%（年1.35% 平成16年3月10日現在）

貸付期間：設備資金6年以内、運転資金4年以内

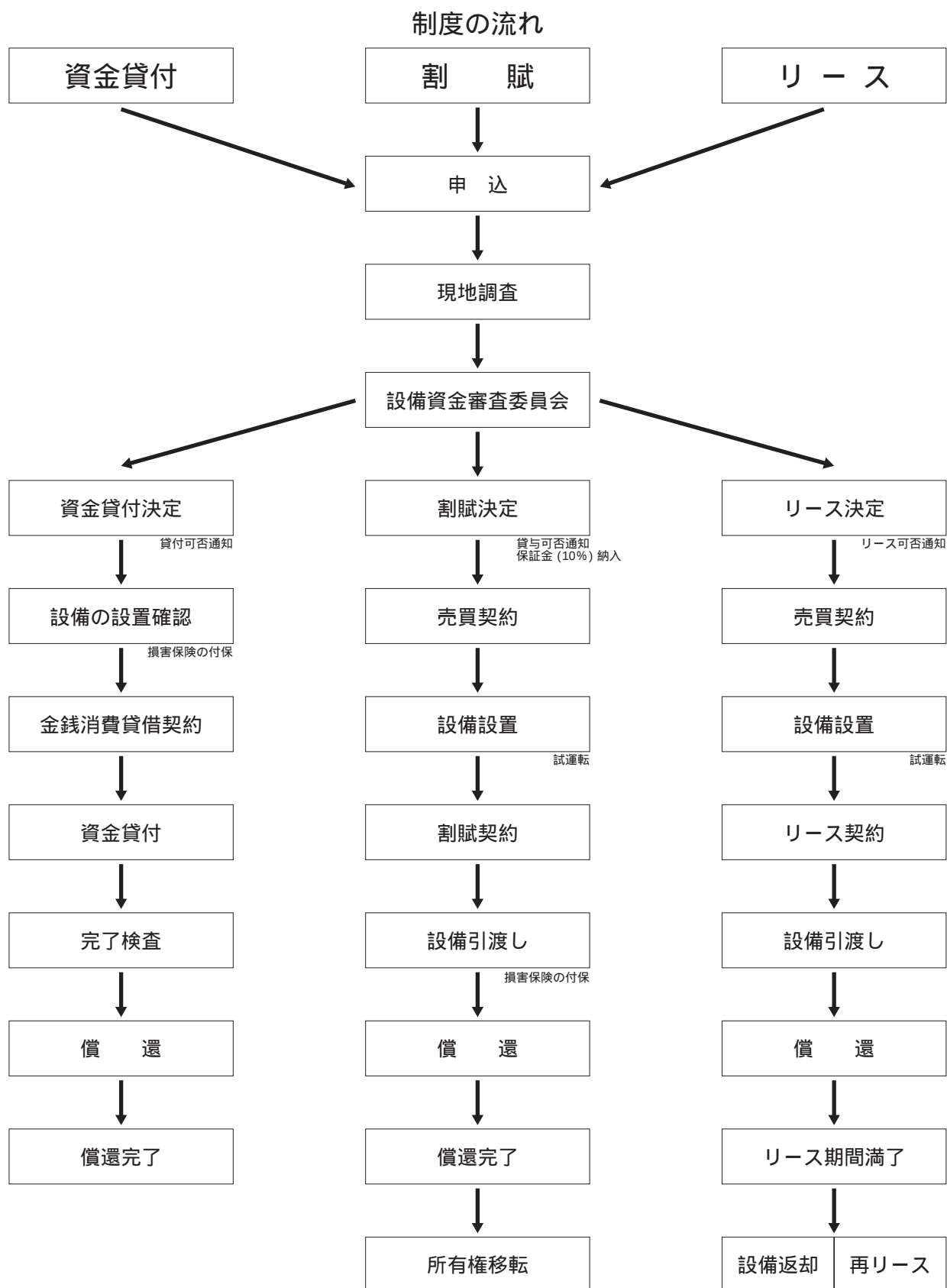
ただし、平成16年度末までは、設備資金7年以内、運転資金5年以内

据置期間：6ヵ月以内

担保等：無担保・無保証人

《問い合わせ先》 主たる事業所の所在する地区の商工会、商工会議所、国民生活金融公庫各支店

3. 設備資金貸付制度・設備貸与制度（財石川県産業創出支援機構）



(1) 設備資金貸付制度

この制度は、小規模企業者や未操業者・操業後1年未満の皆様方が創業並びに経営基盤の強化を図るうとするために必要な設備資金を長期・無利子で貸付するものです。

制 度 の 概 要

設備資金貸付制度（国の制度）	
対 象 業 種	原則として指定なし ・ 性風俗特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種は対象外
対 象 設 備	原則として指定なし ・ 県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・ 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外
従 業 員 数	50人以下 共通事項を参照
貸 付 限 度 額	- 一般の企業 50～4000万円 - 未操業または操業後1年未満の企業 25～4000万円 - 操業後1～5年未満の企業 50～6000万円 - 経営革新支援法等の認定計画による場合 66～6000万円
貸 付 割 合	設備購入代金の1/2以内 経営革新支援法等の認定計画による場合は2/3以内
貸 付 利 息	無利子
貸 付 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） 購入設備の耐用年数により3～7年 ただし、公害防止設備等は、6～12年
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：3名以上（うち第三者1名） 個人：2名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる
担 保	貸付金額1,000万円以上、譲渡担保に適さないものは300万円以上その他必要に応じ設定 貸付対象設備を譲渡担保とさせていただきます
損 害 保 険 の 付 保	原則として損害保険を付保し、質権を設定し、その証券を当機構に提出していただきます
固 定 資 産 税	借受人は、貸付設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません
そ の 他	抵当権設定費用などの貸付に係る一切の費用は借受人の負担となります

共通事項 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。
金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が3億円以下であること。
最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
出資総額の1/3を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

(2) 設備貸与制度

設備貸与制度には、国による「設備貸与制度（割賦・リース）」と石川県による「モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度（割賦）」があります。

この制度は、当機構が中小企業者や未操業者・操業後1年未満の皆様方が希望される設備を現金一括払いで購入し、これを長期・低利で割賦（完済後に所有権を移転）又はリースするものです。

制 度 の 概 要

1. 割賦

	設備貸与制度（国の制度）	モノづくり再生・経営革新企業 設備貸与制度（県の制度）
対 象 業 種	原則として指定なし ・ 性風俗特殊営業に該当する業種や公序良俗等の観点から対象とすることが適当でないと認められる業種は対象外	
対 象 設 備	原則として指定なし ・ 県内に設置し、自己の企業で使用する設備（中古も可） 中古設備の申し込みに関する詳細はお問い合わせください ・ 土地・建物・物品賃貸業の賃貸用物品等は対象外	
従 業 員 数	50人以下 共通事項を参照	中小企業（中小企業基本法に定義されたもの） ・ 製造業は300人以下 ・ 卸売業・サービス業は100人以下 ・ 小売業は50人以下
割 賦 限 度 額 （ 消 費 税 込 み ）	100万円～6,000万円以下 （未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下）	
保 証 金	設備価格の10%	
割 賦 損 料（利 息）	年2.75%（実質金利 2.0～2.25%）利子補給（一般分0.5%、IT分0.75%）が受けられる	
割 賦 期 間	7年以内（うち据置期間半年または1年） 購入設備の耐用年数により3～7年 ただし、公害防止設備等は6～12年	
償 還 方 法	「年賦」「半年賦」「月賦」のいずれかにより、均等償還（返済）	
連 帯 保 証 人	創業1年未満（未創業者を含む） 法人：2名以上（うち第三者1名） 個人：1名以上（第三者1名） 創業1年以上 法人：2名以上 個人：1名以上 本年度で（貸付・割賦・リース）の利用額1,000万円以下の場合は法人・個人とも1名以上 不動産担保価格が十分な場合は、同居親族および企業内の者を連帯保証人として扱うことができる	
担 保	必要に応じて設定させていただきます	
損 害 保 険 の 付 保	貸与期間中借受人は、当機構を受取人として指示する損害保険を付保し、保険証書を当機構に提出していただきます	
固 定 資 産 税	借受人は、貸与設備に係る固定資産税の納税義務者となる旨を申告し、税を負担しなければなりません	
設 備 の 所 有 権	設備代金が完納された時は、設備の所有権を借受人に譲渡します	
そ の 他	抵当権設定費用などの貸与に係る一切の費用は借受人の負担となります 割賦限度額を超える場合は、2割を限度として、その超過分を前納していただきます	

共通事項 従業員21～50人（商業・サービス業は6～50人）の特認企業については次のいずれにも該当すること。
金融機関（金融機関とは都市銀行、地方銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等をいい、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、信用金庫、信用組合等は除きます。）からの借入残額（長期・短期合計）が3億円以下であること。
最近3事業年度の平均経常利益が3,500万円以下であること。
出資総額の1/3を中小企業者以外の事業者が所有していないこと。

2. リース

リース制度（国の制度）	
対 象 業 種 対 象 設 備	原則として指定なし ・ 設備貸与制度（割賦）に同じ
従 業 員 数	50人以下 共通事項を参照
リ ー ス 限 度 額 （ 消 費 税 込 み ）	100万円～6,000万円以下 （未操業・操業後1年未満の企業は50万円～3,000万円以下）
リ ー ス 期 間	3～7年（下記別表のとおり）
月 額 リ ー ス 料 率	3.006〔3年〕～1.408%〔7年〕（下記別表とおり）
支 払 方 法	前払リース料はなし リース料は、毎月定額支払
連 帯 保 証 人	設備貸与制度（割賦）に同じ
担 保	設備貸与制度（割賦）に同じ
そ の 他	設備貸与制度（割賦）に同じ
固定資産税、損害保険料はリース料の中に含まれていますので、めんどろな手続が不要であり、リース料は税法上経費（損金）として処理できます	

別表

法定耐用年数	リース期間	月額リース料率
4～5年	3年（36カ月）	3.006%
5～7年	4年（48カ月）	2.312%
6～8年	5年（60カ月）	1.886%
7～11年	6年（72カ月）	1.609%
8～13年	7年（84カ月）	1.408%

月額リース料は、リース設備購入価格（消費税を含む）に、リース期間毎に定められた月額リース料率を乗じた額となります。
リース期間は、設置する設備の法定耐用年数により、別表のとおりとなります。

(3) 中小企業設備投資緊急利子補給金

平成16年度設備貸与制度・モノづくり再生・経営革新企業設備貸与制度を利用して、平成17年3月末までに設備を導入した企業に対し、石川県が割賦損料の一部として、一般分：0.5%，IT分：0.75%，モノづくり再生支援分：0.75%相当の額を助成します。

— お申込・お問合せは —

財団法人 石川県産業創出支援機構
設備資金課

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目20番地
石川県地場産業振興センター 新館
T E L (076) 267-1140 (直通)
(076) 267-1001 (代表)
F A X (076) 267-3622
U R L <http://www.isico.or.jp>
E-mail info@isico.or.jp

4. 延払いによる機械設備貸与制度のあらまし（石川県鉄工機電協会）

(1) 目的

この制度は、設備投資を行う機械金属、電気・電子関係企業及び協同組合等に対し、その計画が経営基盤の整備、確立に充分貢献し得るものとなるよう助言と指導を併わせた機械設備の貸与を行うことにより自主的な安定経営確立に寄与することを目的とします。

(2) 貸与対象企業

中小企業基本法に規定する中小企業者
協同組合等

(3) 対象機械設備

機械金属、電気・電子工業に関する生産設備とし、金属工作機械、金属加工機械、めっき、熱処理設備、電子応用機器及びこれらに類する設備であって、本制度の目的に即した新鋭機械設備（中古機械設備を除く）であること。

生産品の品質・性能向上のための試験・計測機器
協同組合等の場合は共同事業施設であること。

(4) 貸与対象機械設備等の限度額

一般枠

当該年度において一企業に貸与する機械設備等の合計額の限度は6,000万円とします。

特認枠

貸与対象機械設備1台の価格が6,000万円を超える機械設備等を貸与することが適当と認められる場合は、8,000万円を限度として貸与することができます。

一般枠及び特別枠の限度額を超えて貸与を受けるときは、その超える部分を前納していただきます。

一企業当たりの貸与制限額

一企業当たりの貸与制限額は、新規貸与額及び既存貸与残額を含め1億6,000万円とします。

(5) 貸与期間

貸与の期間は、原則として7年以内です。

(6) 償還方法

1年以内据置で、原則として4カ月毎（7月1日・11月1日・3月1日）の元金18回均等償還とします。

(7) 保証金（頭金）

貸与対象機械設備等の価格の10%相当額を保証金（頭金）として貸与契約締結時に納入していただきます。

(8) 貸与料（利息）

貸与額の返済が完了するまで、貸与額残高に対し小規模企業者等設備導入資金助成法（平成11年法律第222号）の中小企業設備貸与事業に基づく貸与利率と同率を乗じて得た額を貸与料として賦払い期間の当初に納入していただきます。

(9) 保証人

連帯保証人

個人企業の場合は、2名以上、原則としてうち1名は同居親族以外の者

法人企業の場合は、代表者を含め2名以上、原則としてうち1名は同居親族以外の者

協同組合の場合は、理事全員の連帯保証が必要です。

(10) 所有権の移転

貸与額及びその他の納入すべき金額をすべて完納したときは、貸与対象設備等の所有権は借受人に帰属します。

5. 小規模企業共済制度

小規模企業共済制度の概要

(1) 小規模企業共済法（昭和40年法律第102号）

小規模企業は経営基盤が弱く、経営が絶えず不安定な状況に置かれており、廃業等の場合に、その後の生活の安定や事業の再建などのための資金をあらかじめ準備しておく必要があります。そのための共済制度としての小規模企業共済制度の運営等について定めている法律です。

(2) 制度の概要

中小企業に働く労働者の退職金については、昭和34年から中小企業退職金共済制度が設けられていますが、小規模企業の事業主についてはその対策がありませんでした。そのため、昭和40年に廃業後の生活安定資金又は事業再建資金として「小規模企業共済制度」が設けられました。

この制度は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の廃業（死亡を含む）、役員の退職等、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とした共済制度です。

事業運営は、(独) 中小企業基盤整備機構が、国からの出資及び補助を受け行っています。

加入のお申込みについては、お近くの金融機関、協同組合、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会等が取扱窓口となっています。



第7章 県内各市の中小企業施策

金 沢 市

商業振興関係

(1) 金沢市の中小企業のための融資制度

金沢市では、中小企業者の事業の経営安定、設備の近代化等に必要な資金など、低利・固定金利で便利な各種の融資制度を設けています。

(2) 金沢市の商業振興を図るための施策

金沢市では商店及び商店街振興のために次のことを行っています。

商店街施策

(ア) 商店街診断

商店街を総合的に診断します。

(イ) 商店街活性化巡回指導事業

専門指導員が商店街へ出向き、商店街が抱える問題についてアドバイスします。

(ウ) 商店街空洞化対策事業

商店街が空き地や空き店舗を借り上げ整備し、有効活用するための経費の一部を助成します。

(エ) 商店街の共同施設設置事業補助

商店街が独自で設置する、共同施設（街路灯・アーケード・立体駐車場・カラー舗装等）について助成します。

(オ) 商店街ビジョン策定推進事業補助

商店街が自ら作りあげる「商店街振興プラン」策定事業費に対し、助成します。

(カ) 商店街ふれあい推進事業

地域商店街が主催するイベントに対し助成します。

(キ) 商店街ＣＩ戦略推進事業

商店街がイメージ向上のため行うＣＩ戦略活動について助成します。

(ク) 中心市街地出店促進事業

中心市街地にある商店街の空き店舗へ出店される中小企業者に対し、家賃の一部を商店街を経由して助成します。

(ケ) 中心市街地生鮮食料品店出店促進事業

中心市街地において生鮮三品を中心とする食料品店の出店を促進させるため、小売商店や食料品スーパーの店舗改装費や家賃に対して助成します。

(コ) 中心市街地ファサード等整備事業

中心市街地にある商店街の統一コンセプトに沿ったファサード（店舗等の外壁）やショーウィンドーの整備費の一部を助成します。

(サ) 地域商店街経営改善モデル商店奨励事業

新たな商業展開を図り、地域コミュニティの中心となる可能性を持った商店（街）づくりの店舗の改装費に助成します。

(シ) ＩＴ活用事業

情報技術（ＩＴ）の活用に関する事業の展開等に対して助成します。

(ス) 商店街アメニティ空間整備事業

商店街の快適性・利便性向上を目指した設備の設置費及び購入費に対して助成します。

(セ) アートアベニュー賑わい創出事業

金沢駅から金沢21世紀美術館までの通りに面する地域においてアートを活かした店舗改装や新たな出店に対して助成します。

商業団体育成施策

中小企業組織化促進事業

商店街振興組合、事業協同組合を新たに組織化した団体について一定の条件の基に20万円を限度に助成しています。

(3) 金沢市における伝統産業の振興を図るための施策

金沢市では伝統的工芸品産業の振興のため次の施策を行っています。

(ア) 後継者の育成事業

(イ) 展覧会の開催補助事業

(ウ) 新商品開発、デザイン開発事業

(エ) 金沢工芸普及推進協会事業

工芸品普及啓発事業、アンテナショップの運営

そのほか、金沢市では、販路開拓のための各種見本市・物産展等に助成しています。

工業振興関係

(1) 金沢市の工業振興を図るための施策

工業立地促進施策

(ア) 工業立地にかかる助成と融資

条例に基づき、市内での工場立地・高度化について助成します。

また、本市産業構造の多様化に資す新規産業を導入するため、金沢テクノパークを造成し、その企業誘致活動を行っています。

一般地区

区 分		研 究 所 ・ 先 端 産 業	そ の 他 製 造 業
対 象	対象業種等	研究所等の特定事業所 高度技術製品製造工場	一般製造工場 (付帯物流施設含む)
	地区指定	工専、工業、準工 (特定事業所は指定なし)	工場適地
	対象物件	土地、建物・設備(既存工場の取得を含む)、新規雇用(助成のみ対象)	
助 成	助 成 基 準	土地 3,000㎡以上 建物 1,000㎡以上 または 投下資本 1 億円以上 従業員 10人以上	土地 3,000㎡以上 (安原異業種工業団地を除く) 建物 1,000㎡以上 従業員 10人以上
	立 地 助 成	土地 20% 建物・設備 5% または投下資本額の10% 特認の場合 3 億円限度	土地 20% 建物・設備 5% 2 億円限度 特認の場合 3 億円限度
	雇 用 助 成	上記対象工場等の新規雇用(市民 5 人以上)に対する助成 ・助成率 1 人につき20万円、限度額4,000万円(200人まで)	
	利 率	低利、固定金利(利率は変更することがあり、融資実行時点の利率を適用。)	
融 資	返 済 期 間	15年以内(ほか 1 年以内据置)	
	限 度 額	5 億円(総事業費の 3/4 以内)	
	対象となる事業	特定事業所、高度技術製品製造工場の新設、増設 (投資額 5 千万円以上、従業員10人以上)	製造工場等の新設・増設

金沢テクノパーク

項 目	条 例 の 内 容	
対 象 業 種	高度技術産業、地域拠点産業	試験研究開発事業
助成対象内容	土 地、建 物、設 備、	新 規 雇 用
助 成 基 準	建物 1,500㎡以上 (増設は 1,000㎡以上) 従業員 10人以上	建物 1,000㎡以上 (増設は 1,000㎡以上) 従業員 5 人以上
助 成 率	土地 20% 雇用助成金	建物、設備 10%以内 新規雇用者(市民)× 50万円
限 度 額	土地、建物、設備 5 億円	雇用助成金 1 億円 合計 6 億円

- (イ) 安原異業種工業団地の分譲（第４次）
製造業を営む中小企業者のため、工場用地の分譲を行っています。
- ・分譲区画 ７区画（複数区画の申込みも可能）
 - ・区画面積 約760㎡～2,400㎡
 - ・分譲単価 １㎡当り56,700円，57,700円
 - ・融資制度 企業立地促進資金の利用可能
- (ウ) いなほ工業団地の分譲（第１期）
製造業及び運輸業を対象に、工業用地の分譲を行っています。
- ・分譲面積 1.0ha（4.8haのうち、3.8ha仮予約済）
 - ・区画面積 オーダーメイド方式
 - ・分譲開始時期 平成17年春
 - ・助成と融資（１）（ア）による
- 分譲価格調査中
- (エ) 市内工業団地の再整備
工場敷地内の緑化事業の助成、その他工業団地の再整備を行っています。
- 経営指導施策
金沢市では、工場経営の近代化、合理化を目的として次の事業を行っています。
- (ア) 機械金属工業経営相談室設置事業
- (イ) 金沢市工業団地連絡協議会活動事業
- (ウ) 企業革新指導事業
- (エ) 中小企業支援コーディネーター事業
- 産学連携推進対策
中小企業の技術の向上を図るため、産学関係者の連携による次の事業を行っています。
- (ア) 産学連携運営委員会運営事業
- (イ) 技術開発ゼミナール開設事業
- (ウ) 金沢型産業活性化研究開発事業
- (エ) 新製品技術開発促進事業
- (オ) 産業廃棄物調査研究事業
- 新分野開拓受注促進施策
中小企業等の自社製品について海外販路の開拓を支援するため次の事業を行っています。
- (ア) 国際見本市出展促進事業
- (イ) I S O認証取得支援事業
- (ウ) 新製品販路開拓推進事業
- 新製品開発促進施策
- (ア) 産業発明奨励事業
- (イ) 新製品技術開発促進事業
- (ウ) 優秀新製品開発奨励事業
- I T化促進施策
- (ア) I Tビジネス推進会議設置事業
- (イ) S O H O事業まちなか集積促進事業
- (ウ) I Tビジネスフロンティアセミナー開催事業
- (エ) 中小企業I Tビジネス大賞奨励事業
- 異業種研修会館
- (ア) 異業種研修会館
中小企業者の研修または交流の場として、お気軽にご利用下さい。
- ・場 所 金沢市打木町東1400（第４次安原異業種工業団地内）
 - ・概 要 第１～４研修室，情報化研修室，相談室，展示ホール
 - ・開 館 日 毎週月～日曜日の午前９時から午後９時まで
(12/29～1/3は休館)

- ・利用料金 あり
 - ・申込方法 利用日の6カ月前から電話受付 (076 - 240 - 1934)
- ITビジネスプラザ武蔵
- IT関連の起業家支援, マルチメディアスタジオを活用し映像デザイン関連の人材育成を図ります。
- ・場 所 金沢市武蔵町14番31号 (めいてつエムザ4～6階)
 - ・概 要 ビジネスルーム, ビジネスブース, マルチメディアスタジオ, 編集室, 情報化研修室, 研修室, 交流室
 - ・開 館 日 毎週月～日曜日の午前10時から午後10時まで
(12/29～1/3は休館)
 - ・利用料金 あり
 - ・申込方法 利用日の前日の6ヶ月前から電話 (076 - 224 - 6340) にて予約受付

労働関係

勤労者の皆さんが安心して働けるようにと、金沢市では雇用促進と勤労者の福祉向上などに各種の奨励金制度や融資制度を設けています。

—— 労働福祉の諸制度のご紹介 ——

- (1) 金沢市高年齢者雇用奨励金制度
国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)
高年齢者 (60歳以上65歳未満) 1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、
1年目は支払賃金の月額1/5 (22,000円限度), 12ヵ月
2年目は1/10 (11,000円限度), 12ヵ月
- (2) 金沢市中高年齢者雇用奨励金制度 (平成16年10月をもって制度終了)
国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)
中高年齢者 (45歳以上60歳未満) 1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、
支払賃金の月額1/6 (18,000円限度), 6ヵ月
- (3) 金沢市障害者継続雇用奨励金制度
国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。
(市内居住者のみが対象)
障害者1人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、24ヵ月
国の助成金の支給期間が1年6か月 (重度) の場合、支払賃金の1/3 (24,000円限度)
1年 (軽度) の場合、支払賃金の1/3 (月額22,000円限度)
- (4) 金沢市中高年齢者等職業訓練奨励金制度
公共職業能力開発施設等において、職業訓練を受講し、技能を修得しようとする者で、本市に1年以上引き続き居住している30歳以上の者または障害のある人で15歳以上の者に次のとおり奨励金を支給します。

訓練期間	1 年 の 場 合	100,000円
"	6ヵ月以上1年未満	50,000円

- (5) 有料職業紹介事業者利用助成金制度
中小企業が民間職業紹介事業者を利用して、非自発的離職者を雇い入れた場合、その紹介手数料の一部を助成します。
 - ・助成対象 30歳以上の65歳未満の非自発的離職者を常用雇用した事業主
 - ・対象業種 専門、技術、管理的、事務、販売、サービスの職業に限定
 - ・助 成 額 30万円限度
 - ・対象期間 雇い入れから6ヶ月経過 (常用労働者として定着) し、有料職業紹介事業者へ紹介手数料

料の支払いを完了した後

(6) 金沢市若年者安定雇用促進奨励金制度

国の若年者トライアル雇用事業を活用し、引き続き若年者を常用雇用に移行した事業主に対し奨励金を支給します。

- ・対象者 国のトライアル雇用事業を活用し、若年者安定雇用促進奨励金の支給対象とされた者の内、金沢市内に居住する30歳未満の若年者を常用雇用に移行して、引き続き雇用している事業主。
- ・支給条件 トライアル雇用終了後、常用雇用に移行してから最初の3か月について、1か月あたり25,000円を支給する。

(7) 金沢市勤労者住宅建設資金融資制度

住宅に困窮している方で、市内に住宅を新築するか、一戸建新築住宅、新築マンション、一戸建中古住宅（築後10年以内）を購入する方で下記の条件を満たす方に次のとおり融資を行います。

融資の対象者

- (ア) 事業主に常時雇用されている方
- (イ) 金沢市に居住している方または居住しようとする方
- (ウ) 貸付金償還が確実である方（月収が金沢市の毎月返済額の6倍以上ある方、ただし、居住家族に収入が有る場合、合算できる。）
- (エ) 連帯保証人が2人以上いるか、または石川県労働者信用基金協会の保証が受けられる方

融資の内容

- (ア) 融資限度額 1,000万円
- (イ) 融資年率 年3.5%（利率は変更することがあり、申込時点の利率が適用されますので、ご確認下さい。）
- (ウ) 償還期間 25年以内。ボーナス償還との併用も可

融資の対象となる住宅

床面積50㎡（約15坪）以上～280㎡（約85坪）以下の住宅

(8) 金沢市勤労者小口資金融資制度

教育費、医療費、住宅改造費、その他生活費にご利用下さい。

融資の対象者

- (ア) 市内に引き続き1年以上居住しかつ同一事業所に1年以上勤務している方
- (イ) 市の指定する信用保証協会の債務保証を受けること

融資の内容

- (ア) 融資限度額 100万円
- (イ) 融資利率 年2.55%（金融情勢により変動することがありますので取扱金融機関でご確認下さい。）
- (ウ) 償還期間 3年以内

(9) 金沢市勤労者育児休業等生活資金融資制度

育児休業や介護休業を取得した勤労者の方に、生活資金を融資します。

融資の対象者

- (ア) 金沢市内に住所のある方
- (イ) 事業所に勤務する勤労者のうち育児休業等をし、またはしようとする勤労者で、育児休業等の期間終了後に復職することが確実な方
- (ウ) 市税を完納している方
- (エ) 返済能力を有する連帯保証人1人を付することができる方

融資の内容

- (ア) 融資限度額 1人100万円
- (イ) 融資利率 年1.05%（金融情勢により変動することがありますので取扱金融機関でご確認下さい。）
- (ウ) 償還期間 5年以内（借入額が50万円以下の場合は、3年以内）

(10) 金沢市未組職労働者信用保証料補給金制度

金沢市に居住する未組織労働者が北陸労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の

債務保証を受けることとなりますがその際の保証料を金沢市が補給します。

区 分		補給期間	債務 保証 限 度 額	保証料率
生活資金	有 担 保	5 年以内	3,000万円	0.15%
住宅資金	有 担 保	5 年以内	3,000万円	0.15%

(注) この場合の「未組織労働者」とは
職場に労働組合のない労働者又は労働組合があっても、労働組合の保証が得られない労働者
をいいます。詳しいことは石川県労働者信用基金協会 261-4347へおたずねください。

《新たな助成金制度》

金沢市母子家庭の母等雇用奨励金

国の特定求職者雇用開発助成金の支給対象者を引き続き雇用する事業主に対し奨励金を支給します。

(市内居住者のみが対象)

母子家庭の母等 1 人につき、国の助成金の支給対象期間の満了した月の翌月から、

1 年目は支払賃金の月額 1/5 (22,000円限度)、

2 年目は 1/10 (11,000円限度)

紹介予定派遣利用促進助成金

紹介予定派遣制度を利用し、派遣社員を常用雇用に転換しようとする際必要となる紹介手数料の一部を助成します。

- ・助成対象 派遣期間終了後、派遣社員を常用雇用した事業主
- ・助 成 額 手数料の 1/5 (3 万円限度)

加 賀 市

(1) 加賀市の制度融資について

加賀市では、中小企業者の事業の設備投資や経営の安定、並びに勤労者の福祉増進・生活安定を図るため、原資の一部としての資金を取扱金融機関に調達してもらい、その調達コストに見合う分を利子補給し、取扱金融機関は、これに自己資金を加える各種の制度融資を行っています。

(2) 商工業の振興を図るための支援

加賀市では、商工業振興事業に対して必要な経費の一部補助を行っております。

(ア) 商工業振興奨励事業に係る補助

- ㊦ 市場、動向、意識、事業高度化等の調査
- ㊧ 物産展、展示会等の開催
- ㊨ 製造等の技術、技法の開発
- ㊩ 中小企業相談所の開設
- ㊪ 新商品開発に係る助成

(イ) 商工業組合強化事業に係る補助

- ㊦ 商工業組合の業務施設の新築及び増改築工事費（主たる建物に限る）

(ウ) 商工業人材育成事業に係る補助

- ㊦ 通信教育の受講に要した経費
- ㊧ 創業等に要する経費

(エ) 商業活性化推進事業に係る補助

- ㊦ 緑化施設、街路灯、駐車場など公衆利便施設の整備工事費及び借上げに要する経費
- ㊧ ソフト事業に要する経費
- ㊨ 空き店舗の改装及び借上げに要する経費
- ㊩ 商店街統一コンセプトに基づく外装等に要する経費

(オ) 活性化モデル商店街支援事業

石川県が活性化モデル商店街支援事業の対象商店街として認定した商店街又は連合組織が行う活性化事業に要する経費

(カ) 商業集積推進奨励事業に係る補助

商業団体の80%以上の参加により、消費者の利便及び地域商業の集積を図るためのサービス情報の処理等（例：スタンプカード化事業など）を行う設備の整備に要する経費

(キ) 商工業国際標準規格等認証取得奨励事業

I S O 14001の認証取得に要した審査登録料

(ク) 商工業経営安定強化事業に係る補助

中小企業倒産防止共済法に規定する共済契約に基づく掛金。

(ケ) 商工業退職金制度加入奨励事業に係る補助

中小企業退職金共済法または所得税法施行令に規定する退職金共済契約に基づく掛金

加賀市では、産業の健全な発展や雇用の増大を図ると共に、工場立地の基盤の開発・整備並びに立地環境の保全を行っております。

＊ 加賀市における企業立地の促進並びに中小企業高度化事業に係る助成及び融資制度

補助金	対 象	製造業者・物流加工業	研究所、ソフトウェア業、情報処理・サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業	高度化事業
	条 件	・新規に雇用する従業員及び加賀市に転入する従業員を合わせた数が5人以上（常時使用することとなる、加賀市に住所を有する者） ・投資額 1億円以上		
	対象経費	・用地の取得費用 ・用地造成費、建設費、設備費		事業費
	率・制度	工場適地、公害防止のための移転の場合 ・用地取得費の10%（3,000㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合） 1億円以内 ・用地造成費、建設費、設備費の5% 2億円以内 その他の用地の場合 ・用地取得費の5%（3,000㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合） 1億円以内 ・用地造成費、建設費、設備費の2.5% 2億円以内	・用地取得費の10%（1,500㎡以上の用地取得後、3年以内に操業開始の場合） 1億円以内 ・用地造成費、建設費、設備費の5% 2億円以内	5% 2億円以内
	便宜供与	補助金に替えて道路及び用排水路を整備し、又は公害防除施設を設置することができる。		
融資	条 件	助成条件に同じ		
	限 度	（用地の取得及び造成に要する資金＋建物、設備等の取得に要する資金〔＝事業費〕） × 2/3 （3億円以内）		事業費 × 2/3 （3億円以内）
	期 間	10年以内（据置2年以内）		
	利 率	市長の定める額		

加賀市では、市内の事業所に勤務する九谷焼技能後継者に対し、奨励金を支給（１人50,000円）しています。

加賀市では、「石川ブランド優秀新製品」等、各種展示会等で優秀と認められた新製品・新技術を開発された市内中小企業者に対して表彰し、奨励金を交付します。

(3) 観光産業の振興を図るための支援

加賀市では、観光産業の振興を図るために、次の支援を行っています。

(ア) 観光行事助成事業に係る補助

⑦ 法人又は団体が催す祭礼等の行事に要する経費

(イ) 観光施設整備事業に係る補助

⑦ 市が管理する以外の史跡、名勝地等の整備に要する工事費

(ウ) 鉱泉源保護施設整備事業に係る補助

⑦ 鉱泉源等施設の整備工事費

⑧ 鉱泉源等施設の維持管理費

(エ) 観光宣伝事業に係る補助

⑦ 出向宣伝、ポスター作成費及びテレビ宣伝に要する経費

(オ) 大会等誘致事業に係る補助

⑦ コンベンションの開催に要する経費

(4) 勤労者の保護、育成を図るための支援

加賀市では、勤労者福祉活動の推進、及び勤労者福祉施設の整備を図るために、次の支援を行っています。

(ア) 勤労者福祉施設整備事業に係る補助

⑦ 勤労者福祉施設の新築、増改築、又は修繕工事費

⑧ 直接事業の用途に供する設備備品購入費

(イ) 労働団体施設整備事業に係る補助

⑦ 労働団体の事務、集会に用する施設の新築、増改築又は修繕工事費

(ウ) 勤労者福祉向上事業に係る補助

⑦ 労働時間、労働条件の改善等に関する調査研究費

⑧ 講演会、研究会、大会等の開催経費

加賀市では、職場に労働組合のない労働者（未組織労働者）が石川県労働金庫から住宅資金を借り入れる際、信用保証料の補給（５年間）を行っています。

市内の離職者を新たに雇い入れる事業所に助成を行っています。

市内の母子家庭の母を短期雇用後、職業訓練を経て常用雇用に転換した事業主に助成を行っています。

小 松 市

(1) 小松市制度金融

市は、原資の一部としての資金を取扱金融機関に調達してもらい、その調達コストに見合う分を利子補給します。取扱金融機関は、これに自己資金を加えて市内中小企業に資金を融資し、設備の近代化や経営の安定化を促すことにより、本市産業の発展に寄与することを目的としています。

(2) 工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する助成制度

小松市における工場立地及び中小企業構造の高度化を促進することにより雇用機会の拡大を図るとともに、小松市産業の健全な発展と市民福祉の向上に寄与するために次のような助成を行っています。

対 象 業 種	製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設、情報処理・提供サービスを行う事業所（コールセンター等）及び物流施設（物流のアセンブリ業務を擁する施設をいう。）の事業に供するもの。		
対 象 物 件	土地取得及び要した造成費 工場建設及び機械設備費		
地 区 指 定	工場立地法の規定により工場適地 市造成の工業団地・産業団地・工業用地及び特に市長が認める地区。		
立 地 助 成 金	対 象 要 件	「大規模工場」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地5,000㎡以上 工場1,500㎡以上 操業時新規雇用10人以上 用地取得後3年以内に操業	「中小企業者」対象 用地取得を伴う工場の新・増設 土地1,000㎡以上5,000㎡未満 工場300㎡以上1,500㎡未満 常時雇用者5人以上 (物流施設にあっては新規雇用が見込めるもの) 用地取得後3年以内に操業
	助 成 率	土地20%以内（1億円限度） [準工業地域は10%以内] 建物設備・機械設備費 5%以内（1億円限度） [準工業地域は2.5%以内]	土地5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内] 建物設備・機械設備費 5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内]
小松市土地開発公社から用地（工場適地に限る）を取得する場合は、事業規模等を考慮して別途助成する場合もあります。ただし、その額については、用地に係る立地助成金を算出する際には、取得に要した経費から控除します。			
設 置 助 成 金	対 象 要 件	「大規模工場」対象 既所有地を行う工場の新・増設 工場1,500㎡以上 操業時新規雇用10人以上	「中小企業者」対象 既所有地で行う工場の新・増設 工場300㎡以上1,500㎡未満 常時雇用者5人以上 (物流施設にあっては新規雇用が見込めるもの)
	助 成 率	建物設備・機械設備費 5%以内（1億円限度） [準工業地域は2.5%以内]	建物設備・機械設備費 5%以内（1,000万円限度） [準工業地域は2.5%以内]
高 度 化 促 進 助 成 金	対 象 要 件	中小企業総合事業団法施行令第3条に定める事業で、市長が認めるもの ・共同福利厚生施設 ・集団化事業等 ・工場アパート	
	助 成 率	高度化事業に要する経費のうち市長が認める経費 対象経費のうち ・共同福利厚生施設 10%以内 ・上記以外のもの 2%以内	
融 資	利 率	利率1.55%（平成15年6月1日現在）利率は変更になることがあります	
	返 済 期 間	融資期間 土地建物10年以内（うち据置期間1年） 設備 7年以内（うち据置期間1年）	
	限 度 額	1億円（投資額×2/3以内）	
	対 象 と なる 事 業	雇用効果の見込みのある対象業種の工場等の新設・増設	

(3) 産業育成研修制度

新しい産業の振興施策として、地域社会に貢献する人材育成を目的とし、一般市民を対象に産能大学等を通して通信研修を実施し、地域経済の活性化を目指しています。

・所定期間内に修了した人に対して受講料の5～8割を助成しています。

(4) 商工団体育成

商工団体の行う組合事業に対して補助金を交付し、その育成を図っています。

(5) 商店街施策

商店街振興組合等が、商店街活性化を目的に行う事業のうち、特に必要と認められるものに対して助成しています。

(6) 石川ブランド優秀新製品認定企業表彰

石川県機械工業見本市等において、「石川ブランド優秀新製品」と認められた市内中小企業に対して表彰し、奨励金を交付します。

(7) 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

市内の主たる事業所を有する中小企業者で、平成14年4月1日以降新規に中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度に加入し、市の定めた要件を満たす場合は、1年間に限り共済掛金の20%（限度額は、従業員1人当たり年額 12,000円）を助成します。

(8) 中高年齢者等職業訓練奨励金交付制度

県内の公共職業能力開発施設や小松市内の認定職業訓練施設において、3カ月以上の職業訓練を修了した者で、本市に1年以上引き続き居住している45歳以上65歳未満の者又は障害のある人に対して奨励金を交付する制度です。

(9) 小松市緊急就職者雇用支援事業費

小松市内に居住している中高年齢者（45歳以上60歳未満）を国の緊急就職者雇用開発助成金支給対象期間満了後も引き続き雇用した小松市内の事業主へ6ヶ月間、月額一人20,000円を支給します。

(10) 技能功労者表彰事業

永く同一の職業に従事し、他の模範となる技能者を表彰することにより、技能者の職業の安定と地位の向上を図ることを目的としています。

(11) 働く方達の生活安定資金

労働者生活資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のある方で、住宅資金で1億円、生活資金では、500万円が融資の限度となります。

労働者福利厚生資金融資制度

融資対象者は、労働組合組織のない方で、同様に住宅資金、生活資金の融資を行います。但し、住宅資金の限度額は7,000万円です。

勤労者小口資金融資制度

働いている者が、融資対象となります。限度額は100万円です。

勤労者育児・介護休業生活資金融資制度

育児・介護休業利用者に、休業期間中に必要とする生活資金を融資することにより、仕事と家庭との両立、継続就業を促進し、労働力の確保を図るものです。融資限度は、100万円です。

(12) 国際標準化機構規格認証取得支援事業費補助制度

市内に事業所及び工場等を有する中小企業者が国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証及び環境管理、監査の国際規格の認証取得に要する経費に対して補助金を交付します。（認証を取得した日から6ヶ月以内に補助金を交付すること）

・ISO9000シリーズ 限度額30万円

・ISO14000シリーズ 限度額50万円

(13) 小松市ものづくり交流団体活動促進事業

本市の中小製造業者の新製品・新技術・開発を促進するために、ものづくり交流団体が行う研究会等の開催に要する経費に対して補助金を交付します。対象経費の1/2以内とし、30万円を限度とします。

(14) 小松ブランド新製品等開発支援事業

今後成長が見込める医療・福祉・環境・情報通信等の分野における新製品・新技術開発を支援するため、本市の中小製造業者が行う販路開拓等に要する経費に対して補助金を交付します。対象経費の1/2以内とし、100万円を限度とします。

(15) 小松市中小企業設備投資促進助成金交付制度

（社）石川県鉄工機電協会の「延べ払いによる機械設備貸与制度」の設備投資又は（財）石川産業創出支援機構の「設備貸与制度」の機械金属設備貸与を受けている企業に対し、設備貸与を受けた日から3カ年の費用の一部（当該年度貸与料支払額×1.25／貸与年率、1年の限度額600千円）を補助します。

(16) 小松市常用雇用転換奨励金

非常勤等で雇用された母子家庭の母に研修・訓練を実施し、常用雇用に移行した後、引き続き6ヶ月間継続雇用した事業主に対し奨励金を支給します。母子家庭の母一人当たり30万円です。

松 任 市

(1) 中小企業等融資制度

松任市では、中小企業者の育成、勤労者の福祉増進及び雇用の拡大を図るため、各種の融資制度を設けています。

(2) 中小企業優秀製品開発者表彰

市内に事業所を有する中小企業又は団体において新製品又は加工技術を開発し、市内産業の振興と高度化に貢献した個人、法人又は団体を表彰します。

(3) 工場立地の促進に関する条例

本条例は、松任市における工場立地の促進を図るため、必要な助成措置を講ずるほか、工場立地の基盤の開発及び整備並びに立地環境の保全を行い、雇用の確保と産業の振興に資し、市民の福祉の向上を図ることを目的としています。

対 象 地 区		工場立地法の規定により工場適地とされた本市内の地区及び市長が特に認める地区
助 成 金	助 成 対 象	1. 用地については、2,500㎡以上であること。 2. 工場については、床面積1,000㎡以上で、用地取得後または賃貸開始後3年以内に操業を開始するもので製造業、先端技術産業・同関連ソフト産業、試験研究開発施設及び流通加工を伴う物流施設その他市長が特に認める事業であること。 3. 操業時に従業員を10人以上有するものであること。 4. 上記の1から3を満たす工場の操業開始前日90日から当該操業開始後1年までの間に、市内在住者を5人以上新規に雇用するものであること。
	助 成 内 容	1. 用地の取得及び造成に要した経費の5%以内で1億円を限度とする。 (市長が特に認めるときは、10%以内で2億円を限度とする。) 2. 工場の新增設に要した経費の5%以内で、1億円を限度とする。 3. 新規雇用市内在住者1人につき、50万円で1,000万円を限度とする。
融 資	融 資 対 象	1. 用地については、1,500㎡以上の土地であること。 2. 工場については、床面積500㎡以上で、用地取得後または賃貸開始後3年以内に操業を開始するもので、製造業その他市長が特に認める事業であること。
	融 資 内 容	1. 用地の取得、造成及び工場の新增設に要する経費の2/3以内で5億円限度 2. 利率 1.70% (平成16年4月1日現在) 利率は変更することがあります。 3. 融資期間 10年 (うち据置2年以内)

(4) 未組織労働者信用保証料補給制度

市内に居住する者(住宅資金については、市内に居住しようとする者も可)が北陸労働金庫より融資を受ける場合、石川県労働者信用基金協会の債務保証を受けることになるが、その際の保証料を市が補給する。

(5) 中小企業退職金共済制度加入促進助成金制度

市内に主たる事業所を有する中小企業者で、新規に中小企業退職金共済制度に加入する場合、1年間に限り共済掛金の20%(限度額は、従業員1人当たり年額12,000円)を助成する。

(6) 国際見本市出展事業奨励金制度

市内中小企業者などが海外市場の開拓と企業の国際化のため、国際見本市等への自社製品を出展する場合、対象経費の1/2以内(限度額30万円)で奨励金を交付する。

(7) 国際規格取得支援事業費補助制度

国際標準化機構が定めるISO9000シリーズ、14001の認証取得に係る経費に対して、30万円を限度に補助し、市内中小企業者の競争力向上を支援する。

(8) 中小企業設備投資促進助成金制度

市内に事業所を有する中小企業において、(社)石川県鉄工機電協会の「延払による機械設備貸与制度」及び(財)石川県産業創出支援機構の「設備貸与制度」の設備貸与を受ける場合、3年間に限り、その貸与料の一部を助成することにより、設備投資意欲の向上を図る。

(9) 育児休業代替要員確保等助成金交付事業

育児を行う労働者が安心して育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりの一環として、市内に居住する代替要員を確保し、さらに市内の育児休業取得者を原職等に復帰させた市内の事業主に対して、助成金を交付する。

(10) 緊急雇用促進奨励金制度

市内居住の解雇、倒産等、非自発的理由で離職を余儀なくされた者、または公共職業訓練等を受講した中高年齢者を常用労働者として雇い入れた市内に事業所を有する事業主に対し、奨励金を交付する。

(11) 融合化開発促進事業支援助成金制度

異分野の中小企業者がそれぞれの技術、知識を一体的に活用することにより、新製品の研究開発、新規事業分野を開拓する異業種グループに対して、20万円を限度に助成する。

羽 咋 市

(1) 羽咋市の融資制度

羽咋市では、市内中小企業者の経営安定及び事業資金として各種融資制度を行っています。

追認保証小口事業融資

商工会の会員又は商工会の経営指導を受けている中小企業者であって、常時使用する従業員が40人以内(商業又はサービス業は10人以内)の小規模企業者であること。

ただし、売上高が減少しているもので商工会が特に必要と認めたものは対象とし、県信用保証協会の保証を受けたうえで貸し出しされています。資金の使途は事業資金、限度額は1企業につき1,500万円。返済期間は運転資金5年以内、設備資金7年以内。利率、返済方法、担保等は金融機関の定めによる。

中小企業経営安定資金

商工中金に出資している事業協同組合、商店街振興組合等及びその組合員で商工中金を通じて貸し出しが行われ、運転資金10年以内、設備資金15年以内その他は金融機関の定めによる。以上中小企業の方々に対する融資制度がありますが詳細については、各金融機関、商工会へお問い合わせ下さい。

(2) 羽咋市の商工業振興にかかる助成制度

羽咋市商工業振興条例(市)

【助成対象要件】

(ア) 工場等の設置……製造業や情報サービス業、先端技術産業、流通関連業、試験研究所の事業所を新設または増設すること。

投下固定資産の総額(土地・家屋・償却資産)が1億円以上、かつ常用従業員をあらたに10人以上(増設の場合は5人以上)雇用すること。

(イ) 中小企業総合事業団法施行令に規定する高度化事業

【助成内容】

(ア) 投下固定資産の総額の10%(増設、高度化事業は5%)。(2億円限度)。

新規地元雇用者数×50万円(2,000万円限度)

(イ) あっ旋等の便宜供与

羽咋市国際規格認証取得支援事業

対 象 と な る 方	羽咋市に事業所を有する中小企業者
対象となる事業	国際標準化機構（ISO）が定めた品質保証および環境管理、監査の認証を取得するために必要な登録審査料 ISO 9000シリーズ ISO 14000シリーズのそれぞれにつき1回を限度とする。
申 請	認証を取得した日から30日以内
補 助 限 度 額	1回につき50万円を限度とする
問 い 合 せ	羽咋市商工観光課 TEL 0767 - 22 - 1118

(3) 羽咋市経営支援融資

中小企業者の経営安定と振興のため、事業資金の融資を行っております。

【ご利用いただける方】

羽咋市内に住所又は事務所を有し、原則として、1年以上継続して、同一の事業を営んでいる方で、市税を滞納していない者。

なお、最近3カ月間または6カ月間の月平均売上（生産）額が前年の同期の月平均売上（生産）額に比して、一定割合以上減少しているなど、経済状況が依存する産業の活動の低下により大きな影響をうけている方は、併せて利子補給金の交付を受けることも可能です。

【ご融資額】1事業所当たり運転資金1,000万円以内、設備資金1,500万円以内

【返済期間】運転資金 5年以内 ご希望により、1年以内の据置もできます。

設備資金 7年以内 ご希望により、1年以内の据置もできます。

【融資利率】1.70% ただし、毎年9月末日に利率を見直し、翌月より新利率を適用する。

【担保保証人】取扱金融機関所定による。

【信用保証】取扱金融機関所定による。

ただし、信用保証協会の倒産関連別枠保証扱いを受ける場合は、信用保証制度に基づく認定等が必要です。

【返済方法】元金均等返済

【利子補給額】融資額の1%以内

【申込期間】平成17年3月31日まで

【受付窓口】

1. 申込受付窓口は、取扱金融機関です。
2. 申込用紙及び倒産関連中小企業者の認定書用紙等は、市商工観光課・商工会及び取扱金融機関の窓口にあります。
3. 倒産関連業者の認定は取扱金融機関を通じて市商工観光課でいたします。
4. 申込用紙の記載要領は、市または商工会の窓口でもご相談に応じます。
5. その他、次の書類が必要となります。
 - (イ) 最近の決算書あるいは営業報告書（直近のもの）
 - (ロ) 印鑑証明（3か月以内）
 - (ハ) 住民票又は登記簿抄本（法人）
- (ニ) 倒産関連中小企業者の認定を受け、利子補給金を受けようとする方は生産額または取引額が減少していることを証するもの
- (ホ) その他金融機関所定の書類

【取扱金融機関】北國銀行羽咋支店、北陸銀行羽咋支店、興能信用金庫羽咋支店、のと共栄信用金庫羽咋支店

七 尾 市

(1) 七尾市の中小企業のための融資制度や施策

○ 中小企業者への融資

七尾市では、中小企業者の事業の経営安定、観光施設整備及び機械設備近代化等に必要な資金など各種の融資を行っています。

○ 商工団体への育成補助金

各商工団体の行う組合事業等に対して補助金を交付し、その育成をはかっている。

○ 地場産業に対する奨励

伝統的な地場産業に従事する後継者技能者で、長年精励していたり、画期的な発明、考案をした方に地場産業奨励賞表彰を行っている。

○ 七尾市における工場立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例

21世紀に若者が希望を持ち、生き生きとした産業都市づくりのための七尾市に進出される企業に必要な助成措置を講ずるとともに、既存中小企業の産業構造の高度化を促進させるための支援を行うものです。

本条例は、助成金と融資の二本柱で構成され、助成金・融資額については、それぞれ最高2億円までとなります。

区分	対 象 要 件	内 容	限度額
助 成 金	・用地は、2,000㎡以上を取得・造成 ・工場は、700㎡以上を新設、又は増設 ・用地取得後、3年以内に操業開始 ・新設にあっては、操業時に常用雇用の従業員を10人以上有する ・増設の場合は、経費に応じて従業員を、新たに増員すること。 ア 10億円以上は5人以上 イ 10億円未満3億円以上は3人以上 ウ 3億円未満は2人以上 ・中小企業総合事業団法施行令第3条第1項第1号から第4号までに掲げる事業のうち、市長の指定を受けたもの	・用地の取得及び造成費に要した経費の5%以内 ・新設、又は増設した工場建設・設備に要した経費の5%以内 工場適地である特定地域以外は、4%となる	1億円 1億円
	・用地は、1,000㎡以上を取得・造成 ・工場は、300㎡以上を新設、又は増設 ・用地取得後、3年以内に操業開始	・用地取得若しくは造成に要する経費、又は工場の新設若しくは増設に要する経費に3分の2を乗じて得た額	2億円

(2) 七尾市創業者支援補助金

○ 対象者

中小企業基本法に規定する小規模企業者で、次のいずれにも該当する者。

七尾市内に1年以上住所を有するもの、又は、市内に生活を営んでいた者が市外に1年以上転出し、再び市内に転入した者。

市税等の滞納がない者。

○ 補助対象経費

店舗建築費（内外装リフォーム含む）

営業車輛等流動資産購入費

資産計上する事務所に必要な備品費

開業に伴う広告宣伝費

○ 補助率

次の と を比較していずれか低い額とします。

補助対象経費に1/2を乗じた金額

上記の金額（限度額80万円）に加えて公共職業安定所の紹介により雇用された正社員で、6ヵ

月雇用される見込の者 1 人につき20万円を加算した合計

(3) 七尾市中小企業経営安定保証料補給金

○概要

市内中小企業者に対し、借入に伴う石川県信用保証協会に支払う保証料の一部を補給する。

○保証料補給金の額

借入金の保証料金額の30%を限度とする。

輪 島 市

輪島市の経済を取り巻く環境は依然として厳しく推移しているが、その中においても競争に強い中小企業を育成するとともに、企業経営の安定化と近代化を支援し、主産業である漆器と観光の振興を柱として、次の施策の推進を図っております。

(1) 中小企業のための融資制度

追認保証小口事業資金

使途...運転、設備 融資限度額...1,500万円

輪島市中小企業経営安定資金

使途...運転、設備 融資限度額...運転2,000万円、設備1,000万円

(2) 商工業の振興に関する支援制度

輪島市商業活性化推進支援制度

市内における商店街の賑わいと魅力を高めるため、商店街が実施する相乗効果の高い事業や空き店舗を活用して新たに小売業として開設する商業者を支援することによりまちの活性化につなげることを目的としています。

商店街対策

1. 空き店舗利用促進事業 改装費 (補助率 2/3 限度額500万円)
家賃補助 (補助率 1/2 限度額120万円)
2. 商店街魅力創出事業 ハード事業 (補助率 1/2 限度額500万円)
ソフト事業 (イベント開催)
単独 (補助率 1/2 限度額200万円)
共同 (補助率 2/3 限度額300万円)
3. 商店街情報化推進事業 (補助率 1/3 限度額100万円)
4. 商店街環境・リサイクル推進事業 (補助率 1/3 100万円)
5. モデル商店街バックアップ事業 (補助率 1/3 限度額100万円)

個店対策

1. 空き店舗利用促進事業 改装費 (補助率 1/3 限度額150万円)
家賃補助 (補助率 1/4 ~ 2/3 限度額80~30万円)
2. 業種業態転換事業 改装費 (補助率 1/3 限度額200万円)

輪島市中小企業等産業育成支援制度

既存企業や進出又は新規創業する中小企業等の育成を図り、雇用の拡大と地元定住の促進による地域の活性化につなげるため、輪島の資源を有効に活用した新商品の開発や販売促進等を支援します。

○新商品等研究開発費補助金

- ・新製品等の研究開発に要する経費 (補助率 1/2 限度額200万円)

○販売促進費補助金

- ・販路開拓を目的とする展示PR費 (補助率 1/3 限度額100万円)

○開設準備費補助金

- ・新規事業所開設に要する施設整備費 (補助率 1/2 限度額300万円)

○ITビジネスチャレンジ補助金

インターネット上のオンラインモール等に登録を行い、3カ月以上商売を行った事業主に対し、そ

の登録料の一部を助成する。

(補助率 1/3 限度額 5 万円)

中小企業振興助成制度

市内中小企業の協同組合等が行う、企業高度化事業に対し、助成または、補助金の交付を行います。

限度額：事業に投下した固定資産評価額の100分の 1

(3) 企業誘致の促進

輪島市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

助成対象要件

区分	投資額の総額	新規地元常用雇用者
工場、研究所、 物流施設、教育施設 及びその他施設	5,000万円以上	5人以上
観光施設	10,000万円以上	10人以上
観光施設再生	5,000万円以上	5人以上

助成率

○ 工場適地等での場合

新設.....100分の20 増設.....100分の10 再生.....100分の10

○ 工場適地等以外の場合

新設.....100分の15 増設.....100分の7.5 再生.....100分の10

○ 新規地元常用雇用者 一人あたり50万円加算

工場適地とは.....工場立地法による工場適地（輪島市臨空産業団地）とされた地区、臨海土地造成地及び市長が認めた地区

助成金の積算方法

投資額 × 助成率 (20 / 100 ~ 7.5 / 100) + 新規地元常用雇用者 × 50万円

限度額

1 億円（市長特認 2 億円）

(4) 漆器産業の振興

漆樹植栽事業の推進

昭和46年から60年まで、10万本の漆樹を植栽、その後も継続して毎年2,000本の苗木を無料配布し、漆樹の植樹を奨励し、漆器業者に国産漆の安定した供給を目指しています。

輪島漆器商工業協同組合の育成

輪島漆器商工業協同組合が行う、後継者育成事業、販路開拓事業等を助成しています。

後継者の育成 輪島塗技術後継者奨励金制度

月額50,000円/人 最長36カ月支給

輪島塗（木地、塗り）部門に新たに修行し、輪島塗製造技術を習得しようとする40歳以下の人を雇用した事業主に対して支給されます。

(5) 観光産業の振興

公営海水浴場、公園、遊歩道、駐車場等、観光用施設の整備、千枚田並びに間垣等の観光資源の保全事業に対し助成を行っています。

さらに観光客誘致については観光協会と協力して出向宣伝をするとともに、ポスター、パンフレット等を作成し配布しています。

(6) 労働対策

地域の出稼労働者を中心とした雇用機会の確保については、職業安定所と密接な連絡を図っています。

また地区労働組合協議会に対しては健全な組織活動を促進するため助成を行っています。さらに労働

者の生活の安定、住宅対策の推進を図るため石川県労働金庫へ利子補給補助を行っています。
なお、各市の金融制度一覧については、本会発行の金融の手引き（16年度版）をご参照下さい。

珠 洲 市

(1) 企業誘致の促進

珠洲市における企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例

助成対象要件

製造業及び情報サービス業等で本市の経済の発展に寄与すると市長が認めるものをいう。

新設……投資額の総額が3,000万円以上で、常時使用する従業員が5人以上であること。

増設……投資額が3,000万円以上で、新たに増加する常時使用の従業員が3人以上であること。

助成金額

新設……投資額の100分の20

増設……投資額の100分の15

1億円を限度とします。

(2) 珠洲市新商品開発等支援事業費補助金

珪藻土、ハーブ、天然塩等の珠洲市特有の地域資源を活用し、新製品開発に要する経費や製造に係る設備投資及び市場の開拓と販路拡大をする企業者等に対し、補助金を交付するものです。

補 助 対 象 区 分	補 助 対 象 費 用	補 助 基 準	
		補 助 率	限 度 額
新商品等研究開発費	(1) 新商品等研究開発費 地域産業の振興に寄与すると思慮される新商品等の研究開発等に要する費用（当該新商品等の開発を目的に研究等を開始してから3年以内の費用に限る。）	1/2 以内	100万円
新商品等生産体制整備費	(2) 新商品等生産体制整備費 新商品等の製造に要する設備投資に要する費用（当該新商品を開発してから3年以内の費用に限る。）	1/2 以内	100万円
新商品等販売拡大費	(3) 新商品等販売拡大費 新商品等の販売開拓等に要する費用（当該新商品を開発してから3年以内の費用に限る。）	1/2 以内	100万円

(3) 珠洲市新特産品コンクール顕彰事業

新しい産業の創出や地域振興と活性化のために、従来の分野に加え新しいものづくりを推進することが不可欠であることから、新特産品をみいだすために試作品のコンクールを行い、広く市民からのアイデアを募集するものです。

最優秀賞 30万円、参加賞等

(4) 珠洲焼復興施設設置事業補助金

本市における陶芸を珠洲焼として復興させ、その振興と技術者の育成を図るため、陶芸に従事し、自立経営を志向する者に対し、その独立に必要な施設費につき、予算の範囲内において補助金を交付する。

助成金額

施設の設置に必要な総経費の3分の1の額とし、その限度額は、200万円とする。



平成16年度

中小企業組合検定試験

I will aim

中小企業組合検定試験に挑戦して、
中小企業組合士になりましょう!!

平成16年度「中小企業組合検定試験」受験概要

- 受験資格…中小企業組合の業務に従事している人、又は将来従事しようとする人
試験日…平成16年12月5日(日)
試験地…札幌・青森・秋田・仙台・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・宮崎・那覇
受付期間…平成16年9月1日(水)～10月15日(金)
受験料…5,000円(一部科目免除者は3,000円)
試験科目…「組合制度」「組合運営」「組合会計」
その他…申込方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会にお問い合わせ下さい。
(受験願書は中央会にあります。)

主催/全国中小企業団体中央会 後援/中小企業庁 協力/都道府県中小企業団体中央会